慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	神田喜一郎氏所蔵本文集巻第三・四について
Sub Title	
Author	太田, 次男(Ota, Tsugio)
Publisher	慶應義塾大学附属研究所斯道文庫
Publication year	1977
Jtitle	斯道文庫論集 (Bulletin of the Shidô Bunko Institute). No.14 (1977.) ,p.101- 207
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	森武之助先生退職記念論集
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00106199-00000014-0101

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

神田喜一郎氏所蔵本文集巻第三・四について

太田次男

世に神田本として知られる、首題の白氏新楽府平安末鈔本二軸は、既に、昭和二年（巻三）より同四年（巻四）にかけて、橋本進吉氏の解題を附して、古典保存会より影印本が刊行された。現存する新楽府古鈔本としては最も古く、いま猶、同種鈔本、並びに新楽府本文としても、準拠すべき本として尊重される。

筆者も、多年、この影印本より恩恵を蒙ってきた。元来、極めて鮮明なコロタイプ印刷ではあるが、何分にも、詳密な校訂の作業が施されている本であるので、当然、写真版としての限界もあり、原本の閲覧・調査の機会の得られるよう願っていた。

計らずも、昨年夏（昭和五十一年七月下旬）、御所蔵者の格別の御厚情により、宿望が叶えられ、全巻に亘り詳細に調査する機会を与えられた。これにより、訓点・書入等で疑問の存した個所も略〻氷解し、また、角筆点をはじめ、種々の新たな収穫もあった。影印本の刊行後、既に、五十年に垂んとするこの本に関しては、これを資料とした優れた研究成果も尠からずみられるが、(1) この本そのものを対象にした、全体に亘る詳細な調査報告には、未だ接していない。

その欠を若干にても補うべく、以下、主として訓点と本文を中心にして、関連事項をも併せて、調査結果を報告する。

註(1)比較的新しいものに限れば、訓点に関しては小林芳規氏『平安鎌倉時代に於ける漢籍訓読の国語史的研究』（昭和四十二年刊）があり、中国文学よりのアプローチとしては、野村たみ子氏「唯向深宮望明月　東西四五百廻圓―神田本文集巻第三上陽白髪人古訓点の訳読と一つの質疑」（近藤光

男編『中国古典詩叢考』昭和四十四年刊）がある。

本文に関しては、平岡武夫氏『白氏文集』（校定本）第一冊（昭和四十六年三月刊）の中で、神田本が校勘に使用される。但し、前記影印本に拠る為か、校改符等をはじめ、若干の見落しがあり、校記を改むべき個所が認められる。訓点の読み下し文は、小松茂美氏『平安朝伝来の白氏文集と三蹟の研究』（昭和四十年刊）の「資料編」に収められるが、同様の理由から、ヲコト点等の見落しが認められ、補正を要する。

（附）神田喜一郎氏蔵本白氏文集巻三・四と共に、神田孝平氏旧蔵太平記等も、同じく、世に「神田本」と称せられる。紛らわしく、区別し得ればよいが、永年に亘って使用された称呼を、遽に、改めることも容易ではない。いま、首題に御所蔵者名を明記し、本文では「神田氏蔵本」「神田本」を併用し、特に新たな工夫は加えていない。

一

神田氏蔵白氏文集新楽府は、その巻三・四の二軸とも、新補斐紙素紙表紙[1]、見返には、別の香色紙が配される。本文料紙には稍〻厚手楮紙が用いられ、尠からざる裏書が存する為、裏打は施されていない。後補の、稍〻太目白木軸。

巻三は、紙高二七・五五糎、墨界、界高二二・一糎、界幅二・七糎内外である。巻四は、二七・八五糎、墨界（但し、稀に鼠色筆の個所が交る）、界高二二・四糎、界幅二・八糎内外。紙数は巻三・十九張、巻四・十八張である。

巻三の内題、尾題は、共に、「文集巻第三」とあり、内題の下に「大原白居易」と署す。巻四は、内題を含め、首より五行を欠くが、尾題は、巻三と同じく「文集巻第四」とある。

巻三尾に、

嘉承二年（一一〇七）五月五日（一字抹消）〔以〕未時書写畢／（十二字塗抹）〔于時看侲子之射聞郭公之声〕／藤原知明（別時筆）改茂明

天永四年(一一一三)三月廿八日哺時雨中點了／藤原茂明

とあり、また、巻四尾には、書写奥書はなく、

天永四年三月廿八日點了／藤原茂明

とのみある。巻三・四の本文は同筆ではないので、別々に書写された本文に、両巻を通して、同じ時期に加点され、その日附が、書入れられたのであろう。また、奥書との筆致の比較からすれば、巻三本文は茂明自筆と見做し得よう。

更に、巻三裏に、

保延六年(一一四〇)四月廿日授三男敦真(改敦経)了抑／此書一部給敦真了蓋是慣白家之／詩情為令継文道於儒業而已／李部少卿（花押）

とあるので、天永四年より二十七年後のこの年に至って、息敦経が両巻を伝領したことが知られる。

両巻とも、各紙の背面、左下、紙継ぎ個所に近く、草体「知明」と署せられ、また、両巻の第一・二紙の紙継ぎ個所の継ぎ目にも「茂明」と署する。つまり、知明であった時代、及び、改名後の茂明時代と、再度に亘り、自署を加えるのは、各紙の佚せられざらんが為の慎重な用意であろう。

本文には、両巻とも、詳密な訓点が書入れられ、また、行間、上・下欄、その他余白部、並びに、裏に、音義注等が書入れられ、何れも、巻三本文や両巻奥書と同筆と認められる（極く稀に、別筆と覚しき注も交る）。但し、巻四の訓点等は、巻三に比すれば、稍〻疎であり、両巻の訓点・書入を全体としてみれば、必ずしも、等質とはいえない。

それらを朱墨の別でいえば、朱筆では、句読点、ヲコト点〔星点（普通の「・」と、若干の追補分「ˉ」とがある。）、稀に線点〕、音訓合符、人名符、稀に、声点、音訓読符等があり、墨筆では、句読点〔朱の外の増補分（「・」及び「ˉ」）〕、返点、ヲコト点〔主として線点、増補星点は比較的稀（「・」及び「ˉ」）〕、音訓合符、音訓読符、並びに、音義注の総て等が認められる。

現存の神田氏蔵本は、以上の巻三・四の二軸のみに限られる。曾ては、この両巻以外の僚巻も存したと見做し得る可能性も、無論、絶無とはいえないが、前述のごとく、両巻の加点が同時に行われ、紙背伝領識語の中に「蓋是白家之詩情為令継文道於儒業而

已」とある事からすれば、この新楽府は、謂わば、白詩の入門書として扱われていたと見做し得べく、また、平安時代に於て、この二巻は、寧ろ、多く、単行の二巻として扱われていた事等より勘案すれば、他の僚巻は佚逸し、偶〻この二巻のみが現存するとみるよりは、初から、この二巻として存したものとみる方が穏当であろう。

両巻の内題、尾題が、「白氏文集」ではなく、単に「文集」とある事に関し、神田氏は、古典保存会影印本跋に於て、

此巻首題文集巻第三下署大宜作太原白居易、體例不同今本、知出于香山手定、至後世展転雕印、文集上漫加白氏而非復長慶之舊、然則此巻可貴不翅古沢爛斑為名家手迹矣

と述べられた。(2)

この神田氏蔵本に限らず、鎌倉・室町鈔新楽府も、内題は総て「文集」とあり、白氏文集金沢文庫旧蔵本も、五十巻以前の巻は総て同様である。また、記録類等に書名として引かれる場合にも、この二字に作るのが普通である。

中国で、白氏文集を単に「文集」と称する例は未だ知らないが、彼地で、この紛らわしい称呼が一般化しなかったとしても、これを、直ちに、邦人の創見によるものとは断じ難い。本文に関する個所で述べるが、この神田氏蔵本は、唐鈔本の或る時点の旧を伝える貴重な一本であり、さすれば、神田氏の云われる如く、「文集」とするは、白氏の手定に出づるものとみるべきであろう。書名そのものは、白氏長慶集、或いは、白氏文集であっても、草稿本の内題が、「文集」であることは、推測するに難くはない。更に、神田氏蔵本を含め、新楽府鈔本の総ての、内題の下に「大原白居易」とあり、金沢文庫旧蔵本をみても、巻五十迄の、現存各巻には、これが署せられ、巻五十以下では、各巻の編輯当時の職名及び名が、署せられている。宋本以下では、これらは総て削除せられる。この事も、わが古鈔本が、白氏原本の旧を留める証左となろう。とすれば、邦人が妄りに、かく、「文集」と簡称したとするのは憶断に過ぎず、当時流布した鈔本の、内題にある「文集」の二字が、広く一般化した書名「文集」の根拠であったと見做すことが出来よう〔尚、この点に関しては、京都大学「国語国文」(四六―九)所収の拙稿に於て、より詳細に述べた〕。

註(1)橋本氏解題には「表紙及び緒なく」とあるので、これは、同氏の調査以後の、新補のものであろう。

(2)「文集」とあることについては、既に、松下見林『異称日本伝』にも触れられ、続いて、『経籍訪古志』（巻六）著録、新楽府二巻竹陰書屋蔵本の記述中に「以上諸本（求古楼蔵二巻、高野山西南院蔵一巻、又一巻を指す。筆者注）巻端単題文集不冠白氏字、即是白氏之旧観、実為李唐転伝之真、雖零残数巻可不貴重乎」とあり、島田翰も「秘府壱号御庫（書陵部蔵時賢本）新収本中、収巻子本残本一巻、題単称文集巻第三下署太原白居易、第一張、十四行、次張以下、毎張十六行、々十四字、蓋是書自白氏真本伝鈔、故単曰文集也、猶論語是孔子之書、故開巻即称孔子為子、又猶春秋称魯侯為公也、春秋魯国之書、故単称公、則為魯侯可知矣、論語孔子之書、故単称子、則為孔子亦可知矣、是集則白氏之家集、故単称文集、則為白氏亦可知矣、是其出於白氏之旧本也明矣」（『古文旧書考』巻三）と述べている。

二

こゝでは、先ず、訓点について述べ、併せて、関連事項全般に亘り、検討を加える。

(一)送仮名・読仮名について

両巻に施されている訓の筆致を全体としてみると、全巻を通して、その主体を成しているものと、それとは別筆と断ずべきか、遽に断定することは留保するが、少くとも明かに別時（恐らくは若干後時筆）に施されたと見做し得べき数種のもの（その中には角筆点も含まれる）との、二つに大別される。便宜上、以下、これをA筆、B筆とする。

これを若干例示する（以下、平仮名はヲコト点の翻記、括弧内数字は影印本丁数及行数を示す。この例ではヲコト点は省略す）。

①母ー別ー子刺（レリアタシキ）新（ヘタツル）間（キ）旧也（巻三、序二オ6）

②欲（ホ）三見（ム）ー者之易（ヤスカラム）ニ　諭（サトリ）ー也（同、同三オ3）

③唐祚中興（コロオ）万ー々ー葉（同、法曲五オ7）

④苟（イモ）能審（ツハヒラカニ）　音与政通（ス）云（コトヲ）（同、同五ウ4）

⑤不令（シシメ）夷ー夏相交ー侵（ヒマジハリサシメ）（同、同五ウ6）

⑥山上多生（クオイタリ）不ー死薬（同、海漫々六ウ2）

このうち、①は、総てA筆である。②は、「ヤスカラム」が小字、墨色も薄く、B筆である。③は、総てB筆である。④は、同じく総てB筆である。⑤は、「マシハリ」の中の「マシハ」、「サシメ」の中の「サシ」が、夫々B筆である。⑥は、「ク」、「オイタリ」の「イタリ」がB筆である。

A筆に対し、B筆は、或る異本から系統的に、別訓として書入れられたのか、単に、音訓の補遺として、別時に、随時書入れられたものか、明瞭ではない。巻三の書写の嘉承二年（一一〇七）から、両巻の加点終了時の天永四年（一一一三）迄の六年間、び及、敦経によるこの本の伝領時、保延六年（一一四〇）迄の二十数年間の、計三十余年間の期間は、かゝる補遺的書入れを可能にしたであろう。また、それ以後の加筆も絶無とはいえない。その加点の時期やA筆との比較に関しては、後に、更に、検討する。

大別すればA・B二筆に区別される、その判別は差して困難ではない。但し、B筆は、更にこれを数種に区別すべきであるが、これを総て、B筆の中の何れの筆と、明瞭に判別することは、必ずしも、容易ではなく、何れとも判じ難い場合が、どの種類についても残る。そういう若干の個所を保留して、B筆をこゝで敢て数種に区分するのは、後に述べるごとく、声点等の筆致とも関連して、その必要があるからに外ならない。

訓点の密疎、A筆、B筆の加えられ方の比率、その他に関し、巻三・四は必ずしも、同様とは認め難いので、〔〕の範囲の、以下に述べる、AB両筆の分類や角筆点等に関しては、両巻を別々にして検討を加える。

〔巻三について〕

(1)A筆点　この筆になる訓は、巻三・四に共通し、訓の主体をなし、従って、その数も最も多い。その筆致を、識語、巻三本文、両巻の諸種の書入れ等の文字と比較すれば、茂明の自筆と認めて、先ず間違いあるまい。〔以下の引用文のうち、片仮名は、総て現行の字体に改め、末尾に仮名字体表を附した。ヲコト点（平仮名にて翻記）、声点等は、必要な場合以外は、省略に従う〕

はじめに、訓の施されている位置について、一言する。

若、比（モノナラハ左）（レハ右）人心、是、夷（タヒラカナル右）途（なり）（一二ウ5）

に於て、「モノナラハ」「レハ」の訓の下に、夫々「左」「右」が附せられているのは、神田本の底本に於ては、この二訓が左右逆に施されていたのを、こゝでは、何等かの理由から、それとは逆に施されざるを得なかったということを意味しよう。下の「タヒラカナル」は一訓であるが、これも同様である。

このような例は、他にも、

有餘（リノ左ヨ）慶（五オ2）　虚祠（クマツリ左）禱（イノル左）（ス）（六ウ8）

等、尠からざる例がみられ、何れも、同様に解せられる。

更に（次例の第一の「タテ」、第二の「カナシヒ」は、原本では、夫々「ソハタ」「シテ」の外側に施されている）、

鼎峙（ニソハタテ先）（タテ先）（一六ウ6）　矜（アハレヒ先）ー憐（シテ先）（カナシヒ）不忍殺（ニ）（二二オ7）　録（ス先）姓ー名（を）（〃〃8）　遣（シメテ先）著（キセ）皮ー裘（を）（二二ウ7）

のごとく、「先」が附せられる例がある。これは、小林芳規氏の御説（前掲書八七三頁）に従えば、師説を意味する由である。そして、この「左」「右」「先」の何れも、巻四にも認められ、何れも、A筆訓に限られる。

とすれば、このA筆は、藤原茂明が創めて施した点ではなく、その拠るべき点本が既に存し、その訓を転写したものと見做すべきであろう。小林芳規氏は、神田本の訓を博士家三訓の取合せられたものと述べられた。しかも、その右旁、左旁を逆に書写した場合は、一々、その旨、注記してあるとすれば、神田氏蔵本に施されている多くの訓が、夫々、何れの側に施されているかには、少からざる意味が存した筈である。また、この本の加点態度も、これによって知られよう。

これに関連して、

断（シテ）為（ツクル）五十篇（と）（二ウ7）　売（ウレルをは）子（を）（ウレル）（コヲハ）（四オ2）　孤（ソムキ）負（ソムケル）平生耳（の）（一九ウ3）　縛（ニハフて）（ニハフ）作（ナス）蕃生（の）（と）（二三オ8）

というような例があり、「ツクル」「ウレル」「ソムケル」「ユハフ」等は、何れも、左右が同訓になっている。然し、例えば「売子」

でいえば、「ウレル」と「コヲハ　ウレル」は、元来は、別々の本の訓であり、また、左旁・右旁と、その施される位置が区別されていたのであろう。他の例も同様である。

とすれば、当然、右旁・左旁訓の何れもが夫々、双訓になることもあり得るわけで（次、第一例「ル　レリ」の、下の訓「レリ」は原本では外側にある。以下、同様。但し、第六・八例は「又」を付し下に続く）、

刺ル　レリ　楽工非ことを其人に（一オ6）　警シム　イマシメタリを戎（二オ7）　止ト、ヤメタリ淫奔（二ウ2）　悪ニクメリ　イツヤサを人（〃〃5）

忘タリ　レヌ封疆臣（八オ7）　老タレハ　スレハ休妬（九オ7）　微スコシ　ヒソ啓齒（一〇オ5）　煦イキツク　アキトフ沫（一五オ4）

等の例が認められる。

小林芳規氏は、この神田本の訓点と、書陵部蔵時賢本と比較され、時賢本の訓は、菅家・江家・藤原家等の訓と、その拠る本が注記されている例があるところから、これと照合して、神田本訓の多くが、これら博士家の訓と一致することを明かにされた。

確かに、両本の訓を比較すれば、神田本の訓は、その多くの部分が、時賢本のそれと一致する。但し、その施されている位置が、右旁・左旁の何れかという点になれば、それは、必ずしも、一致しない。とすれば、神田本の拠った点本の段階に於て、既に、時賢本等とも略〻同様の訓が集成され、それが加点された本も、尠からず存した事が知られると共に、左旁・右旁等、その訓を何処に施すかに関しては、諸家により、諸種の相違が存したのであろう。

神田本（いまA筆に限る）と共に、時賢本の訓も、かなり詳密である。とはいえ、当然のことながら、相互に一致せざる訓も亦、尠からず存する。

既に挙げた「先」の附された訓の中、

鼎峙ニタテ（一六ウ6、名義抄「峙タテリ」あり）　矜ー憐シテ（二二オ7）　録ス姓ー名を（〃〃8）　遣シメテ著キセ皮ー裘を（二二ウ7）

の、「タテ」「シテ」「ス」「シメテ」等は、何れも時賢本にはみられないし、外にも、多くの例を挙げることが出来る。

神田本に於けるそういう中で、時賢本にもみられない左旁の訓は、特に、注意を要する。

①同-時採-択（にこと ハレキ）百-余-人（を）（八ウ7）
②皆云（ク）、入（マイナは）セラレタルモノ内（ウチに）、必、承（タマハラム）恩（を）（九オ1）
③玄-元-聖-祖五千言、不言薬（イハトモ）、不言仙（トモ）（七オ1）
（辺）（功）
④〻〻、未立（シテ）生（ナスノ）人怨（ミヲを）（ウラム）（一二オ8）

の諸例に於て、①の「セラレタルモノ」、②の「マイルモノナラハ…ウケタマハリナム」、③の「ヲモ…ヲモ」、④の「生人怨（ウラム）」（他の訓みは何れも「生三人怨」である点は一致するのに、これのみ特殊な訓みである）等、何れも稍〻稀な例であり、また、或る特定の一本に由来するかにみえる。

また、この外にも、

引古以儆（ツヽシム）今（一ウ1）　深誡（トカム）（三オ4）　衆側（ソハム）耳（七オ8）　張弓簸（ケム）旗（一一ウ4）　生人怨（ウラム）（一二オ8）
引古以儆（ツヽシム）今（一三ウ2）

とあるのも、神田本や時賢本の他訓と異なり、一貫した語形であるといえる。

更に、語尾等の相違に止らず、明かに異なる訓も尠くなく、

諷（ソヘタリ）君臣不終（一オ8）　不敢（イナヤ）帰（イナ）（六ウ6・他訓「イナヤ」）　青黛（マユスミ）（マユカキ）（九ウ2）　微（ヤウヤク）（スコシ）啓歯（一〇オ5）　聞（イフナラク）-道（イハク）（一一オ6）　今（コノケサ）-朝（一九ウ2）　若（イカテカ）-為（二三ウ2）　度（オクラム）残年（二三ウ2）

等がみえる。とすれず、神田本の拠った点本には、時賢本にも採られていない別本からの訓も、蒐められていると見做し得よう。

確かに、時賢本は、その本奥書は長久二年（一〇四一）と古く、由緒深い鈔本ではあるが、現存本の書写は元亨四年（一三二四）と神田氏蔵本より、遙かに降っている。従って、転写の間に、訓点に関しても、時代的変改を蒙るのは止むを得ない。一つの例であるが、いま、神田本・時賢本を精度に関して比較する。神田氏蔵本では、

海漫〻、直-下無底、旁無辺、雲濤、煙浪最深処、人伝、中、有三神（ノ）-山（〻先）（〻上多協所連反）、生不-死薬、服之、羽-化為天仙（巻三、海

漫々）

に於て、「神山」の「山」に、音注「先」並びに「所連反」と反切の注を施し、何れも、これを「セン」と読むべく指示する。ここで、反切の上に「協」とあるのは、「サン」ではなく、「セン」と訓むことが、他の語と「協韻」する意であり、傍点を施した如く、「辺」「仙」がこれに該当する。文選李善注等にも、この「協韻」の語はみえるので、当時、博士家では既に、実際に使用されていたのであろう。博士家に於ける、原詩読解の深さの一端が示されたといえよう。

ところが、この個所を時賢本でみると、

有三神山一（の）（サン所連反）

の如く、反切は注せられているが、「協」の一字はなく、しかも、反切の外に、墨筆で字音「サン」が施されている点は、神田本と相違する。墨筆は、この本では菅原為長の点といわれる。

後述するが、神田本の訓点の施される状態をみると、字訓の仮名が遙かにその数は多く、字音の仮名は、これに比すれば、比較的少なく、更に、全く加点されない場合もある。或いは、全体としてみれば、寧ろ、この方が多いかも知れない。それと同時に、

寒儁（六俊）（二オ3）　蚕績（六赤）（巻四、一四ウ3）　地軸（ミ竹）（一〇ウ4）　嵩州（ミ水）　朝飡（ミ山）（二二ウ1）　卯女（切古患反）（六ウ7）　滉瀁（玉胡曠反）

（一五オ3）　西洱河（而止反）（二〇ウ2、「洱」と字音仮名を施す）　羅綃（所交反）（巻四、九オ5）

の如く、諸種の音注が施され、中には、後に挙げる通り、「玉篇」や「切韻」から引かれる場合もみえる。

神田本では、音注の加えられている個所には、字音の仮名は全体を通じて一例（前掲「西洱河」）の外は、施されておらず、前記「ミ竹」「ミ水」「ミ山」等の音注は、その数も多く、音注というより、一種の仮名と見做す方が適当であろう。

時賢本に於ても、以上の音注のうち、若干は、それと重複するが、その個所では、多く、音注と共に字音の仮名も施され、寧ろ、そういの場合が主であり、音注は、

鄰公（ケイ）（胡圭反）（二王後）　誑誕（キャウ）（居況反）（海漫々）　鏗鏘（カウ）（丘耕切）（華原磬）　呂向（キャウ）（許尚反又式尚反）（シャウ）（上陽人）

の如く、明かに、従として扱われている。

とすれば、時賢本に於ては、最初の例「三神山」の「山」に施された「所連反」の、音注として重さも、同様に軽く、協韻を意味する「協」の一字も、既に佚せられ、「セン」と読むべしとする指示は最早無くなった。

たゞ一例に過ざないが、「所連反」つまり「セン」と訓むことは、原文に於ける韻律に深く係わり、「サン」と訓むのに比すれば、その理解に関し、正しく質的相違が存するのである。とすれば、これ亦、既に、転写された本であるとはいえ、平安末期の神田本の訓点、特に、以上述べたA筆の訓は、かなり信頼するに足る、貴重な資料といえよう。

(2) B筆点　神田本の訓点について、片仮名の筆致上、その主体となるものを、A筆と称して、これについて述べた。そのA筆とは筆致が相違し、異筆と認め得るか否かは保留するが、少くとも、A筆とは別時の筆と見做さるべき数種の片仮名訓―先に、これをB筆と称した―が、全巻に亘り、尠からず存する。

但し、巻三については、後半の「五絃弾」以下、尾に至る迄の三篇には、訓そのものが、比較的疎であり、従って、B筆も、余り多くは認められない。

このB筆は、更に、これを数種に分けることが出来る。いま、その各々について述べる。

①B1筆　B筆の中では、比較的A筆に似るが、それよりも、稍〻形が大きく、肉太である。字音・字訓の両仮名が含まれる。

太宗十八挙義-兵、白髪黄-鉞、定両-京、摛充（トラヘ）、戮寳四-海清（スミヌ）（三ウ6・7）

に於て、「スミヌ」はA筆であり、その外の「アク」「トラヘ」「シウ」は、何れもこのB筆に該当する。

更に、他の例を挙げれば、

歌堂々（フ）（五オ5）　採薬去（ッカハス）（六ウ4）　見（ミハ）応（モコソスレ）笑（ワラヒモ）（九ウ3）　少（カウテノ）苦老苦（テノ）（〃〃5）　折来幾（イクハクノトシソ）年（一一オ2）　若比（ナラフレハ）人心（一二ウ5）　今（イマヨリ）来（コノカタ）（一五オ5）　誰復辨（ワキマ（む））（一六ウ1）　欲（ナ、ムトス）半日（一九ウ1）　定帰郷計（ハカリコトヲ）（二二ウ8）

等も、何れも、これに該当する。このB$_1$筆は、全巻に亘り、A筆に次で多く認められる。特に、後に述べる角筆点は、大部分がこの筆の仮名と重なることは注意を要する。

②B$_2$筆　形はA筆に近い。稍〻細筆、墨色は少々薄い。その数は、B$_1$筆に比すれば、左程、多くはない。

西涼伎（二オ1）　杜陵叟（〃〃4）　思決|壅（二ウ6）　永徽之人（五オ2）　聞蘭麝（一三オ3）　耀芒|（一三ウ6）

等があり、字音を表すのが主である。

③B$_3$筆　細筆、比較的小字である。

見者之易諭（三オ3）　使可以播楽章歌曲（三ウ5、但し、「カラ」はA筆）　相交侵（五ウ6、但し、「リ」「メ」はA筆）　（痛）（不）（眠）（一一ウ8、三字畳符）　未五載（一二ウ8、但し「ナラ」はA筆）

等が、これに該当し、その数は、多くはない。

④B$_4$筆　細筆、比較的小形。筆致が直線的な所が、その特徴と認められる。

懲佚|遊（二オ2）　聞者之深誡（三オ3）　鳴咽（四ウ2、但し、「シ」はA筆）　無覓処（六ウ5、但し、「ルニ」はA筆）　杜陵頭畢|竟（六ウ8）　清濁（八オ4）　左臂折（一一オ1、但し、「タリ」のみ）　屯漢兵（一六ウ6、但し、「トン」のみ）

等が、これに該当する。

外に、筆致はこれに近いが、鼠色筆（巻四界線の一部と同色）を使用の為、稍〻肉太に書かれたものも、便宜上こゝに入れる。

立辨、致死声、感人、宮|懸、一、聴…果|然、胡寇、従燕起（八オ5～7、但し、「シム」の「ム」はA筆）

尚、この外にも、「知三有二新声一」（八オ4・5）の返点も、これと同色で施されている。

⑤B$_5$筆　極細筆、墨色も薄い。その数も少ない。形、大きさはA筆に比較的近い。

胡施女（一オ7）　戒近習（〃〃）　諷君臣不終（一オ8）　城塩州（一ウ2）　辨皇鑒（一ウ8）　初選入（八ウ6）　無已時（一〇オ3）　漁无税（一五ウ3）

等が、これに該当する。

⑥B_6筆　数は極めて尠い。稍々肉太、かすれ筆。

折臂翁（一オ7）　憂農（二オ3）　黒潭龍（二ウ4）　其名（三オ1）　両声（八ウ2、但し、「フタ」のみ）

等が、これに該当する。

以上のB筆の内、中には、偶々、用筆を異にした為に、或いは、別筆に見えるA筆も含まれるかも知れないが、形は明かにA筆とは別であり、又、別時の筆でもあるので、一応、かく、分けることにする。

このうち、B_1筆を除けば、字音の仮名が主であって、随時加えられたものが多いと思われる。とはいえ、A筆の若干後に続いて、単純に、同一人によって増補せられたものとのみ断じ得るか、検討を要する。この事に関しては、後に、声点の項でも言及するが、ここでは、訓のうち、撥音「ン」の表記法について、A・B筆を比較検討する（字体については別掲字体表を参照）。

胡施女（一オ7）　城塩州（一ウ2）　皇鑒（一ウ8）　何人（五ウ8）　誑誕（六ウ7、但し「ム」を「ン」に改む）　無何云（一一オ4）　参商（一二ウ8）　微暗（一三ウ6）　按図（一六ウ3）　屯漢兵（一六ウ6、但し「セリ」はA筆）　何因縁（一一オ2）

以上の例は何れもB筆であり、最後の一例を除けば、総て「ン」を表記する。（猶、「按」の「アンシ」は、次に述べる角筆も重なる。角筆もB筆の一つと見做せば、これも同じ表記の仕方の中に入り得る）。

これに対して、A筆では、

鑒前王乱亡之所由（二ウ6）　安足云（七ウ6）　何人（〃〃）　何不同（八オ2）　入内必承恩（九オ1）　無何（一一オ4）

と、何れも、字訓に関する点、B筆の場合と異るが、「何人」のごとき、同一例もあり、最後の一例を除き、何れも「ン」を表記しない。外に、或いはA筆かと思われる例に、

館（クウンックリ）四方、犀入菀（一八オ5）

の一例がある。

以上の例からみて、A筆・B筆の「ン」の表記には、少くとも、若干の相違が認められ、従って、B筆を、A筆によって、別時に施された訓、つまり、その単なる補遺として、同一に扱うことは適当ではないといえよう。

(3)角筆点　巻三・四の全巻に亘り、字音・字訓、及びその合点、音訓読符、稀に音訓合符、並びに、若干の声点・濁音符が認められる。そのうち、こゝでは訓について述べる。当然のことながら、影印本には、全く写っていないので、その総てを挙げる。

①墨訓（合点も含む）と合致するもの（角筆の仮名は通行の字体に改む）

断為（ス）五十篇（二ウ7）　不（テラス）独善戦（四ウ4）　歌（フ）堂々（五オ5）　復（ス）鴻業（〃〃6）　太宗之（ノ）遺制（六オ5）
旁（ハ）無辺（六ウ1）　祠禱（ス）（〃〃8）　此（カク）楽（七ウ5）　今（ケフ）日（九ウ1）　徒（セリ）労（一〇オ6）　瘴（シヤウ）煙（一一オ7）
行无一（ヒリモ）廻（一一ウ2）　牒（ノノウリ）中有名字（〃〃3。「牒」の墨訓「テフ」、角筆は「ノノ」のみ認め得る。「テフ」か）　自（ミ）把大
石（〃〃4）　非（ス）不苦（〃〃6。角筆仮名「爪」、墨筆は「ス」）　陰（キ）寒夜（〃〃7）　応（マシ）作…（一二オ1）　君不（スヤ）聞
（〃〃3）　弃（ク）背（一三オ1）　又聞（ク）（一四ウ6）　波沈（メ）西日（一五オ3）　魚（ハ）煦沫（〃〃4）　照（ス）青天（〃〃6）
近（キ）水之人（一五ウ3）　同（ク）欣々（〃〃6）　摧（メイ）茗（〃〃〃）　城（キ）塩州城（ク）塩州城（ハ）在…（一六オ2）　鉢（ハツ）闥布（一六オ3）
左（シム）衽（〃〃6）　按（アンシ）図（一六ウ3）　猖（シヤウ）狂（〃〃5）　為身謀（ル）（〃〃8）　以楊為（ス）字（一七ウ7）　六訳（ニキ）（一八オ4）
入骨愛（スル）（一九オ2）　白髪生（オヒ）（〃ウ4）　労倦（ス）（二一オ2）　奉（ス）正朔（〃〃7）　驃楽（ハ）不来（二二オ3）　面（セラ）縛
（〃〃6）　著（キ）皮裘（二二ウ7）

②墨訓とは合致するも、その墨合点のみ無いもの

採薬去（六ウ3）　舞雙劔（七オ5）　見応笑（九ウ3）　少苦（〃〃5）　制不禁（一〇ウ5）　幾年（一一オ2）　点得駈向（〃〃5）　十人二三死（〃〃8）　耶嬢（一一ウ1）　皆云（〃〃〃）　一支（〃〃6）　骨不収（一二オ1）　苦不常（一二ウ7）　競天災（一四ウ4。墨訓は右旁、角筆訓は下欄に施す）　魚煦沫（一五オ4。「沫」の墨訓「アハ」、角筆は上の通り）　年進送（一七オ5）　不進矮奴（〃〃7）　献新楽（二一ウ5）　感人心（〃〃7）　不聴（二三オ7）

③墨訓の一部と合致するもの〔（　）内の墨訓は合致せず〕

覈而実（三オ4）　直下無底（六ウ1）　調宮徴（七ウ4。但し、「メ」に合点を施す）　有耳如壁（八オ3）　古称（〃〃5。角筆訓の「イ」は「い」。墨訓に合点を施すを、いま省略）　見応笑（九ウ3。角筆訓「スレ」に合点を施す）　扶向店前（一一オ1）　使人知（〃ウ3）　骨砕（〃〃5）　筋傷（〃〃6）　雖癈（〃〃〃、墨訓に合点を施す）　風雨（〃〃〃、但し、角筆訓「フリ」に合点を施す）　若比人心（一二ウ5。但し、角筆訓「レハ」に合点を施す）　尾曳泥（一五オ4）　近何親（〃ウ5）　非无策（一六ウ7）

④角筆訓のみのもの〔（　）内は、角筆訓と重複せざる墨訓〕

鉢闥布（一六オ3）　瀧水凍咽（一九オ5）　凄々切々（〃〃6）　膚血（〃〃8）　唧々咨々（一九ウ2。但し、右旁「セツ・セツ」の傍点部、墨訓もあり）　牂牁（二〇オ6）　瑣砕（〃〃7）　誘諭（〃ウ5）　晃旒（二一オ2）　労倅（〃〃〃）　懵悽（二二オ2）　蒭蕘（〃〃4）

⑤墨訓の全部又はその一部に角筆傍線を施すもの（角筆訓に準ずるものと認む）。（　）にて囲まざる部分に、傍線を施す。

一閉上陽（八ウ6）　祇在（一三ウ1）　屯漢兵（一六ウ6）　定帰郷計（二二ウ8）

⑥(附)角筆合点　以上の角筆訓の外に、尠からざる角筆の合点が、墨訓に施されている。その総てを挙げることは省略に従う。そして、その大部分がA筆訓に施されていることは注意を要する。

既に述べたごとく、角筆訓と重なる墨訓が総てB筆であることをも考慮に入れゝば、次の様に推定すべきであろう。つまり、角筆訓はA筆の後に施され、B筆と重なる個所は、そのB筆が、角筆訓の後に施されたということである。

A筆訓に角筆合点が加えられることは、既に書入れられているA筆訓に合致するからであり、B筆訓と角筆訓とが重なる場合、若し角筆訓の方が後とすれば、A筆訓に対するのと同じく、合点のみ施すか、或いは、墨訓と重なることを避けて、その傍に書入れる筈である。それが重なって書かれることは、角筆の後にB筆訓が書入れられる際に、既に、角筆訓のあることに気付かざるまゝに重ねたとみるべきであろう。予め、その存することを知らぬ限り、余程注意しなければ、角筆点は見落され易い。

但し、角筆合点が、若干のB筆訓にも施されていることは、角筆訓が、A筆訓に続いて、そのすぐ次に書入れられたのではなく、その前に若干のB筆訓が既に書入れられていたと解してよかろう。この合点に関する見解は、次項で、改めて取上げる。

また④の「旒」のごとく、右旁・左旁に同訓が施されている例からみれば、既に、A筆にて述べたごとく、角筆点に於ても、左旁・右旁の区別が意識されていたと認めねばなるまい。

以上、角筆訓は、合点の分までも含めれば、その数はかなりの量となり、しかも、訓のみならず、音訓合符・音訓読符・声点・濁音符をも含み、当然、これらの加点された一点本の存在を推測せしめるのである。

〔巻四について〕

巻四の加点内容が、巻三と特に著しく相違することは無いが、一応、両巻を別けて述べる。重複するような個所は省略し、必要事項のみを挙げる。

(1) A筆点・A_1筆点　巻三の場合と同様、この筆による訓が全巻の基幹である。たゞ、B筆訓は、巻三に比して遙かに少ない。首（この本の首より五行欠、従ってその次の意）より「驪宮高」「百練鏡」「青石」「両朱閣」「西涼伎」の五篇に限り、主体となっている訓は、A筆に似るが、これに比し稍〻小形であり、また筆致上、やゝ丸味を欠く。これは、同じくA筆で、たゞ、用筆が異るのみであるのか、或いは、別筆と見做すべきか、若干、疑念が存する。いま、この間の、A筆に似る筆をA_1筆と称する。「八

駿図」以下は、巻三と同じく、明かにA筆訓が、主として認められる。

巻三の場合と同様に、A筆の加点の仕方は、右旁のみの場合、左旁のみの場合、右旁・左旁の両側にある場合、右旁・左旁が、夫々、双訓の場合、右旁・左旁が同訓の場合等があり、また、訓の下に、「左」「右」「先」が、夫々、附される場合も同様に認められる。

従って、神田本の拠った点本は、巻三・四が取合せ本ではないことが知られ、たゞ、巻四の訓の方が若干疎であるだけである。

(2) B筆点　巻三で挙げたB_1—B_6筆のうち、B_1、B_2、B_5筆が、夫々、若干認められ、B_3、B_4、B_6筆は、全く認められない。外に、巻三には無い、比較的大形で、肉太、墨色の薄い筆致の訓があり、いま、これをB_7筆と称する。

B_7筆訓を、若干、挙げる。

別有(アリト云コトヲ)鏡不(ス)是楊州百練鏡（二オ4）　欲(スル)何(イカ、)用（〃〃7）　忠烈姿(スカタニ)（二ウ4）　借問(トフ)（三オ3）　非今日(ノミ)（七オ8）

愛(スル)花心（七ウ4）　殿上毯(ヘタムニ)（〃〃8）　華虚(ムナシウシ)（八オ1）　蜀郡褥(シヨク)（〃〃3）　天上(ヨリ)送（九ウ1）　生(ナカラ)別離（一一オ2）　為可—汗(カンカ)（〃ウ5）　不須曳(タモアラ)（一三オ1）　濃粧(コマ)（一五オ3）

(3) 角筆点　巻三と同様に、この巻にも角筆点が認められる。墨訓と重なる場合、それはB筆である等、すべて巻三に於て述べたと同じである。訓及び合点は比較的多いが、その外は、若干の声点（稀に濁音符）、音訓読符が認められる。巻三に於ける、音訓合符、及び、それに施された合点は、この巻では共に、殆んど認められない。

いま、巻三の角筆点の説明個所に使用した各項番号の順序に従って、その総てを挙げる（ある番号の内容に該当例の無い場合は、その番号を欠番にして除く）。

①（墨訓と合致するもの）

呑併(アハセタル)（三ウ2）　顋(ツラ)不施朱（一二オ5）　〔冗(ショウ、ジ)員（二三オ8）

④（角筆訓のみのもの）〔（　）内は、角筆訓と重複せざる墨訓〕

隠羞面（六ウ5）　雑卉（〃〃7）　本態（一二オ6）　反ー魂ー香　反夫人魂（〃ウ7）　香ー煙（〃〃8）　髪ー髴（一三オ2。音読符、その合点も角筆）　奸姿（〃〃8、声点も角筆）　皓腕（一四ウ6）　両頰（一五オ3）

幾石重（一七オ6、墨訓「サソ」あり）　抽毫（一八オ1）　汗河口（〃〃8、声点も角筆）　錦ー纜（一八ウ5、声点も角筆）　咲ー歌（〃〃6、声点も角筆）　綴旒（〃〃7、声点も角筆）　三ー重泉（一九ウ2）　深ー固（〃〃〃）

擬将富貴（〃〃4）　蠱ー惑（二〇ウ2、声点も角筆。惑のは「入軽」）　似簧（二一オ8、声点も角筆、音読符も施す）

彩毛青ー黒花頸紅（〃ウ8）　如不聞（二二オ5）　踊ー躍（〃ウ4、角筆「ヨ」→「ナ」に作る）　鏌耶剣（〃〃〃、「鏌」の角筆濁声点「゜」）　規刺（二三オ6）　達人情（〃ウ7、音読符も角筆）

最後に、巻三と同じく、撥音「ン」の表記について、A・B筆と、角筆もB筆に含めて比較すれば、先ずA筆では、

奈何（四ウ7）　何厚ー薄（一四オ8）　知何限（一三ウ6）　安用喋々（一二オ8）

の如き、「ン」を表記しない例と、

滻ー水（一七オ5）　去ー年（九オ8）　皓腕（一四ウ6）

の、表記する三例とがある。字音の二例は何れも表記するので、字訓の場合との間に若干の相違の存するのであろうか。

これに対し、B筆訓の場合は、

何ー人（一五オ8）　蠲ー免（九オ3）　可ー汗（一一ウ5）　冗ー員（二三オ8）

と、字音・字訓とも、「ン」を表記し、また、B筆の一種と見做し得べき角筆の訓に於ても、

反ー魂ー香（一二ウ7）　奸姿（一三オ8）　冗ー員（二三オ8）

と、他のB筆と同様である。

以上の例からみて、A筆、B筆・角筆の間に若干の相違のあることは、巻三の場合と同様である。

(二)合点について

前項で述べたごとく、この本の訓点をA筆、B筆訓に分け、これに角筆の合点を関連させて考えると、合点の施されることの意味について、検討の必要の存することを感ずる。

橋本進吉氏は、神田氏蔵新楽府古典保存会影印本の解説の中で、

訓に諸説あるものは、竝べて挙げて、その採るべきものに合点を加へたり。

と述べられた。近くは、小林芳規氏も、この本の合点について、この説を引いた上で、更に、これを承けて、

一漢字に対して、多く三訓を、又は二訓以下を、並べ挙げて、訓法の諸異説を示し、その上で採るべき訓を合点によって明示してある。（前掲書八九三頁）

と、略〻同趣旨の見解を述べられた。

筆者はこれに対し、些か異見を提示したい。

はじめに、次の二例を挙げる。

君心、遂忘封疆臣（巻三、八オ7。「レヌ」は元、「タリ」の外側、いま、下に移す）

宮鶯百囀愁厭聞（同、九オ6。「サヘツリスレトモ」は元、「リ」の外側、いま、下に移す）

この例からすれば、成程、合点なるものは、一見、採るべき訓に施すべきもの〻如くみえるが、

（天）（子）〻〻為之微啓齒（巻三、一〇オ5）

引古以儆今（同、一三ウ2）

早知如此悔帰来（同、二三ウ5）

の例のごとく、二訓、三訓が加えられても、合点の施されない場合は、決して稀ではない。殊に、第三例は、左右同訓であり、しかも、一方にのみ、合点が施されている。また、

古人、今人、何、不同（巻三、八オ3）

功成、理定、何神速（同、四オ1）

千匝万周、無已時（同、一〇オ3）

嫁得西江大商客（巻四、一四ウ5）

のごとく、何れを採るべきかという選択の余地の全く無い、夫々、一語に対する一訓にすら、合点が加えられる例は、決して尠くはない。これなども、二氏の見解からすれば、納得がゆきかねる例である。また、

伝自武徳至元和（巻三、三ウ4。「ハテ」は元、「へ」の外側、いま、下に移す）

禄山胡旋、迷君眼（同、一〇ウ2。「マトハス」の「ハス」にのみ、合点を施す）

風雨、陰寒夜（同一一ウ7）

に於て、第一例は、右旁の双訓（「ハテ」は原本では外側）に、共に、合点が施され、第二例では、態々「ハス」のみに合点が施され、第三例では、右旁では「カセフキ」に、左旁では同訓であるのに、その一部の「フキ」に、夫々、合点が加えられている。

以上の諸例の同類は、他にも多く、何れも、合点は、採るべきものに附するものとする、見解には合わない。従って、合点の施される意味につき、更に、検討を必要とする。

神田本に施されている合点には、稍々肉太のもの、比較的細筆のもの、また、大きさでいえば、比較的長いもの、極く短いものなど、様々であるが、ときに、

典桑、売地納官租（巻四、八ウ5）

の、「カヒ」の合点のごとく、細筆と稍々かすれ筆との二本が、重なっているのが明瞭に分る個所がある。墨筆の合点が重書されているか否か、判別は、それ程容易ではないが、念のため、比較的、肉太のものを拡大して仔細に検すると、

古人今人何不同（巻三、八オ2）

豈有耳如壁（同、同3）

楽与時ノ政通（同、同8）

宮鶯百囀（モ、ナ（ツリスレトモ）愁厭聞（同、九オ6）

等の合点は、何れも、二重であると認められる。同様の例は他にも尠くないが、二重になっている個所を除けば、訓と合点とが、筆致、墨色等一体となって調和しているので、こういう個所の判別は、少し慣れゝば、それ程困難ではない。何れにせよ、これらの例は、少くとも二種の点本が、同一の訓に対し、合点を施して、その重複している事を示したことを意味しよう。

以上、二本の合点が重なっても、同じ墨筆では、その重なりはそれ程明瞭にならない個所もあるが、墨（菅家）、朱（日野家）、橙（江家）、黄（菅家別）と、明瞭に色別けした合点のある宮内庁書陵部蔵新楽府時賢本により、今少しく、点検する。

この本では、訓に付する合点は頗る多いが、いま、日野家の朱合点に限って検すると〔（　）内は朱訓、これ無きは墨訓を示す。ヲコト点・訓点は適宜略す。異色合点は省略〕、

飢ノ人売（ウレル）子（ヲハ）分金贖（七徳舞。左旁二つの合点には、共に、黄色のもあり）

服（スレハ）之（ヲ）、羽ノ化為（ルト）天仙（海漫々。但し、「モノハ」は黄筆。「ナル」は橙色、黄色合点もあり）

古称（イハク）、浮磬（スラク）、出（タリト）泗浜（ヨリ）（華原磬。但し、「タリ」は橙筆。「タリト」には、墨合点もあり）

若比（レハ）人心（ニ）、是安流（大行路。「レ」に、橙色合点もあり）

妾顔（カホ）未改、君心改（同。但し、「カホ」は橙筆。「カタチ」に、墨合点二本あり）

と、右旁・左旁に、夫々、訓が施され、その各々に朱合点が加えられているような例が尠からず認められる。これは、日野家の訓点が、菅家本に施されている訓に合致する場合に加えられたものとみる外はなかろう。とすれば、採るべき訓に合点を加えるということは、こゝでは、殆んど無意味となる。

この中、第三例を除けば、各例の合点の附された両訓は、何れも神田本の訓に合致する。時賢本の朱合点は、日野家の訓との校比を示すものであるが、その五例のうち、四例までが神田本に合致する。とすれば、この合点の意味は、他本と照合して、重複す

るものに施される符号とみることが出来よう。

かく解すれば、神田本の諸例で、合点とは、その採るべきものに附せられたとの見解では充分納得し兼ねた個所も、すべて解決することが出来る。

先に、角筆点に関する個所で、その合点が殆んど、A筆訓に加えられていることを、その個所は、角筆訓がA筆訓と重複することを意味するであろうと述べたが、その見解を、ここで、再確認することになった。

附言するが、神田本を含め、鈔本に於て、合点は訓のみに限られず、ヲコト点等にも施され、更に、本文にも加えられる等、広範囲に使用されている。そして、それが施される意味は、何れも先の見解で、よく適合する。いま、本文について、校合注の施されている個所の一例を挙げる。

「左右臂馮肩」「右左臂折」（巻三、新豊折臂翁一一オ1）

に於て、本文並びに校注の、計四ケ所に合点が施されている。校訂者は「左…右」に作る本文を、「右…左」に作る本文に従って校改しているが、原の本文にも合点が施されている、その意味は、「左」「右」を上下逆に作る、二種の本文に、夫々、合致する本文の存することを示したに過ぎず、何れを採るかという、選択的意図はこゝには全く認め難い。つまり、こゝでも、合点を施すことは、訓に関する場合と同一であることを明かに示すわけである。

最後に、この本の巻三・四に施されている合点を、全体としてみれば、巻三では、A筆に施されたもの二百三十一ヶ所、B筆に施されたもの七十九ヶ所（但し、A筆、B筆を判別し難い個所は除く）であり、巻四では、A筆五十四ヶ所、B筆十二ヶ所である。巻四のが、巻三のに比して著しく尠いのは、訓そのものゝ数が少ないことゝ、B筆の訓が少ないことの、二つの理由が考えられよう。A筆に施されている合点は、筆致上、A筆訓と同時に施されたと思われるものが多い。つまり、これは神田本の拠った本の段階で、既に、存した分といえる。A筆の合点には、先述のごとく、二重のものもあり、A筆の筆致とは、稍々融和しないものも認められる。これは、筆者の先の見解に従えば、B筆訓が施される際に、A筆と重複する訓に施されたものに相違ないからである。

㈢声点・濁声点について

巻三・四全体について、声点の施され方をみると、巻三は、全巻に亘り、比較的多く、巻四は、それに比して遙かに尠い。以下に述べる事項は主として巻三に関する問題である。

施されている声点を精査すると、形、大きさに相違があり、しかも、それは偶然のことではなく、先に挙げたA筆・B筆とも係わり、系統上の問題を含んでいる。以下、これについて述べる。

①声点A　形が比較的小さく、無論二た筆ではあるが、円形が一筆で画かれた如くに、よく整っている。全巻の主体をなし、筆者は、先に述べた訓のA筆と一筆であろうと推定する（声点は翻記して示す）。

諷去君臣（巻三、一オ8）　将去驕而相去備位（同、一ウ5）　西涼伎去（同、二オ1）　紅線去毯上（同、二オ4）　貪平虜上（同、二オ7）　幽閉去（同、二オ8）

等は、その該当例である。この中では、「西涼伎」の去声々点が、最も明瞭に、二た筆であることを示している。

②声点B　Aよりも、稍〻、大形であり、肉太のこともあり、或いは、それより細筆のこともあり、速筆のためか、Aに比べれば安定しない。拡大してみると、二た筆の夫々は、「丁」の如く、稍〻角形にみえ、特に起筆にその特徴が顕著に認められる。Aよりは尠いが、全巻に亘り、これも比較的多い。

擒充平（巻三、三ウ7）　鄰上公（同、五ウ8）　一生平（同、九オ3）　中平原平（同、一〇オ6）　化為鰉去（同、一四オ7）　善去政去（同、一四ウ5）　欣平々（同、一五ウ6）　天涯平（同、〃7）　難制去（同、一六ウ5）

等の例が、これに該当する。

③声点C　A・Bの何れとも相違すると認められるものである。墨色は、比較的薄い。

井上底上引上銀瓶（巻三、二ウ1）　蘭麝去（同、一三オ3）　上去台（同、一三ウ7）　洩去々（同、一九ウ7）　配去向江南（同、二三オ8）

等の例が、これに該当する。声点Bの範囲を少し拡げれば、このCも、或いは、Bに含ますことも出来ようか。何れにせよ、特に、Aとは大きく相違する。

訓の筆致と、声点のそれとの相関々係を断定することは、それ程容易ではない。しかし、声点Aと、訓のA筆とが一筆と推定した眼からは、声点B・Cは何れも、訓のB筆の何れかと一筆と認め得ようが、B筆の中の、何れかという事迄は判別し難い。

この声点と、濁声点との関連が、当面の問題である。築島裕氏は、濁声点の起原について述べられ、その中で、

総じて、平安時代の博士家点本では、史記延久点（前掲）を始めとして、春秋経伝集解保延点（清原頼業加点）、黄帝内経太素仁安点など、何れも濁声点の例を見ない。〔同氏「濁点の起原」（「人文科学科紀要32輯）〕

と云われた。時代的にみれば、神田本も、これらの諸本と一群として扱い得る。

神田本巻三・四を検すれば、時賢本に於ては、既に、濁点になっているように、当然、濁点を施して然るべき個所が、多く清声点である。従って、平安末鈔としての神田氏蔵本も、築島氏が述べられた諸本の範囲に該当するかにみえる。

たゞ、巻三で、次の例には、何れも、濁声点が施されている。

売（ハイ）去濁炭去翁（二オ5）　思摩（ハ）平濁（四ウ3）　霓（ケイ）平濁裳平（五オ4）　堂平濁々（五オ5）　耶（ヤ）平嬢（シヤウ）平濁（一一ウ1）

耀芒（ハウ）平濁（一三ウ6）　網（ハウ）上濁罟上（一五ウ1）　左袵（シム）上濁（一六オ6）　黄著（ワウキ）上濁（一六ウ2）

（注）時賢本では「売炭翁」（墨上濁）「思摩」（朱平濁）「霓裳」（墨去濁）「堂々」（朱平）「娜嬢」（朱平）「耀芒」（声点ナシ）「網罟」（平濁）「左袵」（墨去濁）「黄著」（墨上、朱平）

このうち、「耶嬢」、及び、巻四の「鍈（ハク）耶（ヤ）」（二二ウ4・入濁。訓も角筆）には、角筆の濁声点が認められ、墨筆のは、何れも「。。」であるのに対し、角筆のは、共に「。」である。とすれば、この点からみても、角筆点は、墨筆点とは、系統を異にすることになろう。

小林芳規氏は、この本の墨筆濁声点について、

文集天永点には、後筆（裏書識語の保延の筆か）があって、特に字音の部分にみられ、「。」も、その一つの「。」は後筆かと疑われる（前掲書一三〇二頁）。

といわれる。氏の云われる別筆とは、筆者のB筆と略々同様であろう。但し、下限を、保延の筆と限定し得るか、考慮の余地が存する。また、濁点がすべて既存の「。」に、新たに加えられたものか否か、個々に、吟味を要しよう。

「売（ハイ）去濁炭去翁」　「売」の濁点「。」の左方、及び、「炭」の声点は、共に声点Aに該当し、濁点の右方は、Aである左方に比し、形が稍々大きく、また、墨色も若干薄い。従って、右方は小林氏の御説の如く、後補と認められよう。また、訓「ハイ」は、A筆である。つまり、A筆の訓と関連する声点は、濁音を表記しないことが知られる。

「思平摩（ハ）平濁」　「思」の声点はAであるのに対し、「摩」の「。」は、左右共、墨色薄く、形もBに該当する。既存のAに、Bが増補されたものとは認め難い。そして、訓「ハ」はB_2筆の典型的な例である。平濁の声点は、B_2筆の訓と同時に施されたものと推定される。従って、B筆に於ては、濁音を表記している事が知られる。

「霓（ケイ）平濁裳平」　「霓」の「。」は、前項「摩」と同じく、左右、同時であり、「裳」の声点と共に、Bに近い。訓「ケイ」はA筆よりは、B筆に近くはあるが、その何れに属するかは断じ得ない。

「堂平濁々」　「。」を精査すると、右方は、初め極く細筆で小形「。」が施されており、その上に、これも細筆ながら、幾分明瞭に重書されている。左方も細筆ではあるが、同時の筆ではなかろう。この左方は、声点Aでない事は明らかであるが、類例がなく、比較的稀な例といえる。Cに属するものである。訓も無いので、何時加えられたか明ではない。

「耶平嬢（ヤ）（シャウ）平濁」　上の、墨筆声点の外に、角筆点もみられる。それは、声点、及び、合点、更に、「ヤ　シャウ」という訓である。その角筆声点のうち、「耶」には、墨筆平声点に合点を施し、「嬢」には、上声濁点が「ᶜ」と、平声濁点が「ᵈ」と、二ヶ所に施され、後者には合点が加えられている。このように、墨筆、角筆が重複する個所は角筆点の方が先であるとみてよかろう。

つまり、墨色訓及び濁声点は、同様の角筆点が既に存することに気づかずに、その上に、重ねて加えられたものといえよう。墨

筆訓はB$_2$筆に近い。B$_2$筆の「ヤ、シヤウ」の内側に、もう一訓「チ、ハ、」があるが、これはB$_1$筆と認められる。

「嬢」の墨濁点は「。」のように施され、左方の「。」は稍〻大形である。然し、仔細に検すれば、はじめの「。」に、更に一筆を加えた為、大きく見えるだけで、左右は、同時筆と認めてよい。

「耀芒(ハウ)平濁」　「芒」の「。」、左方は声点A、右方は、これよりも墨色が薄く、明かに後補されている。訓「ハウ」(B$_2$筆)の墨色もこれと同じ薄さであり、訓と声点とが同時に施されたものと認められる。

「網(ハウ)上濁罟(コ)上」　「罟」のは声点A、「網」の「。」及び訓「ハウ」及び「コ」(共に、B$_2$筆)の墨色は、同じく薄い。濁点の左・右二つが同時筆であることは明瞭である。

「左袵(シム)上濁」　「袵」の「。」、左方は声点Aであり、右上、少し離れて声点Bが後補されている。「シム」もB筆であり、この訓は、角筆のそれと重るので、角筆よりは後のものである。

「黄(ワウ)去著(キ)上濁」　「黄」の去声点、及び「著」の「。」のうち、左方は、共に、声点Aであり、濁声点の右方はBと認められる。訓はB$_2$筆であるので、訓と共に、右方の「。」一つが後補されたのであろう。

「鏌(ハク)入濁耶(ヤ)」　巻四に、濁声点は一例も認められないが、この例は角筆による。巻三と同じく「。」である。訓も角筆である。

以上で、神田氏蔵本に認められる濁声点の総てを検討した。その結果、濁声点と訓のA筆との関連は見出し得ず、B筆の訓を施す際に、加えられたものと見做し得る。中でも、B$_2$筆が、特に濁声点と深く係わることも、略〻明かになった。訓のA筆は、神田氏蔵本の拠った原本の訓点と推定されるので、その中に、濁声点が認められないのは、前記、築島氏の御説通りといえよう。

たゞ、濁声点の加えられた下限を、小林氏の如く、保延六年の頃とするには、その根拠が明瞭ではなく、前述、A筆・B筆による撥音「ン」の表記の相違等をも考慮に入れゝば、B筆の加筆は、更に、幾分下げてもよくはなかろうか。神田氏蔵本に記入された識語の年代の下限が、即ち、増補書入れの下限とは断じ得ないからである。

(四)見せ消ち・補入について

この本の全体に亘り、或いは誤字を訂正し、或いは、校注により本文を訂するために、普通、見せ消ちと称せられる符号が、何種類か使用されている。何種類かあり、唯、漫然と交るならばよいが、夫々に、特定の用途があることも無いとはいえない。若し、そうとすれば、それを知らずに見過すことは出来ない。これは、次の補入注の書入れに関しても同様である。

これ迄も、これらの符号の総てについて、全巻に亘り、点検する必要を感じていたが、精細な調査は、影印本のみでは、到底、正確さを期し難く、事実、この度の調査で、そういう符号が施されながら、従来気付かれなかった個所も尠くはない。朱墨の色が薄く、或いは、小形の見せ消ち等は、影印本には殆んど表われない事がある。いま、煩を避けずに、これらの総てに亘り検討する。

(1)墨筆の見せ消ち

①「□」「□」　文字の左旁最中に施される。これを例示すれば、先ず、

速在推心置人腸（巻三、四オ1）

詔道調法曲興胡部新声合作（同、五ウ3注）

猶致天明痛不眠（同、一一ウ7）

百年苦楽由化人（同、一三オ6）

妍嗤黒白告本態（巻四、一二オ6）

のごとく、明かに、誤写訂正の為に用いられている。無論、同類の例は尠くない。

然しながら、同じ符号が、時として、

左臂偏肩右臂折（巻三、一一オ1。上から二つ目は、前例と同じく、見せ消ち）

当昔瀘水頭身没魂孤（同、一二オ1）

自云郷貫本涼原（同、二二ウ6）

昼伏宵行経大漠（同、二三オ4）

疎織短裁充疋数（截）（巻四、一一ウ4。この個所の符号は、小形墨色薄く、見落され易い）

の如き個所にも認められ、こゝでは、明かに、校異・校訂の為に使用されている。

②「□」　文字の左旁に小圏点を施す。この例は多くはない。但し、後述の通り、墨筆のものに比して、朱筆の場合は比較的数多く用いられる。

法曲〻〻歌霓裳（舞）（巻三、五オ4）

昆〻明〻春〻春池岸古春流新（昆明）（同、一五オ2。「〻春池」の左旁は朱小圏点、また「昆〻明〻」の個所は、初め、下と同様の朱圏点を施し、後、これを抹消し、黒小圏点に改め、更に、より、大形の圏点に改む。）

凝思怨人如断腹（腸）（巻四、六ウ7）

こゝでも、第一・二例は校異、校訂に用いられ、その同じ符号が、第三例では誤写訂正の為に使用されている。

③「□」「□」　次の例がある。

鬪妙争能尓不如（知）（巻三、一〇オ7。見せ消ちの墨色極めて薄し）

化作（為）一片秋潭水（巻四、一ウ6）

後年皇子封（鄒）弊公（同、一九オ2）

誰知偽言功（巧）似簧（同、二一オ8）

始不（従）荘章句無規刺（同、二三オ7）

こゝでも、同じ符号が、第三・四例では、誤写訂正のため用いられ、他は校異、校訂の為に使用される。

④「／」　文字に斜線を施す場合であり、次の一例がある。

紅線織成可鋪（鋪）殿。（巻四、七ウ8）

上の「鋪」左旁に「丶」を施し、更に、墨斜線を施す。刪去に用いられる。二種の符号は、無論、別時のものであろう。

⑤「ㄱ」　これを施して、校刪のために用いられる。使用範囲は広く、校合注、ヲコト点、訓点、返点等にも及び、訓の中に迄用いられる場合は、校刪符たることが見落され易い。その点、注意を要する。

今来。緑水照青天（巻三、一五オ6）　別本より「浄」を補入するが（「浄緑水」に作る本文は存する）、その「浄」及び、本文への補入の為の「。」に、共に「ㄱ」を施してこれを刪去、更に「緑水に」の、ヲコト点「に」にもこの符号を加えて刪去してある。

臂折来。六十年（同、一一ウ6）　「成」を補入するも、これに「ㄱ」を加えて刪去し、更に「。」をも墨にて抹消す。次で、「年に」のヲコト点「に」をも、これを刪去してある。「六十年に」というヲコト点からすれば、「成」は、誤脱を補う為の補入である。これを刪去し、「折来六十年」に校改。平岡氏校定本に「神田本所校本作来成二字」とあるのは、訂正を要す。

以上の二例の如く、この符号は誤られ易い。これが、訓の中に使用され、その一部分の刪去に使用されている例としては、

李夫人鑒（カナシヘリ）嬖惑也、陵園妾憐（カヘリ）幽閉也（巻三、二オ8）　「鑒」を「カナシヘリ」と訓むのは無理であろう。後、「ㄱ」を施して、「ナシヘリ」の部分を刪去し、「カ」のみ残す。「カ」は「カヽム」の意であろう。（前掲、小松氏訓み下し文、「ㄱ」を見落す。）

等があり、これ亦、注意を要する。

また、この符号は、既に施されている訓点を、後に参照した本に拠って改める場合にも、屢々、使用される。

緑山（かヘカ）胡旋（スル）、迷（マトハスこのを）君眼（巻三、一〇ウ2）　「緑山（か）」のヲコト点「か」は、一度「ㄱ」を施して刪去、後、再び、その上に朱点を重ねてある。小松氏訓み下し文はこの「か」を「に」と訓む（位置からすれば妥当）。初めの除去は「に」と解した為であろうか。再度、同じ点を生かしたのは、或は「か」と訓む為ではないか。元来、「山」というような形の文字のヲコト点「に」「か」は殆んど区別し得ない場合が多い。「カ」はB筆、他の片仮名はA筆。こゝは結局、校改して「緑山（か）胡旋、迷（マトハスのを）君眼」となる（小松氏は、「スル」をそのまゝ残す）。

人心好-悪苦（ハナハタ）不常（スツネア）（同、一二ウ7）　「ス」「ツネア」（小松氏、「ツネナ」と解するは誤り）は何れもB筆。「不」に「こと」「を」というヲコト点あるを、何れも「ㄱ」によって刪去。その符号の墨色はB筆訓と同じ。従って、B筆訓では「苦（ハナハタ）不常（スツネア）」となろう。「フ」「ハナハタ」はA筆訓であるので、「苦不（フことを）」という訓みも存したことになる。

訓点が最終的にどう定められたかを知るには、以上の如く、校刪符の吟味が必要である。更に、若干の例を挙げる。

澗深、山険（サカシウシテ）人-路絶（たり）、老-死（カマルにて）不逢（アハタのヘカルに）工度之（カレヌレトモレを）（巻四、六オ1）

「之（レを）」の「レ」及び星点「を」に「ㄱ」を施す。「之」を不読に改めたことになる。小松氏「之を」を残す。

松-門、到暁（てにに）月徘徊（ス）（同、一四オ2）

「月（に）」の星点「に」に「ㄱ」を施す。副詞的修飾語としての「月」を、主格に改めてある。小松氏も「に」は刪去。

貞元（のにたる）末馴（セイ）-犀、凍（コイて）-死蛮児泣（ノク）（巻三、一八ウ5）

この「犀」の訓（A筆）に「ㄱ」が施されている例や、同じく、

眼看（にレハル）菊蘂（を）、重陽（のアリ）涙、手把（にレハ）梨花（を）、寒食心（のアリ）（巻四、一四オ4）

の、二ヶ所のA筆「アリ」に同じく「ㄱ」（薄墨筆）が施されているのは、この訓がない本の存在を示すのであろうか。

以上の例に於ける校刪符は、何れも同じ用途に使われる。これは、点本間の訓点の相違を示す為の書入れである。その意味で、合点が二本を照合の結果、重複する個所に施されるのに対して、これは、照合の結果、或る本には無い場合に施されているともいえよう。かゝる場合、星点に関していえば、これを墨筆にて塗抹する方式もあるが、この符号は、見せ消ちの場合と同じく、新旧両点が、何れも残り、比較が容易である利点がある。

⑥附　刪去、校改等の符号は何も施されず、しかも本文・訓点等を改める一法として、抹消、加筆、重書等が存する。無論、これは他の鈔本にも普通にみられる。特に本文々字の場合は、本文上の問題を含み、疎かに見過すべきではない。

・舞双劔跳七丸（巻三、七オ5）　元「儛」、偏のみ摺消し、「舞」に改む。

御親製碑云（同、四オ4注）　元「制」、加筆して「製」に改む。

緑水照青天（同、一五オ6）　元「淥」、偏に加筆し、「緑」に改む。

珠瓔眩転星宿揺（同、二一ウ1）　元「纓」であろう。偏のみ重書し、「王」に改む（本文の個所で再述）。

玄宗末歳、初選入（同、八ウ6）　元「歳」と、星点を施す。これに「ㄱ」を加え、更に、墨筆にて塗抹す。

欲望鳳来百獣舞（同、七ウ5）　「舞」の「マ」、元「フ」の上、重書して改む。

入時十六、今六十（同、八ウ7）　「トキハ」の「ハ」、「尓」と重なる。「トキハ」の三字に比し「尓」のみ形、稍〻大、但し、「ハ」が上とは断定し難い。「トキニは」とも解し得る（後述）。

城塩州、塩州末城、天子憂（同、一六ウ3）　「シトキニ」の「ト」は、元「サ」の上に重書して改む。

(2)朱筆の見せ消ち

朱筆の見せ消ちで、小形、或いは色が薄い場合には、影印本に表れ難いので、注意を喚起するため、別項にした。便宜上、番号は墨筆の場合と同じにして、朱墨を比較しつゝ述べる。

①「□」「□」　墨筆にて多用された「ㄴ」は、朱筆には認めらず、専ら「丶」に限られる。墨筆の場合と同じく、校改用と、見せ消ちとの両途に用いられる。

点将駈向何処去（巻三、一一オ5）　この「丶」は小形、朱色薄く、見落され易い（平岡氏校定本は、神田本等鈔本に拠り、本文を「点将」に定め、且つ、神田本所校本「点得」に作ると注す）。校改符とすれば、「点得」をとるべきであろう。

移時移時対（同、二一オ2）　比較的大形。「移時」重複、その刪去に用う。

退入立。部伎絶無性識者退入雅楽部（同、七オ3注）　「丶」を施し、後、改めて、その総てを塗抹、つまり、十字は総て、再び生きる。

②「□」　その数は多くはない。本文の刪去に用いられる。

臣貞観初太宗重制（巻三、三ウ1注）　　刪去の例。（「臣」は誤写。諸本この一字なし。但し、後述するが、これを「至」に作る一本あり。従って、「至」の誤写とすれば、これも貴重）

捕（トラヘ）蝗（をフル）々（ヽ）者（をモノは）誰（タカ）家子（コソ）（同、一四オ5）　　「家」にヲコト点は施されず、この「。」も刪去に用う（但し、後述の如く、この「家」も本文校勘上、貴重な例である）。

昆々明々春々春池（昆明（朱））岸古（同、一五オ2）　　初め朱小「。」を五ヶ所に施す。そのうち、上二個は抹消し、その上、墨色同大の「。」を施し、更に、その上に稍々大なる「○」を加う。これによれば、朱墨両筆は別時筆かとも推察される（墨筆参照）。

この外、これは墨筆の場合には無く、朱筆に限り、左旁ではなく、文字の上に、朱「。」を重ねて加える例がある（墨筆では見分け難くなり、施し得ない。この個所も、見落され易い。本文にも、注文にも用いられる。

既寤流涙涕（巻三、四オ4注。傍点字に施す。以下同）　　御親製碑（同）　　陰陽所忌所諱不可哭（同、四オ6注）　　叩頭則泣涕而謝之（同、四ウ3注）　　嘗中弩之（同、四ウ4注）　　将言将此楽（同、七ウ4。これは注文ではなく、本文に用いられた例）　　禄山得乗人心而盗天下（同、一二ウ2注）　　合軍覆没也（同、二〇ウ2注。「合」は、元「全」。加筆して改む）　　遂密定帰計之也（同、二三オ2注）

等の例の外、

君臣義、重猶父子之情（也）、也（巻三、四オ6注）

では、「之」「也」「情」の三字、及び校注「也」に朱「。」が重ねて施され、また、別に「之」一字に墨筆「ヽ」が施されている。朱筆校改符に従えば「義重猶父子也」となり、墨筆のに従えば「義重猶父子情也」となる。とすれば、この朱墨の校改符は、或いは、別筆、別時のものであることも考え得ることである。

③「□」「□」　　朱筆にては、この例は認められない。

④「／」　　文字全体を斜に大きく消してある。若干の該当例がみられる（傍点を施した個所）。

因備歌之也（巻三、一二ウ3注）

悲在君家留我二(両)児（巻四、一〇ウ8）

煬天子、自言福祚長垂無窮（同、一九オ1）

第二・三例は後に述べるが、校合注が、誤って本文に入った例であり、単なる誤写とはいえない。校勘上の貴重な資料。

尚、「□」のごとく、朱筆斜線の中には、線点に似て、左旁に小さく施す例がある。

貞観二年太宗、呑蝗、蟲事具貞観実録（巻三、一四ウ8注）

桑弘羊死来日已久（巻四、一五オ6）

の第二例は、小形、朱色稍々薄く、平岡氏校定本では、見落されている。校記の訂正を要する。本文として、後に触れる。

⑤「ㄱ」　朱筆によるこの例は認められない。

⑥当然のことながら、朱筆による加筆、重書等は、一切認められない。

⑦「）」　これは墨筆のものは認められない符号であり、文字の上、或いはその左旁に施される。次の二例がある。

皆先奏之也（巻三、三ウ3注。「也」の左旁に、若干、文字に重ねて施す）

得鬚灰方可療之大宗自剪鬚焼灰（同、四ウ2注。「之」の上に、重ねて施す。）

これも校刪に用いられたのであろう。

（附）朱墨両筆にて、顚倒符が若干認められる（旁点の文字。「。」のある場合はその位置に、無き場合は上字と替る）。

突厥点(墨筆)竪献。于首闕下（巻三、一二オ5注）　蘭麝不香馨（同、一三オ3）　閤尋勧（同、二〇ウ8）　。椎髻赭面（巻四、一二ウ1）　舟中咲歌（同、一八ウ6。平岡氏校定本、この符号に触れず）

冒死(朱筆)逃奔（巻三、二三オ4。平岡氏校定本、この符号に触れず）　憶在。中宮（巻四、一三ウ7）　問尓何因得如此（同、一四ウ7）

以上、朱墨による数種の符号が使用され、諸例によって明かな如く、誤写等の訂正の為のみならず、本文の異同を示す為にも、多く用いられていることが認められる。そして、本文の異同を示すために、これらが用いられる場合には、校合注の方を採るべき意を示している。従って、これらを、総称して見せ消ちとするのは妥当ではない。よって、以後、この符号を校改符と称する。

また、既述のごとく、同じ個所に、朱墨別々に施されたと思われる二例が認めらるので、或いは、朱墨筆は別個に施されたのかも知れない。数種の符号が、夫々、殊更、意識的にその形を変えて用いられているか否か、また、A筆、B筆の訓の筆致から、この数種の夫々を、A・B筆の訓と関連せしめ得るか否かをも、一応は、試みに検したが、これを明瞭にする迄には至らなかった。

(3)本文への補入について

本文の文字が誤脱された場合、それを補うために、

未容君王。得見面、已被楊妃遙、側面（巻三、九オ2）

城塩州塩州。未城、天子憂（同、一六ウ3）

墓中、下錮三重泉。当時、自、以為…（巻四、一九ウ2）

の如くにして、これを書入れることは、この本を含め、鈔本一般に、普通にみられる。

但し、書き入れ方は全く同じであるが、後述するごとく、

秦吉了、出南山。中（巻四、二一ウ8）

という様な例は、単なる誤脱を補うものと扱うべきか否か、明かではない。この個所は「南中」「南山中」と二種の本文の系統が存するからである。校訂者が、これを単なる誤脱とみて、一字を補入し、「南山中」に改めたのか、本文に二種あることを承知の上、この書入れによって、二種あることを示す為に、かく、表記したのか、断定し兼ねる例である。若し、後者とすれば、これ迄、何の疑問を挾むことなく、補入と考えられていた表記の仕方によって、従来通りの誤脱を補う場合と、もう一つ、一種の校合注と見做し得る場合との二つの用いられ方が存することになる。

今回の調査の結果から、筆者は、この書入れ方式によって、二つの異る用いられ方があり、然も、その書式の一種の曖昧さそのものが、後に、こういう個所を転写する際、多くの誤った結果を生ぜしめた主たる原因になったものと推測している。古鈔本類には同例が尠からず、影響する所が比較的大きいのに、従来、さまで問題にされなかったので、具体的に検討する。

老人言、君、聴取、君。可不聞（巻三、一二オ3）

の補入「可」一字は、誤脱がこれによって補われ、その結果「君可不聞」に校改されたと断ずるとすれば、これは、適当ではない。

この個所を、諸本の本文により検すれば、

「君不聞」　宋本等刊本・諷諫本・楽府本・慶安刊本（外に、神田本の原本文）

「可不聞」　御物本・高野本・天理永仁本・猿投貞治二、同六、同観応本

「不聞」　時賢本・京大三本・雅章本校注

「君不見」　敦煌本・盧校本

「何不聞」　英華本（校注「何集作君」）

の諸種に分れるが、「君可不聞」に作る例は全く見当らない。第三例を除けば、何れも三字より成る。恐らく、神田本の校訂者は、「君不聞」の外に、「可不聞」に作る本文を、こゝに校注として示したつもりであろう。つまり、これは「君可不聞」と同一のことを、別の表記法によって書入れたものと思われる。尚、平岡氏校訂本は、神田本のこの補入には触れていない。

更に、別の例を示せば、

何況。又江頭魚米賤（巻四、一五オ2）

の、「又」を一字増し「何況又…」と見做すとすれば、これは誤りであろう。同じく、諸本を検すれば、上野本のみ、神田本と同様の書入れ方である外は、

「何況江頭」　宋本等刊本・諷諫本・楽府本・慶安刊本。天理正応本・京大四本・三条西本・金比羅本

「況又江頭」　御物本・東急本・京大二本
「何況又江頭」（イ无）　東洋文庫本
「。何況又江頭」　東大国研本
「何況又江頭」　京大一本・猿投南北朝、同文和本・文亀本

等に分れる。

第五例の諸本は、誤って「又」を本文に入れたものであろう。本文の前後より判断すれば、こゝは、当然、七字句であり、こゝのみ八字句にはなり得ない。つまり、「何況」と「況又」に作る両種があるわけである。鈔本も二種あり、古くから、二種に分れていたものと思われる。従って、平岡氏校定本に「神田本・上野本校増」と記すその表現は、訂正さるべきであろう。

当然、校訂者は、「又」を一字増のつもりで書入れたものではなかろう。この場合、この二種ある本文のうちの一種を、正確に、行間校注の形で書入れるには、前記、東洋文庫本や、東大国研本の校注書入れの書式以外にはないが、それでも、充分とはいえない。結局、かく、補入と同形式により書入れることが、恐らくは、古くから存したのではなかろうか。

かゝる書入れがある場合、最後の例の諸本にみられる如く、転写に際して、兎もすれば、そのまゝ本文に補入して増字し易いが、押韻や、一句の字数に厳密であった平安時代の博士家の人々が、外の一字を除くことなく、簡単に一字を増すことなどは到底考えられなかった所であろう。補入との区別が、一見、曖昧な書き方ともみられようが、当時は、この書式で誤ることなど有り得なかったに相違ない。これが見分け難く、誤写されることが多くなるのは、時代が降り、文の内容をよく吟味せず、漫然と転写する過程に於て、多く生ずることになったのではなかろうか。

更に、一、二例、この事に関し、猶、疑問が残り、断定し難い例を挙げる。

今来。緑水照青天（巻三、一五オ6）

「浄」に、刪去の「冂」を施す。この個所を、鈔本類は「緑水照青天」に作り、宋本等刊本類は「浄緑水照天」に作り、何れも五

字句である。いま、この補入に対する一解としては、「浄緑水」とみれば、「青」の一字を除去する要があり、それは、刊本類のごとくになる。但し、この本文では「青」に校刪の符号が施されていない。とすれば、別解として、「緑水」に対し「浄緑」とし、「水」を除いた本文が存するとみるのは如何であろうか。計らずも、時賢本に「緑水」（浄緑）という校注が存するのが、正しくこれである。但し、この「浄緑」に作る現存鈔本は未だ知らない。前例に照せば、かく解すのが、寧ろ穏当ではなかろうか（但し、遺憾ながら、実際には、この「浄」は校刪されているので、結局、校訂者は、原本の本文を、そのまゝ、採ったのであろう）。

次は、既に補入の形はとられていないが、底本、或はそれ以前の本の段階で、或いは、補入の形の校注を、誤って本文に入れたものかとも考えられる例である。

秦吉了、人、言、尒是、能言鳥、尒豈不見鷄燕之寃苦（巻四、二二オ6）

諸本を検すれば、「尒豈」の二字に作る本は鈔本のみであり、

「豈」　宋本等刊本・楽府本・英華本（校注「一作爾」）

「爾」　諷諫本・大阪天満宮本書入〔「金豈乍爾」（「金」は金沢本の意か）〕

「爾豈」　上野本・東洋文庫本・管見抄本

となる。平岡氏校定本では、鈔本に従って、「爾豈」に定めるが、原本に於て「尒豈」の二字であると見做すよりも、鈔本で、何れか一字をもつ本に、他の校注が施されており、それが、誤って、本文に入ったと解し得ないであろうか。この種の個所では、神田本を含めて、鈔本とても、誤りを犯すことが比較的多いからである。然も、鈔本の一本と思われる天満宮本の書入には、「爾」一字に作る本も存するのである。少くとも、文の形式からすれば、刊本の如く、「尒豈」の「尒」を除き、「豈」一字にする方が、「尒是…」と、次の「尒竟…」との対照上、整っているとみることも出来よう。大方の示教を俟つ。

㈤音義注等書入れについて

神田氏蔵本には、行間、上・下欄、題下の余白部及び、紙背等に、音義注が尠からず書入れられている。一、二を除けば、他は、

すべて一筆と認められる。曾て、博士家には、夫々、これと同程度の書入れのある本も存したであろうが、現存鈔本の中では、この神田氏蔵本の書入れは最も詳密である。

そのうち、余白部の書入れ等は別として、眉上の書入れ場所を検すれば、多くは、注を要する語句の行の上に書入れられるのが普通である。ところが、当然書入れらるべき個所に、然も、充分スペースがありながら、別の、少し距った所に書入れられる場合が尠くない。かゝる際には、間々移すべき本来の行が指示される場合もみられる。この事は、この書入れ自体が、校訂者をも兼ねる藤原茂明自らの手に成るというよりも、既に、これも転写であるという推測の可能性を示唆する。

書入れのうち、音注について、前述、字音の仮名との関連について、若干触れる。

先に述べたごとく、この本の訓は、筆致からA筆、B筆に分れ、後者は後補であるとした。いま、巻三・四すべてに亘るA筆の中、字音の訓は、字訓のそれに比して極めて少なく、巻三・三十一個、巻四・十五個、計四十六個であるに過ぎない。

無論、音合符、音読符等の施された文字は、音読すべき個所であるが、それらは、

西凉-伎（巻三、二オ1）　紅-線-毯（同、二オ4）　古-塚-狐（同、二ウ4）

女工之労（同、二オ5）　其躰、順而律（同、三オ5）　知楽意（同、三ウ5）

白居易作ス（同、三オ8）　採-択セラレタルモノ（同、八ウ7）　飄-颻シ（同、一〇オ2）

等の表記や、ヲコト点を加えるだけで、事足りたのである。従って、訓の大部分は字訓であった。訓点を施すという操作は、一種の翻訳であり、和文にどのように移し得るかという努力でもある。無論、すべての語句を訓読みするのではなく、当然、音読の語も残るが、如何なる和訓によってこれを解釈するかに主力が注がれるのは訓点を施すという事の主要なことである。

これらを踏えて、行間の音注をみるとき、後掲の如く、四十二ヶ所に施されていることは、字音の訓と略々同数であり、字音の訓の一種として、それと対等の扱いを受けていたとみてよかろう。前述のごとく、反切による音注ではなく、「々山」等の直音の注と、字音の仮名とが重複する例は全く認められないのも（B筆の場合には若干重複し、鎌倉以降の鈔本では、両者、多く重複す

る)、この事を証するに足りよう。但し、音注でも、反切による注の場合には、A筆字音の訓と重複する例〔「西洱河」(巻三、二〇ウ2)や、「矻」(巻四、二ウ4)、後掲〕があり、単字直音によるものと、反切の音注とは、若干相違があるのかも知れない。

この、A筆による、字音の仮名が施されていない文字に、B筆によって、それが著しく増補された。その数は、巻三・七十七個(内、角筆のもの十一)、巻四・二十八個(内、角筆のもの十四)、計百十五個である。この数は、先の、A筆の字音仮名及び音注との合計数よりも多い。

このことは、本文に対するA筆による加訓の仕方と、B筆によるそれとが相違することを意味するものであり、両者は質的に相違する。既に述べた、撥音の表記や濁点に関する問題と共に、この二つの訓点間に、時間的距りの存すことを示すに足りよう。

以下、巻三・四の諸所に点在する音義注及び、書入れを整理して、筆致上、問題があれば、これも記して、その総てを挙げる。

〔尚、以下の書入れに関しては、慶應義塾大学文学部(中国文学専攻)学生藤田吉秋君の協力を得た〕

〔音注〕

寒―儁(六俊)(巻三、二オ3、(下)去。「下」は下字の意)
三神―山(ミ先)(〃六ウ2)
鏗―鏘(ミ昌)(〃八オ8、平軽平軽(右旁B筆「カイ江、サイ」あり。「サイ」、「昌」の外側))
鞋(ミ皆)―履(〃九ウ2)
地―軸(ミ竹)(B筆カ)(〃一〇ウ4)
宋―璟(ミ影)(〃一二オ6上欄)
苦―楽(ミ洛)(〃一三オ5)
跪―跼(ミ曲)(〃一八ウ1、平入軽)
嶲(ミ水)―州(〃二〇オ4、(上)上。「上」は上字の意)
朝―飡(ミ山)(〃二二ウ1、(下)平軽)
存―邮(ミ出)(〃二三ウ1)
哀―吼(六口)(巻四、四オ3、(下)上)
寒儁(ミ俊)(〃五ウ7)
蜑(ミ犬)絲(〃七ウ5)
椎髻(六桂(左旁))(〃一二ウ1、(下)去)
剪(ミ千)―鍊(〃〃〃6、(下)去)
蚕(六赤)―績(〃一四ウ3)
緑―曩(ミ還)(〃〃〃5、(下)平)
紅―膾(ミ会)(〃一五オ2、(下)去)

黄ー橙（〃一五オ3、（下）平）

憫（〃一八オ6、上）

喋（〃二二オ8）

〔音義注〕

漫漫　武安反水大貞（巻三、一オ5）

漫〻　式安反水大貞（〃六オ8平）

卯ー女　切古患反。惣角髻（〃六ウ7、（上）去）

胡旋女　去声平声可通歟（〃九ウ8、「旋」去）

黙ー竅　竅嘗也雪□〔雪反〕（〃一二オ5、（下）入軽、仮名A筆）

滉ー瀁　玉胡曠反（〃一五オ3、（上）A筆去B筆上、又B筆去あり。（下）A筆去。仮名B筆）

矮ー奴　烏懈反、矮唐云短貞陸短（〃一七オ3（音義注のみ、語は一七オ5に在り）（上）上、声点・仮名A筆）

西ー洱ー河　而止反（〃二〇ウ2、（中）去。声点・仮名、共にA筆）

矻　居乞反、切韻語不利而重（巻四、二ウ4、入軽。声点・仮名はA筆）

跳ー梁　徒聊反（〃三ウ8）

茸〻　如容反（〃八オ1）

一ー頃ー余　去穎反、百畝曰頃（〃八ウ2）

羅ー綃　所交反（〃九オ5、（下）平軽、声点、B筆か。仮名はB筆、「綃」と音注との間の狭い所に書入る）

紇ー邏　下没反（〃一一オ7、（上）入軽、（下）上。「コツ」「ラ」は、共にB筆）

黠ー虜　胡八反（〃一一ウ8、（上）入）

冗ー員（〃二三オ8、（上）上（下）角筆平、右旁B筆「エン」、左旁B筆「ショウ　ウン」角筆「ショウ、ン」）

端ー黙（〃二三ウ1、（下）入）

舩紅　舡火工反舩也（〃一四ウ4。「舡」の方の音注ならん）

柂タ楼　他賀反（〃一五オ3、（上）去。声点・仮名はA筆）

欧ワウ冶ヤ子　烏侯反（〃二二ウ2、（中）上。声点はA筆か。仮名は、共に、角筆）

〔書入〕

（醍醐寺蔵白氏新楽府略意二巻平安末成立南北朝室町初間写本一冊をも参照した。簡称「略意」）

七徳舞（巻三）　左伝云、夫武禁暴、戢兵、保大、定功、安民、和衆、豊財者也（巻三、三ウ題上。句読点は私に施す、以下同じ）

（左伝宣公十二年、今文同。略意、同じく引く）

同　唐書志（同紙背）音楽一、貞観元年、宴群臣、始奏秦王破陣之曲、大宗謂侍臣曰、朕昔在藩、屢有征討、世間遂有此楽、豈意今日登於雅楽、然其発揚蹈厲、雖異文容、功業由之、致有今日、所以被於楽章、示不忘於本也（同、三ウ4裏）

尚書右僕射封徳彝進曰、陛下云々、大宗曰、朕雖以武功定天下、終当以文徳綏海内、文武之道各随其時云々、其後令魏徵虞世南褚亮李百薬改制歌辞、更名七徳之舞、増舞者至百二十人、被甲執戟以像戦陣之法焉（同）

（旧唐書音楽志一。「像」を「象」に作る外は、今本同。「云々」以下、省略あり）

白髦黄鉞　白髦黄鉞、周武（同、三ウ6上）

〔「王左杖黄鉞右秉白旄以麾」（尚書牧誓）。略意「金婁子云、周武王朝至于商郊牧野、乃誓武王左杖黄鉞右採白髦以伐帝紂定天下」を引く〕

擒充戮賓　王充、賓徳建（同、三ウ7上）

二王後　二王後、作賓王家、尚書、成王命微子啓、代殷後曰、作賓于王家、與国咸休、永世無窮（同、五ウ題上）

（尚書微子之命、今文同）

同　尚書二云□日戛擊鳴球、搏拊琴瑟、以詠祖考来格、虞賓□（抹消）位、丹朱為王者後、故称賓、言与諸侯助祭、年爵同推先有徳（同、五ウ題下）

（尚書虞書益稷、上の□は、今文「夔」に作る）

鄒公　唐書云、（同、紙背）封隋帝為――（同、五ウ8裏。原本「鄒」に虫損あり、薄葉を帖る。影印本、その個所欠く）

（旧唐書高祖紀。但し、今文「鄒公」を「鄒国公」に作る）

三神山　史記曰、蓬萊方丈瀛洲、三神山、在渤中、莫有至者、諸仙人不死薬在焉、禽獣尽白、（白ノ誤カ）黄金白銀為宮闕、欲到則風引舩而去、終莫能至也（同、六オ題下）

〔史記封禅書。今文作「黄金銀」に作る。尚、王念孫に、芸文類聚、初学記、太平御覧、文選思玄賦注等を引き「黄金白銀」に作るべしとする考証あり（読書雑志巻三ノ二）。この文、類書よりの所引か〕

蓬萊　三斉記曰、秦始皇令人往蓬萊山、採薬、望見山上有山、忽有風引舟、竟不得到三神仙（同、六ウ6上欄）

（「竟」、原字摺消の上に重ぬ、原字不明。諸類書に、同趣旨の記事多数見ゆ）

磬襄　長笛賦曰、磬襄施絃（〔他〕ノ誤写カ）（同、八オ8上欄。本来は、八ウ1上に施すべき注、移動符を加えて、これを示す）

（見文選今本巻十八馬季長「長笛賦」、「施絃」、今本作「弛懸」に作る）

同　論語曰、擊磬襄入于海、孔安国曰、魯哀公時、礼毀楽崩、楽人皆去（同、八ウ1）

（見論語微子第十八、同集解注文）

上陽白髪人　上陽宮在皇城之西南〔東京〕（二字刪去）（同、八ウ題上欄。略意、両京新記より類似の文を引く）

瀘水　文選第十九注曰、瀘水名中有瘴気（同、一一オ7上欄）

（今本巻三十七諸葛亮出師表李周翰注文）

上台中台　二台坼、張華死（同、一三ウ7上）

（見晋書張華伝、蒙求等）

捕蝗　穆宗／貞元々年四月自春大旱、麦枯死、禾無苗、関中有蝗、百姓捕之、蒸暴、颺去足翅而食之、五月有蝗起自東海、（同、紙背）

西至隴坻、群飛蔽天、旬日不息、所至苗稼無遺見同書（同、一四ウ7裏）

（見唐会要巻四十四螟蜮条。但し、今本「貞元」を「興元」に作り、「五月」の上、「明年」あり）

文皇仰天呑一蝗　大宗貞観二年六月十六日、終南等県蝗上、至苑中、見蝗掇数校而咒之云、人以穀為命、而汝食之、是害於百姓、有過在余一人、尒其有霊、但当蝕我、無害百姓、将呑之、侍臣曰、恐致疾、遽来諫止、上曰、所冀移炎朕躬、何疾之避、遂呑之、自是蝗不為災見会要（同、一四ウ7裏）

（見唐会要巻四十四螟蜮、今本と若干相違あり。略意に唐暦より引く文、略々一致す。）

搉茗　漢書伝卅六搉筦之利注、師古曰、搉謂専其利使入官也、筦即管字也、皆謂主（同、一五ウ6行間）

（見漢書車千秋伝、今本、「皆謂」の上「義与幹同」の四字あり。）

鉢闍布　吐蕃宰相也、沙門（同、一六オ題上）

秦原　李嶠百詠曰、秦原開闢帝圻／三秦記曰、周平王時、白鹿嘗出此原、因名白鹿原、今西京苑内（同、一六ウ上欄）

（見李嶠雑詠祥獣部十首ノ内、鹿。三秦記以下は、註百詠鹿に見ゆ。但し「今…」以下は「今西京苑内也、秦有白鹿原」。）

黄蓍　御覧云、秦州記曰、隴西襄武県出黄蓍、本草経曰、黄蓍味甘微温、生山谷（同、一六ウ2裏）

（「御覧」は「修文殿御覧」を指すか。見太平御覧巻九九一、今本同）

矮　唐書曰、陽城字亢宗、徳宗出為道州刺史、道州土地産民多矮、毎年〔常配〕郷戸貢其男、号為矮奴、城不平其以良為賤、又憫其編甿歳有離異之苦、乃抗疏論而免之、自是乃停其貢、民皆頼之、無不泣荷（同、一七ウ1裏）

（見旧唐書隠逸伝陽城、略引。「常配」の二字、影印本明ならず、原本に拠り確認。）

犀駭鶏　孝経援神契曰、神霊滋液則犀駭鶏、宋衷曰、角有光、雞見而駭也（同、十八オ1上欄）

（見文選今本巻五呉都賦注、尚、「雞見而駭也」は「雞見而駭驚也」に作る。）

同　後漢書西域伝、大秦国多金銀奇宝、有夜光〔璧〕明月珠駭雞犀／抱朴子曰、通天犀有一白理如綖者、以盛米置群雞中、

欲往啄米、至輙驚却、故南人名駭雞（同、一八オ4裏。「壁」、影印本不鮮明。原本にて確認す。）

（見後漢書西域伝、抱朴子曰以下は、その章懐太子注文、今文「欲」の上、「雞」一字あり）

驃国楽　唐書曰（同、紙背）、徳宗下云、貞元十八年春正月乙丑、驃国王遣使悉利移来朝貢、并献其国楽十二曲与楽工三十五人（同、二一オ6裏。この注文の筆致、他と稍々異るかに見ゆ。但し仔細に検すれば一筆と認め得る）

（見旧唐書徳宗紀）

石不能言（巻四）　石不能言、見左伝廿二（巻四、二オ7上欄）

（見左伝昭公八年。略意、亦、左伝文を引く）

西凉伎題上所引詩　第六十二感白蓮花詩曰、埋歿漢文祖孳生胡子孫（同、三ウ4題上）

〔白氏文集巻六十二感白蓮花（2979）〕

八駿　郭璞曰、紀年云北唐之君未見以一驪馬、是生緑耳、八駿皆因其毛色以為名号也、案穆天子伝穆王有八駿之乗（同、五オ1題上）

（見穆天子伝巻一郭璞注文、但し、今本「驪」を「騮」に作る）

同　向曰、周穆王起師、東至九江、乗八駿馬以黿鼉為橋梁、以其労人費財不補於国故復想而歎之、文選郭景純江賦曰、駆八駿於黿鼉、注曰、八駿蒯騮緑耳赤驥白蘘渠黄踰輪盜驪、蒯古華字、蘘古義字也（同、題下）

（見文選今本巻十二江賦「駆八駿於黿鼉」但し、今本若干相違あり）

三十二蹄　漢書貨殖伝（巻九十一）曰、牛千集楽云両角四蹄合数也（同、五オ5上）

黄屋　後漢書王充伝（巻七十九）、天子車以黄繒為蓋曰黄屋（同、五オ5下）

（略意、この文、及び史記を引く）

追王母　郭璞曰、紀年云、穆王十七年西征于崐崘丘、見西王母矣也（同、五ウ1上、但し当該語は五オ6に在り）

（見穆天子伝巻三注、芸文類聚七、太平御覧巻三十八にも所引文あり、何れも、大きく相違す）

金銭　梁簡文帝有――花賦（同、六ウ8上）

（全梁文巻八所収、簡文帝に「梅花賦」「採蓮賦」「修竹賦」あり、「金銭花賦」はみえず）

方士　漢書郊祀志、斉人李少君一名少翁、以方術見武帝、能致李夫人之形、居歳餘、其方益衰、詐偽発覚被誅也（同、一三オ1、但し当該語は一二ウ6に在り）

（見漢書郊祀志上、本文略引）

傾城　李延年歌曰、北方有佳人、絶人（「人」、「世」ノ避諱カ）而独立、一顧〔傾〕人城、□□再顧傾人国（同、一三ウ3、□□の二字、抹消か。但し、上字「再」にみゆ。漢書外戚伝孝武李夫人文。又、この歌、文選今本巻二西京賦「一顧傾城」の善注にも引く）

杏為梁　第十五詩注曰、古詩云廬家蘭室杏為梁（同、一五オ7題上）

〔見白氏文集巻十五「題盧秘書夏日新栽竹二十韻」（0809）〕

魏徴旧宅　第四十一論魏徴旧宅状曰、魏徴旧宅本是宮中小殿、大宗特賜、以表殊恩（同、一六オ2上欄）

〔見白氏文集巻四十一論魏徴旧宅状（1957）〕

義旗　四神旗、左青―、右白―、前朱―、後玄―（同、一九オ3上欄）

掩鼻　掩鼻之譖鄭袖之計、第二曰、掩鼻戮寵姫（同、二一オ8上欄）

〔見白氏文集巻二、読史五首ノ四（0098）〕

秦吉了　鳥名（同、二一ウ8行間）

採詩官　礼王制曰、命大師陳詩以顧民風、鄭玄注曰、陳詩采其詩而視之（同、二三オ上欄）

（見礼記王制、「顧」、今文作観）

以上、この本の訓点、書入注等に関して問題となるべき個所は、略々述べた。次項に於て、本文について検討する。

（附）

巻三・四全体に亘り、訓点を中心にして検討した結果、猶、疑問の存する個所、或いは、比較的稀にみられる事等、諸種の問題が存する。また、ヲコト点や見せ消ち等で、影印本では明かならざる個所も多々存する。そういう不明瞭な部分は、実地調査の結果を提供して、明かにすべきであろう。若干、尾「附載」に挙げたが、いまは、補説を兼ねて、検討資料を次に挙げる。

(1)「ソシレリ」（巻三、一ウ1下欄）　橋本進吉氏は巻三解説の中で「第一張裏面第一行の欄下に極めて淡き墨にて「ソシレリ」とあり。複製本にては殆文字なきが如く見ゆれど、熟視せば髣髴として看るを得べし」と云われた「ソシレリ」は、筆者など、影印本では、仲々、髣髴とさえ、見える迄に至らなかった。今回、原本を調査した結果、第一行の「刺（ソシレリ）」の訓と同筆、つまり、A筆である。尚、かゝる薄墨による仮名は、他に、「乾（カレヌ）」（巻四、八ウ4）の「カ」に認められる。「レヌ」（A筆）に比して、墨色は著しく淡く、影印本では、これも殆んど認め難い。

(2)「時勢粧警戎也」（同、二オ7）　左旁注（「畢」は上字より小）、未だ解し得ず。

(3)「七徳舞」（同、三ウ6～8）に「太宗十八」「二十」「二十有九」「三十有五」の夫々、数字の右旁に抹消の跡が残る。元、夫々「一徳」「二徳」「三徳」「四徳」という書入が認められる。七徳の筈なるも、「五徳」以下は、書入自体を認め得ない。

(4)「海漫式安反ゝ」（同、六オ8）　右旁反切「式」は「武」の誤写か。

(5)「誑（クキヤウ）ー誕（タン）」（同、六ウ7）　元「タム」（「タ」「ム」墨色同じ）、「ム」→「ン」に改む。「ン」の墨色は稍ゝ濃い。

(6)「忘（ワスレムタリ）封疆臣」（同、八オ7）　「ワスレムタリ」の「ム」は「ン」には非ざるべし（小松氏「ン」と解す）。

(7)「鏗（カイ江）ー鏘（サイ）ゝ昌（カウ）」（同、八オ8）　「カウ」はA筆、「カイ」「サイ」はB筆か。「江」は、「カイ」と同時の筆。「江家」の意であって、音注ではなかろう。「六」「ゝ」を伴わない音注は、この本では一例も認められない。また、「ゝ昌」（A筆と同時筆、「サイ」より内側に施す）とは別筆か。頼惟勤氏は、この「カイ」「サイ」を新漢音かと云われる。小林氏は前掲書（九二二頁）に於て、「江」を、猿投本白氏文集貞治二年写本注記に「音江」とあるところから、「江」を「昌」と同じく、音注とされるが、従い難い。

猿投本は、必ずしも信を置き難く、これにより、神田本を云々することは適当ではない。若し強いて音注とみるとすれば、これはB筆の段階で施されたものであろう。尚、A筆に於ては、字音の訓と音注が同時に施されることは、一例もみられない。

(8)「(入)時」(同、八ウ7)　「レシトキハ」(A筆)の「ハ」に「尓」重書。A筆が最も早い筆であり、この「尓」字のみ他に比して、形稍〻大であるので、B筆と推定される。従って、訓読に当っては、A筆を生かせば「レシトキハ」となり、校改後を採れば「レシトキニは」となる。

(9)「禄山胡ー施、迷　君眼」(同、一〇ウ2)　「山」のヲコト点、「に」とも「か」とも訓み得る。それを「ㄱ」符にて删去し、その上に再び朱星点を重ねてある。つまり星点は生きている事になる。ヲコト点としては、この場合、普通は「に」と訓むべき位置であるが、こゝでは「か」に解することも可能である。右旁訓「カ」はB筆、他はA筆である。

(10)「為参ー商」(同、一二ウ8)　「シン」の「ン」、元、比較的細筆「レ」、その上、より肉太の同字を重ねてある。共に、略〻同形である。

(11)「无遠、无近」(同、一五ウ5)　「ヲ」の外側にある「ク」はB筆。他はA筆。「无」の「ヲ」(A筆)を、未だ解し得ず。

(12)巻三、一七オ七行より一七ウ七行迄、一見異筆の如くみえるが、仔細に検討した結果、同筆と認めた。

(13)「貞元之民」(同、二二オ2)　「貞」の字音「上イ」、未だ解し得ず。

(14)「渡黄ー河夜氷薄」(同、二三オ6)　「薄」の左旁最中に施す「ヲ」、時賢本「薄」(キヲ江)と、「キヲ」の訓点あり、この本の場合は、施される位置に若干問題はあるが、この「ヲ」と同じか。

(15)「恐人家尽　為寺」(巻四、三ウ3)　片仮名はA1筆。原文「ナ〳〵」は「ナス」であろう。この字体、仏典にはみえるが、漢籍では、比較的稀な例といえよう。かゝる仮名がA1筆に残っているところからも、或いは、A筆とは別かとも考えられる。

(16)「芙蓉芍ー薬　苦尋常」(同、六ウ8)　「ハナハタ」「ヨノツネ」、何れもA筆。「尋常」の右旁「いナハ」(これもA筆ならん)の「ナ」、原姿「大」。「〳〵」は、同じA筆による補筆と思われる。従って、「ナ」とも「七」(同じ例は「応笑」(巻三、九ウ3)

に見える」とも解し得るし、「七」（東洋文庫本尚書）にもなり得る。とすれば、これは「イナハ（ナ）」であろう。この訓、名義抄にはみえるが、用例としては、極めて稀である。小松氏前掲書訓に「イト」とするのは、明かに、誤りであろう。

(17)「貴公主…宅静閉（チタリ）ノ（テ）」（同、七オ2）　「貴公」から「…閉」が、この一行十五字である。但し、行末「閉」の次に、半格近く余白が生じた。こゝで文が切れるのではなく、次行「東院（を）」に続く。かゝる場合、次行への連続を示す為の符号が上に示すものであろう。外に、「…我爾君（トトの）恩、何（ナソ）、」から、次行の「厚薄（なる）」（同、一四オ8～一四ウ1）へ続く場合も、同様の例である。神田本以外では、御物本新楽府にも、同様の個所に、同じ処置が屢々とられている（後掲、御物本に関する拙稿参照）。

(18)「香ノ煙」（同、一二ウ8）　「香」に角筆訓「ケウ」を施す。平安末期として、この訓、時代的に妥当するや、角筆訓の時代判定に対する一資料となり得よう。

(19)「奸（クワン）姿艶骨」（同、一三オ8）　「クワン」は角筆。神田本「妍」を誤るか（但し、名義抄「奸」にも「ウルハシ」「カホヨシ」の訓あり）。角筆訓、誤字をそのまま音読し、声点（平）をも施す。

(20)「踊（ヨウ）躍」（同、二二ウ4）　「ヨウ」は角筆。「ヨ」の原姿「ナ」。これは、「ナ」＝「卜」＝「ヨ」と解し得よう。

(21)「陳王去業」（巻三、一オ3）　「王星煌平々」（同、一三ウ6）　「珠瓔眩去転」（同、二一ウ1）の三ヶ所の声点は、共に、「●」の如く、左黒、右白の双点にみえる。仔細に検討したが、何れも、特に、改めた跡も、新たな加筆も認められない。「王」の他の個所（巻三、三ウ7・同四ウ8・巻四、五ウ2）は普通の去声々点が施され、「煌」（巻四、六ウ1）も同じく、普通の平声々点が施されている。

尚、稍〻類似の例として、「青滉去瀁」（巻三、一五オ1）の「滉」の去声（他に、声点B筆による上声あり）は「co」の如くにみえ、左方は、やゝ淡色である。これは、去声々点を再度施したものであろうか。これも、稍〻疑問が残る。

前記の三ヶ所は、音の上でも、稍〻共通点がみられるので、一応挙げて、大方の示教に俟つ。

(22)「遂（に）向空床宿（トコ）ス（ユカネタリ）」（巻三、九オ3）　「床」に、「に」「て」のヲコト点を施す。「向」を「於」の意に解し、「空床にて」と訓

むことも可能である。但し、「空床に向て」とは、全く、訓まれなかったとも断じ難い。時賢本も、この点、同様である。この外、「向歌-詩求諷刺」（巻四、二三ウ8）の「詩」に「に」「て」が施されているのも、同様の例といえる。前掲、野村氏論文参照。

三

周知のごとく、わが国には、金沢文庫旧蔵本をはじめ、白氏文集唐鈔本に比較的近いとされる古鈔本が、他の漢籍に比すれば、極立って多く現存し、しかも、平安時代以来盛行をみた為か、それは、特に、巻三・四（新楽府）に於て顕著である。

以下、特に新楽府本文に限定していうが、その古鈔本の本文と、宋刊本、及び、同系のそれと比校すれば、両者の間には、明かに系統としての異同の存することも、既に、説かれた所である。

然しながら、唐鈔本を継ぐわが古鈔本と宋刊本との間の、この本文上の著しい相違は如何にして生じたのであろうか。宋刊本成立時に当っては、原本の、詩文の各巻が、謂わば編年に整理されている為に起る種々の不便さを改めて、鑑賞を中心に、詩と文とを別々に纏めるという大きな編成替も敢行された。とすれば、その時、底本として使用された鈔本々文に対して、その時点の立場からの校訂作業の結果、本文にも、かなりの改変が加えられたものと推測される。

然しながら、白氏による、白氏文集原本の成立から、宋刊本が刻される迄の間に、既に、唐鈔本の段階に於て、本文にも多くの異同が生じており、その集積が、宋代の校訂作業に際しての資料となったに相違なかろう。とすれば、この異同の淵源は、当然、遠く白氏生前に迄遡ることが出来る。

いま、これを一、二例示する（諸本に関しては尾に一覧表あり）。

満面塵灰煙火色（巻四、売炭翁）

「灰」（鈔本）御物本・東洋文庫本・天理正応本・東急本・猿投文和本・京大四本・金比羅本・東大国研本・雅章本（刊本）宋本・那波本・諷諫本・楽府本・慶安刊本

「埃」（鈔本）神田本（元「灰」、「埃」に校改）・上野本（校注「灰」）・京大二本・三条西本（但し、刊本ノ重鈔本ナラン）

鈔本・刊本共、多く「灰」に作るが、既に、二分されて、「埃」に作る鈔本もみられる。神田本も、その、校改以前の原本は「灰」に作り、別に「或本埃作灰」という校注も書入れられている。

しかも、元和鈔本とされる敦煌本は「埃」に作るのに対し、新疆元和鈔本〔元和十五年（八二〇）写〕は「灰」に作る。この元和十五年は、無論、白氏生前のことであり、第一次本の白氏長慶集五十巻（八二四年成立）すら、未だ編纂以前の年である。この頃、原本に近い段階に於て、後に影響を与える程の異同が既に、生じていたことが知られる。

同篇から、もう一例を挙げる。

繫向牛頭充炭直（同）

「向」（上字）（刊本）宋本・那波本・諷諫本・楽府本・慶安刊本

「在」（鈔本）東洋文庫本・天理正応本・京大一、二、四本・猿投文和本・東大国研本

「着」（鈔本）神田本・御物本・上野本・東急本・金比羅本

「頭」（下字）（鈔本）神田本・御物本　（刊本）宋本・那波本・諷諫本・楽府本

「頸」（鈔本）上野本・東洋文庫本・京大一、二、四本・天理正応本・東急本・猿投文和本・金比羅本・東大国研本

この例では、敦煌本は「在」「頭」に作り、新疆元和本は「向」「頭」に作る。こゝでも、元和鈔本の時点に於て、「向」「在」に二分し、更にわが鈔本のみに残る「着」という別の変化も、恐らく、唐鈔本の段階に於て起ったものと認められる。

以上の例により、宋刊本成立時以前に存在した、原本に対する異同資料は夥しい数に上り、その中には、中国には遺存せずに、わが国にのみ伝へられた資料が如何に多いかが知られるのである。

また、時代からすれば、神田本等わが古鈔本々文と宋刊本のそれとの間に介在し、時にわが古鈔本と一致し、或いは宋本等に近く、また、その誤を正すに足るような資料も、中国叢書類所収の宋代成立の諸本を博捜すれば、当然、見出されて良い筈である。

既に触れたことがあるが（拙稿「御物本白氏新楽府本文について」日本中国学会報28・昭和五一年）、北宋初に成立した『南部新書』〔その成立とされる北宋真宗大中祥符年間（一〇〇八―一〇一六）〕は、宋本〔現存本は南宋紹興年間（一一三一―六二）刊本〕よりも古く、従って所引の新楽府注文は、当面の目的に適う可能性のある資料といえる。いま、その中の若干を引く。

(1)武徳中天下始作秦王破陣楽曲以歌舞（巻三、七徳舞注）

「下」　神田本・時賢本・管見抄本等同じ。諷諫本亦同じ。宋本等刊本「子」に作る。

「曲」　神田本・時賢本等あり、諷諫本同じ。宋本等刊本脱。

「舞」　神田本・時賢本等あり、諷諫本同じ。宋本等刊本無し。

(2)魏徴虞世南等為詞因名七徳舞（同）

「因名七徳舞」　時賢本。宋本・諷諫本上に同じ。神田本「因之名七徳之舞」の七字に作る。猿投観応本・管見抄本「因之名七徳舞」の六字に作る。

(3)是夕徴卒故御製碑文云（同）

「御製」　校刪以前の原神田本及び宋本「御親製」に作る。時賢本・管見抄本・猿投観応本、及び英華本「親」無し。諷諫本、「親」を「書」に作る。

(4)永徴之理有貞観之遺風（法曲）

「理」　神田本・時賢本・諷諫本等、上に同じ。宋本「思」に誤る。

(5)去安西九千九百里以戎人（西凉伎）

「戎」　神田本・上野本・諷諫本・英華本上に同じ。宋本等「戌」に誤る。

(6)鮮于仲通李宓等覆軍之地（新豊折臂翁）

「等」　時賢本・猿投観応本等、上に同じ。宋本等各本「曾」に作る。原神田本「曾」、「等」に校改す。

(7)天武軍子将郝霊筌（同）

「天」　宋本等各本、英華本上に同じ。神田本・時賢本「太」に作り、諷諫本「大」に作る。

「霊」「筌」　時賢本上に同じ。宋本・馬本「霊岑」に作る。原神田本「霊岑」、校改して「荃」に作る。

(8)恐徼功者生心痛抑其賞（同）

「賞」　猿投観応本・英華本上に同じ。時賢本・宋本等各本・諷諫本「黨」に作る。原神田本「黨」に作り、「賞」に校改す。王徳修校注（宋本）「賞」に作る。

(9)当時号為花鳥使呂向献美人賦以諷之（上陽白髪人）

「為」　神田本・時賢本・猿投観応本・管見抄本等この一字有り。宋本等刊本、この字無し。

「呂向」　「呂」の上、時賢本・猿投観応本・管見抄本等、「故」の一字有り。神田本無し。平岡氏校定本「神田本疑脱」と注す。

以上の南部新書所収本文は、宋本以前のものであり、しかも、恐らく、その校訂時の資料としては、本文に反映せられなかった部類のものであろう。その意味で、白氏文集本文に関し、宋本の前段階を若干は示すものとしての資料的価値は認められよう。

神田氏蔵新楽府二巻は、既述のごとく、平安末の書写、同時代の校注、訓点が施されたものとして、現存する唯一の鈔本である。既に、先行本よりの転写によって生じた誤りも絶無ではないが（後に挙げる）、鎌倉時代の転写本に比すれば、遙かに良質の本文であるといえる。従って、その本文は、ある時期に於ける唐鈔新楽府の実態及びその質的程度を示す貴重な資料である。

新楽府は、白氏文集の巻三・四に収められる。従って、その全巻の一部として扱われるのは当然であるが、中国に於ても、この巻は早くから人々に愛好せられ、自然、白氏文集から切離され、単行の形でも流布することになった。

唐鈔本としての所謂敦煌本と、景宋本として現存する諷諫本とは、本文上、幾多の相違点を有するが、また、この二本のみ、一致する個所も頗る多い。しかも、その一致する個所で、例えば、

一閉上陽未幾春（巻三、上陽白髪人）→神田本をも含め、諸本作多少

弦催鼓促曲已畢（同、胡旋女）→諷諫本作絃催鼓促曲欲遍

天涯地角尽蒙利（同、昆明春水満）→諸本作無禁

に於ける、第二例の「絃催鼓促曲欲遍」は、諸本作「人間物類無可比」であり、敦煌本・諷諫本が略〻一致し、他の諸本と相違するのは、第一・三例の如き、単語に止まる場合と、句全体に亘る場合があり、後者も尠くはない。この、後者の類の、諸本と大きく距っている個所をみれば、この二本に近い本は、白氏文集所収の巻とは別の途を辿って流布された、単行の本と認めざるを得ない。筆者が既に述べた通り、わが国の、御物本新楽府本文は、この二本の同系本より影響を多く蒙った特異の一本といえる。

神田本は、巻三・四の二巻のみの形で現存するが、多くの僚巻が総て佚逸して、纔かにこの二巻が遺存したものと見做すよりは、既に、前述の通り、巻三奥書からすれば、白詩の謂わば入門書として、特に、この二巻が選鈔されたことは明かである。同時に、巻三・四という巻次を明記しているところから、元来は、単行の本文ではなく、白氏文集一部の中に収められていたものとみるべきであろう。

その意味から、この神田本は、宋本白氏文集を遡る或る時期に於ける、白氏の原本に比較的近い唐鈔本白氏文集の本文を窺うに足るものとして、貴重な資料である。

以下、その本文について検討を加える。

㈠原神田本々文について

既述のごとく、神田本には、普通見せ消ちといわれる数種の符号が使用され、その用例を帰納すれば、誤写等を訂正するという、一般によく知られている用途があると同時に、その同じ符号によって、それを施してある本文々字よりも、旁記してある校注を採るべきことを示す場合も含まれる。それ故、この、二つの異った使われ方をもつ符号を、見せ消ちと称することは、必ずしも適当ではないと述べた（従って、筆者は以下、見せ消ちを総て「校改符」と称する）。

また、誤脱の個所に、あるべき文字を補入することは、これ亦、校訂に際して普通に行われるが、該個所に小「。」を書入れて、誤脱せられた、補入すべき文字を旁記するという、それと同じ書式によって、校注と同じように、文字の異同を示すことが、屢々、あることも、既に述べた。

この校改符、及び、補入の個所のうち、

在推心置人腸（巻三、七徳舞四オ1）

猶致天明痛不眠（同、新豊折臂翁一一ウ7）

梨園。弟子調律呂（同、華原磬八オ4）

等の例にみられるごとき、明瞭な誤写の訂正や、誤脱の補入しか意味しない場合は別に問題はなく、いまは触れない。それが本文の異同に係わる個所に限り、これを一応全部採り上げて、検討する。

尚、校改符は施されていないが、例えば、原字「制」に別時筆にて加筆、「製」に改められたり、或いは、原字「纓」の糸編を王編に改めてある場合、その原の文字が、本文の異同に係わる場合は、校改符のあるのに準じ、これらも採上げる。

便宜上、神田氏蔵本に於て、校訂操作の加えられる以前の、即ち、書写直後の本文を、以下、原神田本と称し、時に、原本文とも簡称する。（校合注等書入れが、総て同一人の筆になるか、確証はないが、巻三・四奥書の筆致と比較した結果、奥書の筆者、即ち、藤原茂明の筆と一筆であると、略〻断定した。以後、この前提に立って、論を進める。但し、後に触れるが、書入れの中に、一、二異筆らしき個所が交る。）

(1)校改符の施されている個所の原本文の検討

以下、先ず、次に挙げる十八例は、その原本文が宋本等刊本（この表記は、白氏文集刊本を指し、諷諫本、英華本、楽府本等は含まない）に一致する場合である。

①是夕徴卒故御親製碑云（巻三、七徳舞注四オ4）

（南部新書所収白氏文③に既出）「親」の中央に朱。を施して校刪。「親」あるは、外に、宋本・等刊本南部新書所収文

②君臣義重猶父子之情也（同、同注四オ6）

「之」に校改符を施し、右旁に「也」を加う。更に「之情也」の三字に、総て朱。を施し、これを刪去す。

宋本等刊本「之情」の二字有り。時賢本・管見抄本等の鈔本、及び、諷諫本・英華本・唐文粋本無し。

③大宗常謂侍臣曰（同、同注四オ7）

宋本等刊本「常」に作る。時賢本等鈔本、及び、諷諫本・英華本等「嘗」に作る。

④得鬚灰方可療之（同、同注四ウ2）

「之」に朱「）」を施して刪去。宋本等刊本「之」有り。時賢本等鈔本、及び、英華本等「之」無し（諷諫本「…灰可理」に作る）。

⑤左臂馮肩右臂折（同、新豊折臂翁一一オ1）

（本文「左」「右」、及び旁注「右」「左」に、夫々合点を施す。合点は、前述する如く、本文及び訓につき、他本との照合の意。故に、本文「左」「右」は誤写には非ざるべし）

宋本等刊本「左…右」に作る。楽府本同じ。時賢本・高野本・御物本等鈔本、及び、敦煌本・諷諫本・英華本「右…左」に作る。

⑥鮮于仲通李蜜曾覆軍之所也（同、同注一二オ3）

宋本等刊本「曾」に作る。時賢本・猿投本等鈔本、及び、英華本「等」に作る。

⑦蟲事具貞観実録（同、捕蝗注一四ウ8）

「蟲」左旁に朱斜線を施して、これを刪去す。宋本等刊本この一字有り。時賢本・猿投本・管見抄本等鈔本、及び、諷諫本、この一字無し。

⑧昆〻明〻春〻春池(昆明)岸古春流新（同、昆明春水満一五オ2）

はじめ、左旁五ヶ所に朱。を施す。後、上二ヶ所のを摺消し、その上に、改めて墨。を施し、更に、より大なる墨○を施す。

宋本等刊本「昆明池」重畳。時賢本・猿投本・天理永仁本・京大三本・御物本等鈔本のすべて、及び、楽府本同じ。敦煌本・諷諫本不重。

宋本等刊本、及び、楽府本「春池」に作る。時賢本・猿投本等鈔本、及び、諷諫本「昆明」に作る。御物本・敦煌本この二字無し。

従って、上下二ヶ所の校改本文からすれば、原本文は、諷諫本と同系の本文に拠って校改されたことになる。

⑨珠瓔（→纓）眩転星宿揺（同、驃国楽二一ウ1）

原字は「纓」か。偏にのみ加筆して、「瓔」に改む。いま、校改符に準じて採る。

宋本等刊本「纓」に作る。時賢本・高野本・永仁本・京大三本・御物本等鈔本の総て、及び、楽府本同じ。諷諫本「瓔」に作る。

⑩。聞(吾)。君政化甚聖明（同、同二一ウ6）

（補入の個所に関しては次項に挙ぐべきであるが、便宜上、共に、こゝに配す）

宋本等刊本、及び、楽府本「聞君政化甚聖明」に作る。時賢本・高野本・猿投本・永仁本・京大三本等鈔本、すべて「吾聞吾君甚聖明」に作る。御物本「吾聞君甚聖明」に、諷諫本「吾聞君主甚聖明」に作る。

⑪耳穿面破(縛)駆入秦（同、伝戎人二二オ6）

宋本等刊本、及び、楽府本「破」に作る。時賢本・高野本・永仁本・御物本等鈔本のすべて、及び、諷諫本「縛」に作る。

高野本、「破ィ」を校注す。

⑫去安西九千九百里以示戎人不為万里行其実就盈数也(矣)（巻四、西凉伎注四ウ3）

宋本等刊本、及び、英華本「也」に作る。上野本等鈔本「矣」に作る。

⑬紅線毯織成可殿鋪（同、紅線毯七ウ8）

（宋本、この篇補刻につき、「線」に作るも、資料から除く）

麗本等刊本、及び、諷諫本・楽府本「線」に作る。上野本・東洋文庫本・京大一、二本・御物本等鈔本「毯」に作る。

⑭烏膏注脣〻如泥（同、時勢粧一二オ5）

宋本等刊本、及び、楽府本「注」に作る。上野本・京大一、二本・御物本等鈔本「膏」に作る。敦煌本「烏膏脣恰似泥」に、諷諫本「烏膏烏膏唇如泥」に作る。

⑮安用暫来還見為（同、李夫人一三オ4）

楽府本「還見為」に作る。宋本等刊本、及び、諷諫本・唐文粹本「還見違」に作る。上野本・東洋文庫本・猿投本・管見抄本等鈔本「遙見為」に作る。（源氏物語）奥入所収本「遙見」（「為」脱か）に作る。

⑯両朶紅顋花欲綻（同、塩商婦一五オ3）

宋本等刊本、及び、楽府本「朶」に作る。東洋文庫本・猿投本・御物本等鈔本「頰」に作る。上野本「朶」を墨斜線にて抹消し「頰」に改む。諷諫本「片」に作る。

⑰自言福祚長垂無窮（同、隋堤柳一九オ1）

「長」を朱斜線にて刪去す。宋本等刊本、及び、楽府本「長」に作る。上野本・東洋文庫本・御物本等鈔本、及び、諷諫本・英華本「垂」に作る。

この個所は、神田本の先行本の段階に於てか、或いは、神田本本文書写時の何れかの時期に、「長。無窮」なる校注の表記を補入として誤写し、本文を一字増にしたものか。とすれば、原神田本、或いは、その先行本は、「長」と推定される。

⑱始不是章句無規刺（同、採詩官二三オ7）

宋本等刊本、及び、楽府本「不是」に作る。上野本・東洋文庫本等鈔本「始従」に作る。諷諫本「自始」に作る。

神田本は、校注「始従」の上一字が、誤って本文に入ったものか。従って、恐らく、先行本本文は「不是」であろう。

以上は何れも宋本等刊本に一致する個所であるが、このうち、⑤⑧⑧（二ヶ所）⑨⑪⑬⑭⑮⑯⑰⑱は、同時に楽府本とも一致し、特に⑮で、原神田本に一致するのは、楽府本のみである。云う迄もなく、楽府詩集の編者敦茂倩は北宋官人であり、この本の拠る白詩本文とわが古鈔本との関連につき、更に検討の要が存しよう。

何れにせよ、以上の個所で、他の鈔本とは異って、原神田本が宋本等刊本、その他の本文と一致することは、原神田本→宋刊本に伝えられる本文をもつ唐鈔本と、原神田本と異なる鈔本にその本文を遺す別種の唐鈔本の存在を推定せしめるに足りるであろう。また、校訂の操作として、校改後の文字と共に、原本文の文字をも、そのまま多数留める本として、神田本の資料的価値を一層高めるのである。

次に挙げる例は、神田本の原本文が、必ずしも、宋本等刊本類に一致するとは限らず、比較的稀な例もあり、また、稍〻異例の校改も加えられる場合である。

①鬪妙争能爾不如（知）（巻三、胡旋女一〇オ7）

（校改符「：」は、その数多からず。「L」「。」等、他の符号と、異種であるか、その点は未だ判別し得ず）

鈔本・宋本等刊本等、多く「如」に作る。諷諫本「汝不知」に作る。押韻よりみるも「如」が是。原神田本の「如」を、「知」に校改。御物本「不知如」（前述、補入注を本文に入れるという書写時の誤、元「不知」か）に作るは、少くとも、わが国に「知」に作る本文の在ることを知らしめる。京大三本、亦「知」に作る。

②所喜老身今猶（独）在（同、新豊折臂翁一一ウ8）

（「猶」「独」、相互に誤写すること頻出。この例も或は然らん。いま、念の為、これを挙ぐ）

鈔本・刊本類、多く「独」に作る。敦煌本「猶」に作る。とすれば、誤写とも断じ得ない。

③当昔(死)瀘水頭身没魂孤骨不収（同、同一二オ1）

「当昔」に作るのは、外に、敦煌本、及び、高野本・京三本注がある。宋本等刊本、及び、諷諫本・英華本・楽府本「時」に作る。時賢本注同じ。「死」に作るのは御物本のみ。外に、時賢本・猿投観応本・永仁本「当初死」（「当初」「当死」混入）に作る。更に、猿投貞治二、同六本・京三本・三条西本「初」に作る。

従って、わが国に「死」に作る鈔本は存したといえるが、中国諸本には未だ見当らない。比較的稀な例である。

④化作(為)一片秋潭水（巻四、百練鏡一ウ6）

鈔本、刊本類とも、「為」に作り、唯、管見抄本一本のみ「作」に作る。これも比較的稀な例といえる。

⑤綵絲茸々香拂(弗)々（同、紅線毯八オ1）

鈔本、刊本類「拂」に作る。御物本「弗」に作る。東洋文庫本校注同じ。これも比較的稀な例。

⑥満面塵灰煙(埃)火色（同、売炭翁一〇オ3）

既述。敦煌本と新疆元和本と、二本の唐鈔本異る。平岡氏校定本「埃」に校改し、「今従敦煌本」と記す。是なりや。

⑦踈織短裁(截)充疋数（同、陰山道一一ウ4）

鈔本、刊本類「截」に作る。天理正応本「裁」（校注「截」）に作り、明正徳刊本同じ。

⑧点将(得)駈向何処去（巻三、新豊折臂翁一一オ5）

（校改符は薄朱小形。いま、校改符と認む）

時賢本・高野本・猿投本・天理永仁本・京大三本等鈔本、原神田本と同じく「点将駈向」に作る。宋本等刊本「点得駆将」に作る。諷諫本「点得駆向」に作る。校改後の神田本これに一致。敦煌本「点向何処去」に作る。

⑨老翁泣(哭)孫母哭児（同、道州民一七オ6）

猿投貞治二、同六、同観応本・天理永仁本・京大三本・真福寺本・三条西本等鈔本「泣孫…哭児」に作る。原神田本之に同

じ。宋本等刊本、及び、諷諫本「哭…哭」に作る。校改後の神田本之に同じ。時賢本・御物本「泣…泣」に作る。

つまり、この例は、鈔本に同じ本文を校改して、刊本のそれに一致せしめた場合である。

⑩紅線毯〻〻〻（巻四、紅線毯七ウ6）

（宋本はこの篇補刻につき、不重なるも、資料より除く）

上野本・天理正応本・東急本・京大一、二、四本・猿投文和本・東大国研本「紅線毯」の三字重畳。東洋文庫本（校注重畳）・御物本・金比羅本、三字不重。麗本等刊本、及び、諷諫本同じ。

神田本の校刪は、外形的には、鈔本から刊本系本文への校改といえよう。

⑪売炭翁〻〻〻（同、売炭翁一〇オ2）

鈔本のうち、上野本・天理正応本・東急本・京大二、四本・猿投文和本・三条西本、三字重畳し、東洋文庫本・御物本・金比羅本は不重。宋本等刊本・敦煌本・新疆元和本・諷諫本亦不重。

⑫桑弘羊死来日巳久（同、塩商婦一五オ6）

（「来」の左旁、朱斜線を施して校刪。）

宋本等刊本、及び、諷諫本・楽府本「来日」の二字無し。東洋文庫本「死。日巳久」と注す。この校注は補入を意味せず、「死来巳久」「死日巳久」との、二文あることを示す。原神田本、或いはその先行本文にて、誤って「来」一字を本文に増字し、改めてこれを校刪。上野本・東急本・京大一、二、四本・猿投南北朝、同文和本・金比羅本・東大国研本は原神田本と同じく、「死来日巳久」に誤る。

その他、以下の数例は、原本文の文字が諸本にみられぬか、或は、校刪の根拠が不明かの場合である。

①其詞直而切（巻三、序三オ3）

諸本「言」に作る。「詞」に作る本文、他に認められず。

②詔宴郊廟享宴皆先奏之也（同、七徳舞注三ウ3）

『也』の左旁に朱「）」を施して校删す。諸本「也」の一字無し。

③婦人幽閉深宮心情実可愍（同、同注四オ7）

諸本『情』に作る。「心」に作る本文、他に認め得ず。

④故禄山得乗人心而盗天下（同、新豊折臂翁注一二ウ2）

神田本「而」に朱。を施して校删。諸本「而」有り。この一字無き本を未だ見出し得ず。

⑤因備歌之也（同、同注一二ウ3）

「也」に朱斜線を施し校删。「也」、諸本に見えず。

⑥宰相拖紫佩金璋章（同、蛮子朝二一オ4）

諸本「章」に作る。「璋」に作る本を未だ見出し得ず。

以上の六例のうち、或は誤写等も含まれるかも知れないが、しかし断定し得ず、いま、これを挙げた。

(2)補入注を加える以前の原本文、並びに、補入注の系統の検討

補入注を検討すると、誤脱を補う為のものが比較的多く認められる。いま、そのための補入注は除き、先ず、補入される以前の原本文が宋本等刊本に一致する例を次に挙げる。

①繫於意不繫於文也（巻三、序二ウ8）

宋本等刊本、及び、諷諫本「也」の一字無し。時賢本等鈔本「也」あり。

②以歌舞大宗之功徳。臣貞観初…（同、七徳舞注三ウ2）

宋本等刊本、鈔本諸本「功業」に作る。「徳」に作る本、他に未だ見出し得ず。明正徳刊本「大宗之功至貞観初…」に作る。

原神田本の「臣」を「至」の誤写と見做せば（「臣」「至」、字形比較的近し）、この個所は、正徳本と一致する。

③美賢臣。之遇明主也（同、道州民題序一七オ3）

宋本等刊本「之」無し。時賢本「之」有り。

④秦吉了出南。山中（巻四、秦吉了二一ウ8）

宋本等刊本、及び、諷諫本・英華本・楽府本「南中」に作る。上野本・東洋文庫本・管見抄本等鈔本「南山中」に作る。

次に、以上の四例とは、若干、性質の異なる例として、次の個所がある。

⑤…。序曰凡九千二百五十二言断為五十篇（巻三、序二ウ7）

新楽府序の後半部の初まる個所に、この「序曰」の二字が補入されている。

わが古鈔本の序はすべて、はじめに「序曰七徳舞美撥乱陳王業也…」と、五十篇の題序を総て列挙した後に「凡九千二百五十二言…」以下が続き、従って、「凡九千二百…」の前に、再度「序曰」の二字が繰返されることは、絶体にない筈である。ところが、宋本等刊本は総て、「序曰凡九千二百…」から序文が始まる。こゝは、序文に関し、鈔本と刊本との極めて顕著な相違個所の一つである。従って、この補入は、無論、誤脱を補うものではなく、校訂者が宋本系統の一本より、その本で序文の首がここにあることを指示した個所であり、他の鈔本には、この書入は一切見られず、神田本の校訂作業を考える上で、極めて貴重な個所といえる。つまり、校訂者は、宋刊本、或いはその系統の本を校勘に使用している事になる。

⑥今将出之任求。於伉儷（同、七徳舞四オ7）

「於」の有る本は、他に見当らず。

⑦臂折来。成六十年（同、新豊折臂翁一一ウ6）

鈔本のうち、時賢本（校注「成来或」外に「唐本作来字」とあり）・猿投貞治六年・京大三本は「折来」二字に作り、高野本・猿投貞治二本・天理永仁本・三条西本は「折来成」三字に作る。又、猿投観応本は「折以来」（外に、慶安刊本「折已来」に作る）に作る。宋本等刊本・御物本・敦煌本・諷諫本・英華本・楽府本は「折来来」に作る。

従って、原本文は「折来六十年」とも解し得るが、補入「成」に「ㄱ」符を施して、これを校刪し、補入の際の本文の小白丸も塗抹し、更にヲコト点「六十年」の「に」をも校刪している。それ故、「成」を誤脱を補うものと解すれば、原本文「折来成」に作ることになる。いま、これを原本文と解す。何れにせよ、これは、刊本ではなく、鈔本にみられる本文である。

更に、前述の如く、表記の仕方は補入であるが、実は校注として施されている場合がある。二、三取上げるべき個所があるので、後の、校注の所に於て、これを入れる。

以上、校改符が施されている個所、及び、補入注の加えられている個所のうち、本文異同に係わる例を摘出して、その原本文、並びに校注そのものゝ本文としての検討を行った。その結果、原神田本には、他の古鈔本に比して、宋本等刊本に一致する個所が尠からず存したことが確認された。この原本文に対して行った、校訂者による校改作業の結果、この部分は、略〻、他の現存鈔本に一致する本文となった。校訂者の意図も、そこに存したのであろうか。

㈡校改符は施されずに、校合の為の旁注が書入れられている個所の本文、並びに、校注の系統について

同じく校合注が書入れられていても、前項の例のごとく、その本文文字に校改符を加えて、旁注の文字に改めることを示す場合と、単に校合注を、本文と並列的に書入れてある場合とでは、校訂者には明かに区別が存したと見做してよかろう。

神田氏蔵本にみられる校改符のない校注は、それが施されてある場合に劣らず、かなりの数に上っている。校改符を加えると否とでは、本文々字に如何なる意味の相違が存するのか、また、何故に、校合注のみが書入れられたのか、そういう点に留意しつゝ、以下、当該個所を吟味する。

尚、例えば「遺民腹断」（巻四、西涼伎四ウ5）などは、当然、本文の誤写を訂正する為の旁注であるのに、校改符は施されていない。これなど、訂正が明瞭な個所はよいが、同様に、校改符を施すべき個所に、付け落ちが存する可能性はあろう。

次に挙げる例は、校合注が宋本等刊本の本文と略〻一致する場合である。

①撃鼓吹笛和雑戯（巻三、立部伎七ウ2）

（この「笙」は、他の校注に比し、筆致稍〻異る）

鈔本の総て、及び、諷諫本・汪本「笛」に作る。宋本等刊本「笙」に作る。神田本の外、時賢本「笙或」（橙筆）と注す。

②青黛畫眉〻細長（同、上陽白髪人九ウ3）

鈔本のうち、時賢本・天理永仁本・猿投観応本・三条西本・猿投貞治二、同六本（但し、この三本「書」に誤る）・御物本・管見抄本、及び、敦煌本・諷諫本「畫」に作る。

宋本等刊本、及び、鈔本の高野本（校注「畫」）・京大三本「點」に作る。

③昔時呂向美人賦（同、同9ウ6）

鈔本、宋本等刊本多く「向」に作る。馬本・汪本「尚」に誤る。鈔本のうち、高野本・猿投貞治二、同六本・天理永仁本・京大三本同じ。

④父子兄弟始相保（同、道州民一七ウ3）

時賢本等鈔本、及び、敦煌本・諷諫本「子兄」に作る。宋本等刊本・楽府本、及び、御物本、校注に同じ。

⑤又逢今歳苦寒天（同、馴犀一八ウ1）

鈔本の総て、及び、諷諫本「天」に作る。宋本等刊本・英華本・楽府本「月」に作る。

⑥征蛮一陣合軍没（同、蛮子朝二〇ウ1）

時賢本等鈔本の多く「合」に作る。宋本等刊本・諷諫本・楽府本、及び、御物本「全」に作る。

⑦楊州長吏手自封（巻四、百練鏡一ウ7）

上野本等鈔本「吏」に作る（但し、東大国研本「史」に誤る）。宋本等刊本・英華本・楽府本「史」に作る。敦煌本・諷諫本、此の句欠。

⑧兼車連載来長安（同、青石二オ6）

上野本等鈔本「連」に作る。宋本等刊本・諷諫本・英華本・楽府本、及び、鈔本の三条西本「運」に作る。

⑨不鐫実録鐫虚詞（辞）（同、同二ウ2）

上野本等鈔本、及び、諷諫本・英華本「詞」に作る。宋本等刊本・楽府本「辞」に作る。

⑩両朱閣南北相並起（或作対）（同、両朱閣三オ3）

上野本等鈔本、敦煌本「並」に作る。宋本等刊本・諷諫本・英華本・楽府本「対」に作る。

⑪五雲飄飄迎上天（又作飛）（同、同三オ5）

上野本・猿投本等鈔本、及び、英華本「迎」に作る。宋本等刊本・敦煌本・諷諫本・楽府本「飛」に作る。

⑫金鏤（鍍）眼精銀帖歯（同、西涼伎三ウ6）

上野本・猿投本等鈔本「鏤」に作る。宋本等刊本・諷諫本・英華本・楽府本「鍍」に作る。

⑬悲在君家留我二児（両）（同、母別子一〇ウ8）

（「我」を朱斜線にて校删。前掲）

鈔本「二」に作る。宋本等刊本「両」に作る。

⑭不如林下（中）鳥鵲鳥（同、同一一オ2）

上野本・東洋文庫本等鈔本、及び、敦煌本「下」に作る。宋本等刊本・諷諫本・唐文粋本・楽府本「中」に作る。

⑮傷心不独武（漢武）皇帝（同、李夫人一三オ5）

上野本・東洋文庫本・管見抄本等鈔本「武皇」に作る。宋本等刊本・諷諫文・唐文粋本・楽府本「漢武」に作る。

⑯更有愚翁（夫）念身後（同、杏為梁一五ウ5）

上野本・東洋文庫等鈔本「翁」に作る。宋本等刊本・諷諫本・楽府本「夫」に作る。

⑰宅門題作鳳（奉）城園（同、同一五ウ8）

上野本・東洋文庫本・天理正応本・東急本・京大二本・猿投南北朝本、同文和本・金比羅本・三条西本、及び、諷諫本「鳳城」に作る。管見抄本「奉城」に作る。宋本・活字本「奉成」に作る。楽府本「奉宸」に作り「校云一作鳳城」と注す。

⑱一石之沙幾石重（同、官牛一七オ6）

上野本・東洋文庫本等鈔本「石」に作る。宋本等刊本・英華本・楽府本「斤」に作る。

⑲今来。緑水照青天（巻三、昆明春水満一五オ6）

（形式は補入であるが、校注の一種として、ここに採る）

鈔本、何れも「緑水照青天」に作る。宋本等刊本、「浄緑水照天」に作る。前述の如く、校注の一解として「浄緑水照天」ともなるが、他本に見えず。

後、「浄」及び「。」を「ㄱ」により刪去す。つまり、こゝは、鈔本と同一本文のままである。

以上の十九例は、先の、原本文を校改して、鈔本に近づける作業とは、正しく、逆であり、何れも、校注が宋本等刊本の本文と一致する個所である。これを鈔本の一異本の本文と見做すことは、稍〻無理であろう。この事から、直ちに、校訂に当り、宋刊本の類いが使用されたとは断じ得ないが、少くとも、校訂作業の中に、宋刊本系の文字が数多く介在していた事実は否定出来ない。

既に、寛弘年代（一〇〇四―一〇一一）に、宋版白氏文集のわが国に見在した事は『御堂関白記』に明証がある。同時に、宋刊本であるとしても、それが北宋刊本である可能性は充分あるので、我々が現在手にし得る南宋紹興刊本と、平安末期鈔本の校注にみえる宋刊本系統と覚しき本文とでは、本文の一致しない個所も存する事は、当然あり得よう。逆に、紹興本と一致する文字が、当時に即していえば、必ずして宋刊本の本文であるか否かは、遽に断じ難い所である。

これは意識的か否かは明かでないが、こういう、宋本に近い文字の、校合注としての書入れと、先の、原本文に存する宋刊本に近い文字を、鈔本系文字に近づける校改作業という、逆の方向への校合操作の併存によって、結果的にみれば、神田本によって、鈔本・宋刊本という、二つの系統を異にする本文を、同時に、照合しつゝ、これを読むことが可能となった。

以上、宋本に一致する校注を挙げたが、但し、旁注はそれのみではない。以下、そのうちの主要なものを挙げる。

①天宝十三(二)載始詔道調法曲（巻三、法曲注五ウ2）

鈔本・刊本類、共に「三」に作る。「二」は他に見えず。

②鶯帰燕至(去)情悄然（同、上陽白髪人九オ8）

「至」に作る例は極く稀。但し「イ（タ）て」と訓も施され、誤写には非ざるべし。鈔本・刊本類「去」に作る。

③数唱此歌寤明(時)主（同、胡旋女一〇ウ5）

御物本「時」に作り、時賢本校注にもあり。鈔本・刊本類「明」に作る。

④人心好悪苦不(無)常（同、大行路一二ウ7）

天理永仁本「無」に作る。鈔本・刊本類「不」に作る。

⑤唯奏慶(卿)雲寿星見（同、司天台一四オ1）

御物本・時賢本「卿」に作る。鈔本・刊本類「慶」に作る。

⑥天涯地角無禁利(制)（同、昆明春水満一五ウ7）

（「制」は他の校注と別筆、訓もB筆）

「制」、他に見出し得ず。鈔本・刊本類「利」に作る。

⑦又(君)不見（同、馴犀一八ウ5）

慶安刊本「又」に作る。雅章本校注、及び、新見正路校那波本所引金沢本・弘安本同じ。御物本一字無し。鈔本・刊本類「君」に作る。

⑧誠由陛下休明徳（同、蛮子朝二〇ウ4）

時賢本「由或作知」と注し、高野本「誠。由(知イ)」と加注。更に、猿投貞治二、同六本「誠知由」と、例の如く、誤記す。鈔本・

刊本類「由」に作る。

⑨夜宿腥(或本羶作羶)汙床席（同、伝戎人二三ウ2）

（校注は上欄に施す。いま、右旁に移す）「羶」、他に見出し得ず。

⑩有一老人(老夫征)年七十（巻四、西涼伎四オ6）

上野本「(中)有一老人征年七十」（「中」を校刪）に作る。「有老人征年七十」「有一老人年七十」の二種あるを示すなるべし。猿投本「中有一老人征年七十」は、同文を含むも誤記。「老夫征」は他に見えず。英華本「老征夫」に作る。宋本等刊本「一征夫」に作る。楽府本同じ。諷諫本「一征人」に作る。

⑪昭陽美(舞)人恩正深（同、繚綾九ウ4）

上野本・天理正応本・東急本・京大二、同四本・三条西本・金比羅本「美」に作る。諷諫本同じ。敦煌本（但し「儛」）・御物本・東洋文庫本（校注「美ィ」）・猿投文和本・雅章本、及び、宋本等刊本・楽府本・慶安刊本「舞」に作る。東大国研本原「舞」を「美」に校改。

この校注は、刊本系統よりの本文であろう。

⑫一丈綾繫着(在)牛頭(頸)（同、売炭翁一〇ウ2）

既述。「着」に作るは鈔本の一本。「頭」に作るは、宋本等刊本・敦煌本・諷諫本・楽府本。分化著しく、何本より「在」「頸」を採るか明ならず。

⑬緑鬟富将(去)金釵多（同、塩商婦一四ウ5）

「将」は稀、他に見えず。上野本・天理本・東急本・京大一、二、四本・猿投文和本・三条西本・東大国研本、及び、宋本等刊本・楽府本「去」に作る。

⑭各於其上題名謚(氏)（同、青石二ウ6）

宋本等刊本・諷諫本「謚」に作る。鈔本の中、東急本・金比羅本同じ。上野本・東急本・御物本等鈔本「氏」に作る。

⑮風飄飄紙銭動兮（同、黒潭龍二一オ1）

宋本等刊本・諷諫本「飄飄」に作る。上野本・東洋文庫本等鈔本「飄飄」に作る。

以上の例を纏めれば、②⑦⑩⑫⑬の例は、神田本々文が比較的稀な場合であり、その意味で、極めて貴重である。また、①③④⑤⑥⑧⑨⑩の例は、校合注そのものが比較的稀な場合である。また、⑭⑮の二例は、神田本々文が鈔本とは異り、宋本等刊本に一致する例であり、これ迄、原本文等にその例を求め得た如く、神田本々文で宋本等刊本に一致する例が、ここにもみられる。また、⑪の例は校注が刊本系統の本文よりと思われる例とみられる。

(三)校改符、校合注等書入の施されていない個所の本文の検討

これ迄は、校訂者が校訂のために、或いは校改、校刪し、或いは校合注を加えた個所について、その原本文を検討した。然し、校訂者の手が加えられていない個所にも、猶、吟味を要する個所は必ずしも尠くはない。以下、必要な個所の本文について検討する。

①聞・遭雲南有瀘水（巻三、新豊折臂翁一一オ7）

「聞」に作る他の本は、宋本等刊本・諷諫本・楽府本・慶安刊本等、何れも刊本に限られる。敦煌本・時贄本・御物本・高野本・猿投貞治二、同六、同観応本・永仁本・京大三本・三条西本、及び、英華本「伝」に作る。

現存鈔本として、刊本と一致する比較的稀な例といえる。

②辺功未・立生人怨（同、同一二オ8）

宋本等刊本・諷諫本、及び、鈔本の高野本・猿投貞治二、同六、同観応本・三条西本「未」に作る。敦煌本・時贄本・京大三本・実理永仁本・御物本、及び、英華本（注「集作未」）「不」に作る。

これも、宋刊本系本文と一致する例である。

③好生毛羽悪生瘡（同、大行路一二ウ7）

「生」に作る本に、宋本等刊本・諷諫本・唐文粋本・慶安刊本。鈔本では、管見抄本がある。時賢本・御物本・高野本・猿投貞治二、同六、同観応本・天理永仁本・三条西本、及び、英華本・楽府本「成」に作る。系統は、稍〻複雑である。

④帰漢被劫為蕃虜（同、伝戎人二三ウ4）

「帰」に作る本に、宋本等刊本・諷諫本・慶安刊本、鈔本の高野本がある。時賢本・御物本・真福寺本・猿投貞治二、同六、同観応本・京大三本・三条西本、及び、盧校本「還」に作る。

⑤慕為人勧事君（巻四、青石三オ1）

神田本と同じく六字句に作る本に、宋本等刊本・諷諫本・英華本がある。「勧」の上に「必」を入れて、七字句に作る本に、東急本・京大二、同四本・猿投文和本・三条西本・東大国研本がある。金比羅本は「必ィ」を補入し、上野本は「臣」に似る文字を補入し、左旁には、校刪符に似る墨痕がみえる。

⑥廻車叱牛牽向北（同、売炭翁一〇オ8）

「牽」に作る本に、宋本等刊本、及び、新疆元和本・東急本・京大一、二本・猿投文和本・三条西本・金比羅本・東大国研本がある。御物本、及び、諷諫本「駆」に作り、上野本・東洋文庫本・天理正応本・京大四本「駈」に作る。敦煌本「令」に作る。

⑦君恩未尽念未已（同、李夫人一二ウ4）

「未」に作る本に、外に、定家自筆本（源氏物語）奥入所収本文にみられる。鈔本・刊本共に「不」に作る。

⑧終朝美飲食（同、塩商婦一五オ4）

「朝」に作る本に、宋本等刊本・諷諫本・慶安刊本がある。外に、猿投南北朝本は「終日朝」（「終日」「終朝」の二文ある注記の誤写ならん）に作る。上野本・東洋文庫本・御物本・天理本・東急本・京大一、二、四本・三条西本・金比羅本・東大国研本「日」に作る。

以上の八例は、何れも、神田本が、宋本等刊本に一致する個所であり、多く、現存する他の鈔本の本文とは異る。従って、他の個所に於ける書入れの実態からみれば、こゝにも、校合注等書入れがあって然るべき個所ともいえる。但し、これを、遽に、校訂者の見落しと断ずるには、稍〻疑問が残る。

つまり、こゝに挙げた例は、本文上、単純に、鈔本、刊本と、明瞭に分れる程相違するものばかりではなく、鈔本々文の一部は、刊本のそれとも一致する例も含まれ、本文の系統は複雑である。とすれば、先に、宋本等刊本に近い個所を、鈔本の本文に校改するために施した校合注は、こゝでは、必ずしも、必要ではなかった、或は、施すべき個所ではないともいえる。

数項に分けて、主として宋本との関連に重点を置いて、神田本本文について検討を加え、特に、原神田本という、本文を更に前段階に迄遡らせる方法によって、これをより精細に吟味した。その結果、白氏新楽府としては、わが古鈔本中最も古い書写本であるこの本が、本文上、宋刊本との間に、猶、距たりを存するにしても、鈔本・刊本間の系統上の相違として、これ迄理解されてきた程度よりは、予想以上に、両者の本文に一致点が見出された。神田本の祖本が、どの段階の唐鈔本であるかは明かでないが、原神田本が示す宋刊本への、相対的意味に於ける近似性は、同時に、唐鈔本々文に、既に、尠からざる異本群の存在したことを示唆せずには措かないであろう。

また、そういう本文をもつ原神田本が、校改せられて、現在我々がみることの出来る他の鈔本に近づいた校訂過程を具体的に知った時、現存古鈔本の本文そのものに対し、再検討の必要を痛感するのである。原神田本に近い本文が、極めて稀にしか現存しないということは、理解し難いことであり、後に触れるが、この一因として、転写の間に本文改変の起る可能性を示唆している。

神田本々文の検討は以上で終る。以下、神田本、特に、原神田本の本文の特殊性に対する傍証的意味から、本文そのものにも、同じく特徴があり、書写に関しても、比較的信用の置き得る鈔本を選んで、猶、若干検討を加えておきたい。

㈣神田本以外の古鈔三本の本文検討

(1)書陵部蔵文集巻三侍従時賢鈔本

周知のごとく、この本は元亨四年（一三二四）の書写本であるが、本奥書には長久二年（一〇四一）点とみえる。これは、神田本の書写・校点の年代よりも古く、また、藤原正家以下、代々、この本の原本が侍読に用いられた事も記され、菅家・江家等博士家所蔵本の本文・訓点も、かなり詳密に書入れられている。惜むらくは、巻四を欠く。いま、神田本と比較しつゝ、その本文について述べる。

①驃国楽歎王化之先近後遠也（序）

神田本等鈔本・宋本を含め、諸本「欲」に作る。訓「ホメタリ」。「歎作欲或」と橙筆校注あり。（但し、本文題序作欲）

②立弁致死能感人（華原磬）

神田本等鈔本・宋本を含め、諸本「声」に作る。敦煌本・諷諫本「能」に作り、高野本「能ィ」と注す。右旁橙筆「声」を施し、又、上欄「能作声（菅江）」と注す。

③武臣少敢封疆死（同）

神田本等鈔本・宋本を含め、諸本「肯」に作る。真福寺本「敢」に作る。上欄橙筆「敢作肯（アヘテウナカセリ）」と注す。

④（題）上陽人

神田本等鈔本・宋本を含め、諸本「上陽白髪人」に作る。御物本・敦煌本・諷諫本「上陽人」に作る。定家自筆奥入所引文同じ。題に補入「上陽（白髪古本江）人」（朱筆）

⑤伝道雲南有瀘水（新豊折臂翁）

既出。敦煌本・英華本、及び、鈔本多く「伝」に作る。神田本・宋本等刊本・楽府本「聞」に作る。

⑥唯奏卿雲寿星見（司天台）

御物本・神田本校注「卿」に作る。諸本「慶」に作る。時賢本右旁に朱「慶」を注す。

⑦天文時変両如何（同）

三条西本のみ「何」に作る。諸本「斯」に作る。

⑧爾聽五絃信為美（五絃弾）

時賢本「爾」の上、朱筆「遠方士」を補入。墨筆にて「此三字菅本無之／正本同無之」と校注あり。諸本この三字有り。

⑨開元皇帝雖聖人（蛮子朝）

諸本「神」に作る。雅章本「人」を校注す。左旁に墨筆「神江（朱筆）」、上欄に黄筆「神」を施す。

⑩亡国子孫取為戒（二王後）

鈔本の多く、宋本等刊本同じ。神田本・高野本・京大三本・永仁本・真福寺本「誡」に作る。

⑪生男多以陽為字（道州民）

宋本等刊本・諷諫本「陽」に作る。神田本・永仁本・猿投貞治二、六、観応本・京大三本、及び、敦煌本「楊」に作る。時賢本校注同じ。

⑫君不見貞元末馴犀凍死（馴犀）

鈔本・宋本等刊本「君」に作る。神田本「又」に作る。雅章本校注同じ。

以上のうち、①～⑨迄は、神田本・宋本が一致し　⑩～⑫迄は、時賢本・宋本が一致する。数の上から、直ちに、何れが宋本に近いか等は遽に断じ難いが、この三本を繞って、古鈔本間に若干の相違の存することが知られる。

次に夾注の本文については、既に、神田本の該個所で触れたが、その例をも含め、

致祭而葬埋之（七徳舞）

神田本・宋本等刊本・英華本「瘞」に作る。諷諫本「致祭而保全又散金帛而葬埋之」に作る。

故御製碑云（同）

原神田本・宋本「御親製」に作る。英華本・南部新書所収本「御製」に作る。

等と、両本の間には若干の相違がみられる。

また、校合注に関しては、時賢本は異文を採る点からすれば、神田本よりも広範囲に亘り、その数も多い。いま、その一部を挙げる。

①張謹(瑾)哀聞辰日哭（七徳舞）　朱右旁注。猿投観応本・醍醐寺蔵白氏新楽府注・諷諫本「瑾」に作る。

②驪山塚上杜(或茂六擢本作茂)陵頭（海漫々）　朱左旁注。宋刊本等諸本「茂」に作る。鈔本「杜」に誤る。「茂」とする校注も他に見えず。

③何況如今(如今両字無之江)鸞鏡中妾顔未改（大行路）　（朱上欄注を右旁に移す）この二字無き本、他に見えず。（「江」は江本、以下同）

④是歳雖蝗不為害(灾江)（捕蝗）　橙筆右旁注。「灾」、他本に見えず。

⑤率土皆皇民(吾)（昆明春水満）　朱左旁注。御物本「吾」に作る。

⑥昼牧牛羊夜捉生(生作牲又狌)（城塩州）　墨上欄注。京大三本・猿投観応本「牲」に作る。「狌」に作る本文、他に見えず。

⑦長者不過三尺余(四)（道州民）　墨右旁注。御物本・敦煌本「四」に作る。

⑧仍恐児孫忘使君(猶江)（同）　朱左旁注。他本に見えず。

⑨泛皮舩兮渡縄橋(綱或)（蛮子朝）　朱右旁注。他本に見えず。

⑩徳宗省表知(省作看江)如此（同）　橙筆上欄注。猿投貞治二、六本「看」に作る。

⑪臣又願為唐外(外作殊或)臣（驃国楽）　朱上欄注。他本に見えず。

以上、概して、由緒ある典拠が示され、これによって、現在は佚書となった、本文の異なる諸本の存在を窺わしめる。

以上、時賢本の本文並びに校注に関して、神田本・宋本との比較の上で、概略した。この二本は、何れも由緒ある本であり、その間に、本文上　古鈔本という大枠に於ては、当然ながら極めて近いが、詳細に検討すれば、原神田本と異なる個所に於て、他の古鈔本と若干異る性質ともいえる個所が認められた。これによって、原神田本の本文なるものが、他と全く異なる特殊な一本ではなく、程度の差こそあれ、この本にみられる如く、相近似する本の存することが明かとなった。

(2)御物本新楽府

平安時代、新楽府は単行で、上下二巻の本として扱われ、「楽府上巻」「楽府下巻」(『御堂関日記』)、「楽府二巻」(『権記』)、「楽府という書二巻」(『紫式部日記』)などと記されてきた。筆者は兼てより、こういう傾向を邦人の創意によるものと見做すことに躊躇し、恐らくは、その根拠として、この二巻に対する、中国での同様の扱い方があり、従って、古記録にも見えず、現存もしないが、曾て、単行としての二巻本が将来されていたのではないかと推定した。

昨年調査報告した御物本新楽府二巻は、伝小野道風筆〔康保三年(九六六)歿〕、原蹟は草体の本文であるが(臨模は南北朝を降らず)、その底本と考えられる新楽府は、現存単行本として、稀な一本として、年来の推測に略〻合致するものである。

従って、わが国に伝わる新楽府本文には、神田本、時賢本をはじめとする鈔本のごとく、白氏文集全巻の中から、巻三・四の二巻を抽出した系統の本と、単行二巻本系統の本との、少くとも二種が存するといえよう。

この本は、南北朝頃の臨模本として、現存する。平安朝時代の原蹟本との間に、既に、相当の距りが存し、また、書跡とその底本との間に、誤写・誤脱等の尠からず存することは、書跡研究者の既に認めるところである。そういう、臨模本の限界をふまえた上で、この御物本新楽府を、神田本・時賢本をはじめ諸本の本文と比較検討する。

何れも、既に挙げた例であるが、御物本の、

(1)数唱此歌悟時主(巻三、胡旋女)

(2)准奏卿雲寿星見(同、司天台)

(3)吾聞率土皆吾民(同、昆明春水満)

(4)長者不過四尺余(同、道州民)

に於て、(1)の「時」は、諸本何れも「明」に作り、神田本・時賢本共、本文は同様であるが、神田本は校注に「時」を、時賢本は「時或本」を、夫々採る。(2)の「卿」は、諸本「慶」に作る。神田本は同じく「慶」に作るが、「卿」を校注に採り、時賢本は「卿」

に作り、「慶」を校注に採る。(3)の「吾」は、諸本「皇」「王」に作る。時賢本「皇」に作り「吾」を校注に採る。(4)の「四」は、諸本「三」に作り（但し、敦煌本「四」に作る）、時賢本も「三」に作るが、校注に「四」を採る。

以上の、御物本にみられる比較的稀な文字が、神田本・時賢本の本文・校注にみえるのは、或いは、御物本の底本、又はその系統本の文字が、そこに遺存するのではあるまいか。

御物本新楽府本文の、神田本・時賢本等わが鈔本や、宋本等刊本・敦煌本・諷諫文・楽府本との異同を、次に挙げる例によって示す。

先ず、最初に、

一人有慶兆人頼（巻三、捕蝗）

をみれば、中国の現存本が「民」を使用するのに対し、「人」に作るのは、唐鈔本の面影を留めている。これに同じなのは、神田本・時賢本・管見抄本・三条西本・政事要略所引本・大阪天満宮那波本書入等、鈔本の一部に限られる。

①撩綾織時費功績（巻四、撩綾）

②繫着牛頭充価直（同、売炭翁）

③零落年多残此身（巻三、上陽白髪人）

④翩々騎両問是誰（巻四、売炭翁）

⑤不似軽綃与紈綺（同、撩綾）

このうち、①の「撩」に作るのは、外には、敦煌本のみである。鈔本には全く無い。他本総て「繚」に作る。②の「価」に作り、③の「多」に作るのも、共に、諷諫本のみである。これ亦、鈔本には全く見られない。④⑤の「問」「軽」は、外には、共に、敦煌本・諷諫本のみが一致し、他本は「来」「羅」に作る。

つまり、比較的稀な文字に関して、御物本は、敦煌本や諷諫本と一致する個所が尠くない。これは、御物本が、敦煌本・諷諫本

と同類の本との間に、少なからざる交流のあったことを示すとみられよう。

こういう一面を有する外、わが古鈔本と一致し、宋本等刊本系統の本と明かに一線を画す側面をもつ本であることは、

魏徵夢見子夜泣（巻三、七徳舞）

一始扶床一初坐（巻四、母別子）

兵過黄河看未反（巻三、胡旋女）

天宝年中時勢粧（同、上陽人）

の諸例で示し得る。傍点の個所は、何れも、鈔本と、宋本等刊本をはじめ刊本系統の本文とが明かに相違し、御物本は前者の鈔本にすべて一致する、宋本等刊本は、夫々「天子」「行」「疑」「世」に作る。

同様の個所は、無論、他にも多く存し、その中には、前掲のごとく、

綵絲茸々香茀々（巻四、紅線毯）

の傍点個所にみられる、神田本とのみ一致するような個所も存する。他本は総て「拂」に作る。

然しながら、他方、次のような場合がある。

鶯帰燕去長悄然（巻三、上陽白髪人）

臂折来来六十年（同、新豊折臂翁）

若比人心是坦途（同、大行路）

今来浄緑水照天（同、昆明春水満）

父兄子弟始相保（同、道州民）

などの傍点個所が示すごとく、鈔本とは明かに異なり、宋本等刊本に一致する。この例を個々に検討すれば、その外にも、

長　敦煌本・諷諫本・楽府本

来　敦煌本・諷諫本・英華本・楽府本
坦　諷諫本・英華本・唐文粋本・楽府本
浄緑水照天　楽府本
父兄子弟　楽府本

等の諸本も、夫々、御物本に一致する。とすれば、こゝに挙げた諸本と同系の本文が、御物本の祖本の本文と、相互に影響したものといえよう。

その外、

褒姒姐己之色（巻四、古塚狐）
寒気中身肌骨酸（巻三、五絃弾）
織作披香殿裏毯（巻四、紅線毯）
舟中咲哥猶未休（巻四、隋堤柳）

等は、現存本々文に照せば、比較的稀な例である。但し「褒姒姐己」は、盧校本と一致し、諷諫本は「己」を「姫」に作る。

以上の御物本の存在によって、従来、それ程深い関連性の認め難かったわが新楽府古鈔本と、敦煌本との距離が、著しく近くなったことは否定出来ない。御物本は、謂わば、両者の橋渡しの役割を担っているともいえる。また、例えば「弗」のごとく、神田本に於ける孤立を補うような場合もみられた。

と同時に、この本に於ても、原神田本や時賢本に認められた宋本等刊本との近似という点が確実に存する。そこで、改めて、敦煌本の本文についても、神田本等わが古鈔本との関連に於て、検討を加える。

(3) 敦煌本

普通、敦煌本と称せられる唐鈔白詩集は、書名も明かではなく、新楽府五十篇のうち十六篇が存し、外に、元白唱和集所収の元

白各一首、計二首が含まれる。新楽府十六篇は白氏文集所収の篇次に無関係であるので、白氏文集巻三・四の零本とみるよりも、逐時、集録されたものと見做すべきであろう。但し、第十六篇塩商婦は、題及びその第一行（但し不完全の形に於て）が存するので、元来は、更に数篇が収められていたのかも知れない。筆者は、この本を、既に、単行新楽府の一種として扱ってきた。

この本とは別に、元和十五年（八二〇）書写と明記された「売炭翁」一篇が、戦後、新疆省で発見され、現に、新疆維吾尓自治区博物館に所蔵される。敦煌本も元和鈔本とされるので、両本は略〻同時代の書写といえよう。無論、白氏生前の時代である。

この両本の本文間には、既に、若干の異同が認められる。従って、敦煌本々本は、猶、流動を続ける単行新楽府本文の、或る時点の姿を留めるものと認めるべきであろう。既に述べた如く、この本及びこれに近い一面を多く存する諷諫本に、共に一致する個所で、他の新楽府本文と大きく相違する個所が尠からず認められることは、敦煌本・諷諫本々文が、独自の流伝過程に於て蒙った改変の跡を示すものであろう。

とはいえ、敦煌本の本文を検すれば、先ず、次の個所が眼に著く。

未容　君王得見面（巻三、上陽白髪人）

我有一言聞　太宗（巻四、百錬鏡）

乃知　天子別有鏡（同、同）

寺門　勅牓金字書（同、両珠閣）

不進矮奴頻　詔問（巻三、道州民）

去年破虜新策勲　勅賜金銭二百万（巻四、別母子）

禄山胡旋迷　君眼（巻三、胡旋女）

亀尾曳泥魚煦沫　詔開八水注恩波（巻三、昆明春）

近水之人感　君恵（同、同）

去年中使宣　口勅（巻四、撩綾歌）

の如き、唐皇帝に関する文字の上に空闕を存し、唐鈔本たるの真面目を遺している。唐鈔本の系統を継ぐといわれる、わが古鈔本には、神田本をも含め、この空闕は、最早、認められない。こういう点に於て、わが古鈔本の書写に関する限界が認められる。

従って、この本に、現存唐鈔本なるが故に、過大の期待を負せる事も誤りであるが、さりとて、辺境の地にて求められたという理由で、過少評価することも当を失する。校勘に際し、方法に誤りなくば、唐鈔本としての真価は充分に発揮される。同時に、これが、随時集録されたものとすれば、各篇毎に、流動の期間、範囲を異にすることも、当然、推測出来ることであり、従って、厳密にいえば、十六篇を総て等質の本文と見做すとすれば、精度を欠くことになろう。

いま、この本文を、単行新楽府の一本であるという前提に立ちつゝ、神田本・時賢本等鈔本や、宋本等刊本、更に、諷諫本・英華本・楽府本等との関連に於て、白氏原本より宋本への、本文の流動過程に係わる一本という視点から検討する。

(イ)敦煌本々文と鈔本とが一致する場合

一致する数は比較的多い。この場合、宋本等刊本は、無論、これらと相違するが、同時に、敦煌本々文は、必ず、諷諫本・英華本・楽府本・唐文粋本の何れかと一致する。その全部と一致することもあり、その数は個々の場合によって異なり一定しない。また、時により、神田本・時賢本等鈔本で、宋本に一致することも、間々みられ、逆に、諷諫本・英華本等の中に、宋本側でなく、敦煌本・鈔本に一致することもある。そういう場合は、英華本に比較的多く認められる。

唯聴驪宮歌吹声（巻三、新豊折臂翁）

「・・・・・・・・」　敦煌本・英華本。神田本・時賢本等鈔本。

「慣聴梨園歌管声」　宋本等刊本・楽府本。

「慣聴驪宮歌吹声」　諷諫本。

この例では、英華本が、敦煌本・鈔本に一致し、また、諷諫本は、本文の変化過程の一時点の姿をよく示している。

これは、既に挙げた例であるが、

扶入車中不敢哭（巻三、上陽白髪人）

「敢」　敦煌本。高野本・猿投貞治二、六、観応本・天理永仁本・京大二本等鈔本。

「教」　宋本等刊本・諷諫本。神田本・時賢本。

に於て、神田本・時賢本が「教」に作り、宋本等刊本と一致する意味は、敦煌本・鈔本の一致する「敢」が、唐鈔本を承ける本文であることを示すと共に、唐鈔本の時点に於て、もう一つの本文として「教」が併存し、それが神田本・時賢本に遺り、且つ、宋本にも継承されたものと解してよかろう。従って、この場合、「敢」「教」の何れが白氏原本の文字であるかは、遽に断じ難い。

この事は、偶〻敦煌本と、もう一本、同じく唐鈔本の新疆元和本とが存する個所の場合には、この関連を一層よく理解し得る。これも既に出した例であるが、

満面塵埃煙火色（巻四、売炭翁）

「埃」　敦煌本。上野本・京大二本・三条西本。

「灰」　新疆元和本。御物本・東洋文庫本・天理正応本・東急本・猿投文和本・京大四本・金比羅本・東大国研本。宋本等刊本・諷諫本・楽府本。

をみれば、唐鈔本、及び、鈔本が二分されている。前例の「敢」「教」も、若し、更に、資料が残っているなら、これと同様に二分されるに違いない。既に述べたことであるが、敢て、繰返していえば、現存唐鈔本は、偶〻現存する唐鈔本々文の、纔か一部に過ぎないのである。とすれば、この「埃」「灰」については、何れを原本の文字とするかは、もとより、軽々に、断定すべきではなかろう。

新疆元和本について附言すれば、この本はただ一篇に過ぎず、敦煌本との比較によって、一定の結論を出すことは差控えるが、

売炭翁得銭何所営（同）

「営」　新疆元和本・鈔本。宋本等刊本・諷諫本・楽府本。

「為」　敦煌本。

のごとくであり、敦煌本の「為」に作る本は外に、見当らない。また、

廻車叱牛牽向北（同）

「牽」　新疆元和本・京大一、二本・東急本・猿投文和本・金比羅本・東大国研本。宋本等刊本・諷諫本。

「令」　敦煌本。

「駈」　御物本・上野本・東洋文庫本・天理正応本・京大四本。

に於ても、新疆元和本の「牽」は、宋本に継承されている（先の見解からすれば、「駈」も或いは、唐鈔本の本文の遺存かも知れぬ）。更に、既述の、

繫向牛頭充炭値（同）

「在」　東洋文庫本・天理正応本・京大一、二、四本・猿投文和本。

「向」　新疆元和本・宋本等刊本・諷諫本・楽府本。

「着」　神田本・御物本・東急本・金比羅本。

をみれば、平岡氏定本の如く、一義的に「在」に定めるのには些か疑問無しとしない。そして、こゝでも、新疆元和本の「向」は、宋本等刊本に継承されている。

以上、唯一篇の例による校比結果からすれば、宋刊本の本文文字は、新疆元和本と同系の唐鈔本々文を継受している場合が、当然、更に数多く存したものと推定される。

不然当昔瀘水頭（巻三、新豊折臂翁）

「昔」　敦煌本・原神田本・高野本・京大三本注。

「時」　雅章本・時賢本注・慶安刊本。宋本等刊本・諷諫本・英華本・楽府本。

「死」　御物本・神田本。

「初」　京大三本・猿投貞治二、六本・三条西本。

（外に「当初死」、時賢本・猿投観応本・永仁本。）

をみれば、唐鈔本である敦煌本は「昔」に作るが、更に、かくの如く、鈔本が分化しているのをみれば、異同文字の夫々に―その総てにとはいわないが―その祖本としての唐鈔本の存在を認めるのが、寧ろ、自然であろう。

(ロ)敦煌本々文と宋本等刊本とが一致する場合

(イ)に比すれば、これに該当する例は多くはない。しかも、「両朱閣」（巻四）と「天可度」（同）の二篇に限られる。先に筆者は、御物本に関する小論の中で、敦煌本本文と御物本とが比較的に一致する個所が多いことを述べ、「繚綾」（巻四）に於て、特に、それが顕著であることを述べた。いま、宋刊本との関係についてみても、二篇のみに該当事項が集中しているとすれば、先に触れた、敦煌本十六篇の等質性如何の問題に示唆する所がありはすまいか。

敦煌本が宋本等刊本に一致する例を示す。

①両朱閣々々々（巻四、両朱閣）

「・・・・」　敦煌本・宋本等刊本。諷諫本・英華本・楽府本。

「・・・・・・・」　上野本・猿投本等鈔本。

（「・・・・・・・」　神田本）

②五雲飄颻迎上天（同）

「飛」　敦煌本・宋本等刊本。諷諫本・楽府本。

「迎」　英華本。神田本・上野本等鈔本。

③但見真誠赤如血（巻四、天可度）

「丹」　敦煌本・宋本等刊本。楽府本。

「真」　神田本・上野本・管見抄本等鈔本。諷諫本。

④海底魚兮天上鳥（同）

「兮」　敦煌本・上野本・猿投本。宋本等刊本・楽府本。

「兮ナシ」　神田本・東急本・天理正応本・管見抄本。

等にみられるごとく、敦煌本々本は宋本に伝えられ、鈔本とは異なるか、④のごとく、鈔本の一部と合致しているかである。

こういう例からすれば、敦煌本と併存して、唐鈔本に別の文字が存し、それが鈔本に伝えられた事が推測されるし、また、敦煌本の存せざる篇の宋本本文に於ても、その鈔本と異なる個所が、宋本校訂に際しての校改によるのではなく、現存しない唐鈔本の、いわば、別種の本を承けている場合が、当然、存することが知られるのである。

(ハ)敦煌本文字が他本には見られない場合

鈔本、刊本を問わず、敦煌本の文字が、現存する他の本には全くみられない例であり、その数は尠くはない。

①益云入内必承恩（巻三、上陽白髪人）

「並」　敦煌本。

「便」　宋本等刊本・諷諫本・楽府本。

「必」　神田本・時賢本・管見抄等鈔本。

②臉似芙蓉胸似玉（同）

「破蓮」　敦煌本。

「紅蓮」　諷諫本。

「・・」　鈔本・宋本等刊本。

①②の例は、敦煌本が単行で、白氏原本とは別の流布過程にある事を具体的に知らしめる。

③但願将軍更立功別有新人勝於汝（巻四、別母子）

「更…別」　敦煌本。

「別…更」　上野本・御物本・天理正応本・京大一、二本等鈔本。

「更…更」　神田本・東洋文庫本・東急本・金比羅本。

「重…更」　宋本等刊本・諷諫本・唐文粋本・楽府本。

の例では、敦煌本々文が他本にみえず、鈔本が更に二分されているとすれば、唐鈔本の時点で、既に分化の多いことを明かに示す。

以上、敦煌本及び新疆元和本々文を検討した。この二本が共に唐鈔本として、その唐鈔本を継承する、神田本・時賢本等わが古鈔本に近似する一面を改めて確認すると同時に、唐鈔本の時点に於て、既に多くの異本を生じていたであろう事も明かになった。それとの関連に於て宋本をみる時、この本が刊行時に当って多く校改される一方、わが古鈔本と異なるが故に、唐鈔本と無関係と見做される文字の中には、別の唐鈔本を継承している場合も有り得ること、つまり、宋刊本に対し、唐鈔本との関連性を更に認むべき余地の存することに示唆が与えられた。そして、古鈔本の中でも、特に、神田本並びに時賢本・御物本等の本文、或いは書入れられた校注に於て、他本に見られぬ文字も尠からず存し、その中には、彼地に於ては、既に、早く失われた多くの別種の本の断片も含まれることが推定される。

以上、神田氏蔵本について、先ず、一に於て、この本の書誌的事項について述べ、次で、二に於て、訓点や、校改符等を検討して、本文に対する校勘作業をより正確に理解する基礎的吟味を行い、最後に、三に於て、この本の本文について検討し、併せて、敦煌本・時賢本・御物本等の本文にも言及した。そして、特に、この本の、校訂作業の施されざる書写直後の本文を原神田本と名付け、その本文が、他のわが古鈔本に比して、宋本等刊本と一致する個所の少なからざる事を確認した。実は、この事は、程度の

差こそあれ、時賢本や御物本に就ても同様のことがいえることは、何れも、既述の通りである。

以下、神田本本文に関し、結論的意味を含めて、私見を述べる。

いう迄もなく、神田氏蔵本々文は、平安末の書写であり、この本との関連に於て触れた時賢本・御物本という他の古鈔本二本も、書写こそ鎌倉鈔本ではあるが、共に、由緒ある本である。

この三本を検討し、更に、他の鎌倉—室町書写の新楽府鈔本と比較するとき、特に、原神田本を述べた所で多く挙げたように、鈔本には、これ迄例をみなかった程の、宋刊本等との近似性の一面は、鎌倉以後の鈔本には殆んど見出すことが出来なかった（無論、そういう個所は、結果的にみれば、神田本校訂者によって、多くの場合、既に、他の鈔本と一致するよう校改されている）。

少くとも平安末には存した、神田本の底本に認められる、このような特殊性が、それより時代の降った鎌倉時代以後の鈔本類では、何故、揆を一にして失われ、校改後の神田本に極く近い本文のみがみられるのであろうか。

原神田本のみが、他と異る孤本に近い一本なのであろうか。それにしても、原神田本に近い本が、鎌倉以後にも、若干は存してもよいのではないか。このような疑問が、この草稿執筆中、絶えず起り、そして、未だに充分解決し得ざるまゝ残っている。

その疑問に対して、鈔本諸種の比較検討の過程に於て、次第に固まってきた私見の一端を次に述べる。

既に、敦煌本の所で触れたごとく、唐鈔のこの本には、皇帝に関する文字の上、一格は闕字し、当然のことゝはいえ、それは厳守されている。ところが、神田本を含むわが古鈔本には、最早、それは全く認められず、纔かに、太宗に関する避諱として「民」とあるべき所を「人」に改める個所が遺存するが、これとて、既に触れた如く、寧ろ、「民」に作る本の方が多い。唐鈔本を継承すると称せられるわが鈔本とて、既に、唐鈔本そのものからは、少くとも、これだけの距りが生じているわけである（わが古鈔本中、比較的正確に闕字を保っているのは、管見抄本である。金沢文庫旧蔵本は、他本にみられない個所で、闕字を保存するところがあるが、前者に比すれば、正確度は数等劣る）。

ここに、古鈔本を本文研究の資料として使用するに当っての、第一の問題点が存する。つまり、現存漢籍古鈔本は、本文校勘用

として、どの程度厳密な使用に堪え得るかという点であり、また、許容出来る時代の下限は、どの辺に置くべきかという点である。

こういう観点より新楽府古鈔本を検すれば、先ず、書写された本文に、諸種の誤りが目につく。そのうち、誤写は発見され易く、また校訂者も多くの場合、既に、然るべき処置をとっているので、殆んど問題は残らない。次に、屢々本文で触れたごとく、一見補入の形をとる一種の校合注が、誤って本文に入るという、校合注取扱い上の誤りがあり、これは、既に原神田本にも認められ、しかも、その種の誤りは、時代の降るに従って、つまり、転写を重ねるうちに、いよ〳〵その数を増してゆく。

然しながら、この誤りもそういう表記の仕方があることを知れば、それに気付くことは、それ程困難ではない。七字であるべき一句が、妄りに一字増されて、八字句になっていれば、何処かに誤りがあるに違いないからである。

ところが、処置された痕跡を、全く止めず、従って、校改された個所が殆んど見分け難い場合もあり得る。本文々字に、校改符を施して、校合注が旁記されていれば、これは当然、旁注に従うことを表記している。転写に当って、そのまゝの姿で書写されゝば問題はないが、原文字の方は刪去され、校改後の文字だけが、旁記としてゞはなく、新しく、本文に入れられて書写されたとすれば、当然のことながら、原文字は刪去されたまゝ、最早、人の眼に触れることはない。こういう場合、その転写本を扱う後の研究者は、当然のこととして、初から、校改後の文字を本文とする一本として扱うことは必定である。

筆者は、曾て、白氏文集金沢文庫旧蔵本の本文を、全巻に亘り、仔細に点検したが、その時の経験でいえば、原の本文とは元来系統の異なる、異本の本文を校合に使用し、その際、原本文のうち、校刪すべき個所は、その文字を胡粉により塗抹し、その上に、採るべき校合注の文字を書込むという遣り方が採られていた（そのために、天壌間、纔かに残る貴重な一字が、塗抹され、長く人間に出なかった例も含まれる）。その校改の操作に慣れ、原文字の復元の為には、かなりの時間を要した。

改むべき原文字を塗抹するのではなく、校改符を施すだけの場合は、その原文字も、そのまゝ人の眼に触れるという利点はあるが、そういう本の転写に際して、若し、校改された文字のみが本文とされる場合には、曾て、原文字・旁注文字の並存したという跡は全く残らず、正に、万事休すと云わざるを得ない。その点、塗抹ならば、まだ復元の方途は残されている。しかし、校訂に当っ

て、原文字を塗抹するという手段によって、その文字を、いわば、抹殺する仕方が有り得べき事であることは明かになった。

また、古鈔本の校訂作業全体をながめた結果からすれば、本文の部分的校改により、その本文に別系統の文字が交ることを避けようとする いわば、本文の系統に関する論理的反省をこの時代に求めることは、恐らく無理であろう。

とすれば、原文字に対する扱いとしては、同様な、転写の繰返される過程に於て、鎌倉室町鈔本の新楽府本文に、この種の、原文字を刪去する校改操作がなかったという保証はないことになる。改変への痕跡が全く無いだけに、確たることは云えないが、そういう処置が採られるという可能性は充分あろう。鎌倉以後の鈔本の中には、ある文字に、間〻その底本に存した、校改符を施して旁注を採るべき事を示した操作の書入れが、原姿のまゝ書写されている事はある。但し、その例は多いとはいえない。

断定は、無論下しかねるが、筆者は、これら古鈔本に於ける、補入の形をとる校合注の取扱上の誤りの尠からざる存在を傍証として、校改後の文字を、直ちに新しい本文にするという処置が屢々行われたのではなかろうかと推定する。さもなくば、原神田本にみられる宋本等刊本に一致する尠からざる文字が、鎌倉以後の本に殆んど認められない事実を、如何に解すべきであろうか。前記の諸本、及び、現存古鈔本の総てについて、本文の検討結果を、そのまゝ示すならば、原神田本のみが、他の鈔本とは大きく相違し、宋本等刊本に一致する個所を多くもつ、良質ならざる一本ということになり、より時代の降った、鎌倉以後の古鈔本は、何れも良質の本文であるという事になる。

この奇妙な事実を、矛盾なく解くことは容易ではなかろう。筆者としては、現存古鈔本のすべてとは云はないが、少くともその一部の古鈔本は、前記のごとき、転写過程に於て、校合注を新本文にするという改変が行われた結果として、その本の原本とは、全く別の本文に変貌したものと推定するのである。

とすれば、そういう事を踏えて、鎌倉以後の鈔本に対しては、これ迄とは、若干、取扱い方を改める必要が存しよう。これ迄、古鈔本を扱う研究者により、兎もすれば、わが古鈔本々文の、宋刊本への優位性のみが強調せられた。仮令、中国に現存しない、刊本成立以前の良質の本文を、わが古鈔本が伝承しているにしても、それ以後の転写の過程に於て、意識的であるか否かは別とし

て、改変の生ずる余地の存することを銘記すべきであろう。その意味で、今後、漢籍古鈔本本文に対し、一層厳密な批判的検討の加えられる必要があると云わざるを得ない。

神田本々文の校訂に於て、筆者が原神田本と称する個所に対し、書き入れられた校合注の拠った別種の本は、無論、確実に、存した筈である。但し、その本により、全巻に亘り、一貫して、系統の筋を通した形に於て、校訂が行われたとは認め難い。これは、当時の校勘作業の限界を示すことになろう。結果として、作り出された本文は、謂わば、新しい本文であるといえる。これは、神田本のみに限らず、わが古鈔本の、何れの本文にも、多かれ、少なかれ係わる問題である。従って、今後、古鈔本の本文を扱う場合、校改後の本文と、知り得るならば、校改前の本文との、二つの本文を、別個のものとして、考慮する必要がある。

既に述べたごとく、神田本の底本にも、転写の間に免れ難い改変はみられる。然し、後のものに比べれば、それは許容範囲のものと認めらるべく、その本文は、新楽府鈔本の中で、本文校勘に際し、使用に堪える貴重な一本といえよう。

そして、原神田本といわれる部分は（元来、校訂者によって、既に、刪去された個所を多く含むものではあろうが）、それを、復元して検討した結果からみれば、鈔本としては比較的稀な、刊本に近い個所を含む本文であり、そういう部分を含む神田本の、存在意義は、古鈔本の本文を宋刊本との関連に於て、考察する上で、計り知れぬものが存する。

一部分ではあるにせよ、原神田本の如く、古鈔本の本文中に、他の鈔本に比して、より宋刊本に近い個所が存するということを解するのに、若し、その鈔本が、白氏原本から変改されて、遂に、刊本に迄近づいた段階の本文をもつというように、謂わば、下降線の方向のみを想定するならば、それは、適当とはいえまい。

寧ろ、逆に、宋刊本が、それに近い鈔本の存在を通して、そういう本文をもつ唐鈔本に直結し得ると考えるべきではなかろうか。唐鈔本↑わが古鈔本↑宋刊本という遡及的連続性も、認め得るし、しかも、例えば、京都大学人文科学研究所に収められた王徳修の宋版よりの校注を検すれば、南宋本とて複数である事が知られる如く、その連続は単線ではなく、多岐に亘っての連続である。諷諫本・英華本・楽府本・唐文粋本等の祖本は、恐らく、この間の一分派であり、これも、連続の相の複雑さを示している。

現存唐鈔本は、当然のことながら、当時の本の極く一部に過ぎないし、それらの唐鈔本を伝えるわが古鈔本も、その唐鈔本の一部を伝えるに過ぎず、然も、そういう将来本の多くは、既に、佚逸しているのである。佚せられた多くの本文によって生じた空白が、白氏文集本文の研究に、多くの推定を交えることを余儀なくしている。そして、白氏文集本文研究史からみれば、神田氏蔵本ですら、相対的な価値を有する一本に過ぎないことは、常に、銘記しておかねばならない。

筆者は、この神田氏蔵本調査の前に、御物本新楽府の本文を扱って、わが国の現存本と、白詩敦煌本との距離が、これ迄考えられた以上に近いことを、改めて知ると同時に、古鈔本と宋刊本との連続性にも、深い関心を懐くに至った。既に本文でも触れた如く、御物本は、敦煌本に近く、一方、他の鈔本と異る個所が宋刊本に一致することが少くないからである。実は、この本により、はじめて、唐鈔本と宋刊本との連続性についても、改めて、考えざるを得なくなったのである。

この、御物本のもつ二つの問題点が、この度の神田氏蔵本の本文検討によって、同じように存することを確認することが出来た。神田本・御物本のごとく、この二つの面を共に存しているというのが、恐らくは、唐鈔本に近い、本来の姿ではなかろうか。

神田氏蔵本は、白氏文集（新楽府）の唐鈔本より宋刊本への、変化を含む連続の過程にあって、原本に近い姿を充分に保存すると同時に、既に、変化の現れた一時点の実態を、具現して今に示す、類い稀なる一本ということが出来る。そして、この本の実態は、七十一巻のうちの、巻三・四のみに止まらず、白氏文集の本文を全体として勘える上にも、多くの示唆を与えずには措かないであろう。

（昭和五十二年一月卅一日稿）

〔校勘の為に使用した白氏文集巻三・四、及び、新楽府を収める諸書の簡称は次の通りである（平岡氏校定本に引かれた本は、その簡称に従った）〕

（敦煌本）…P.5542　（宋本）…白氏長慶集七十一巻、宋紹興年間刊本　（麗本）…香山集七十一巻朝鮮刊本　（諷諫本）…新雕校証大字白氏諷諫清光緒十九年影宋刊本　（英華本）…文苑英華一千巻、宋太平興国七年李昉等奉勅撰、明隆

慶元年刊本並北京図書館・静嘉堂文庫蔵明鈔本　（唐文粋本）…重校正唐文粋一百巻宋姚鉉輯、明嘉靖刊本（四部叢刊本）
（全唐詩本）…全唐詩九百巻清康熙四十六年編、光緒十三年石印本　（楽府本）…楽府詩集一百巻宋郭茂倩輯（四部叢刊本）
（盧校本）…白氏文集校正一巻清盧文弨撰（抱経堂叢書群書拾補初編本）　（管見抄本）…管見抄永仁三年写本奥書云康元元年至正元元年写存九冊内閣文庫蔵　（時賢本）…文集巻第三元亨四年藤原時賢写本宮内庁書陵部蔵　（高野山本）…文集巻第三鎌倉写高野山三宝院蔵　（猿投観応本）…同第三観応三年写猿投神社蔵　（猿投貞治二年本）…同第三貞治二年写同神社蔵　（真福寺本）…同第三南北朝室町初間写真福寺蔵　（上野本）…同第四、建保四年写上野精一氏蔵　（天理正応本）…同第四正応二年厳祐写天理図書館蔵　（東洋文庫本）…同第四（鎌倉写）嘉吉三年移点東洋文庫蔵　（猿投文和本）…同第四文和二年写同社蔵　（雅章本）…文集巻三・四飛鳥井雅章写大東急記念文庫蔵（以上、平岡氏校定本所用）
（新疆元和本）…白氏文集巻第四売炭翁一葉元和十五年写新疆維吾尓自治区博物館蔵　（正徳本）…白楽天詩集四十巻明正徳十二年郭勛刊東京都中央図書館蔵　（南部新書所収本）…南部新書学津討原所収本並粤雅堂叢書所収本　（王徳修校注）…白氏文集馬元調校刊本書入京都大学人文科学研究所（村本文庫）蔵　（慶安刊本）…文集巻第三・四慶安三年片山舎正刊（三条西本）…同第三・四（刊本ノ重鈔本）三条西実隆自筆本宮内庁書陵部蔵　（天理永仁本）…文集巻第三永仁元年写天理図書館蔵　（京大三本）…同第三南北朝写京都大学附属図書館蔵　（猿投貞治六年本）…同第三貞治六年写同神社蔵　（東急嘉禎本）…同第四嘉禎四年写大東急記念文庫蔵　（京大一本）…同第四残鎌倉初写同大図書館蔵　（京大二本）…同第四鎌倉写同大図書館蔵　（京大四本）…同第四南北朝写同大図書館蔵　（猿投南北朝本）…同第四残南北朝写同神社蔵　（東大国研本）…同第四鎌倉写本之模東京大学文学部国語研究室蔵　（金比羅本）…同第四江戸写（鎌倉写之模ヵ）四国金比羅宮蔵
（天満宮本）…白氏文集那波古活字本書入本大阪天満宮蔵　（新見本）…同新見正路書入本慶應義塾図書館蔵　（文亀本）…新見本書入所引（原本佚カ）　（政事要略所引本）…政事要略〔長保四年以前成立〕所引捕蝗一首　（源氏物語奥入所収）…大橋寛治氏蔵奥入藤原定家自筆本

〔附載〕

(一)神田氏蔵本所用ヲコト点

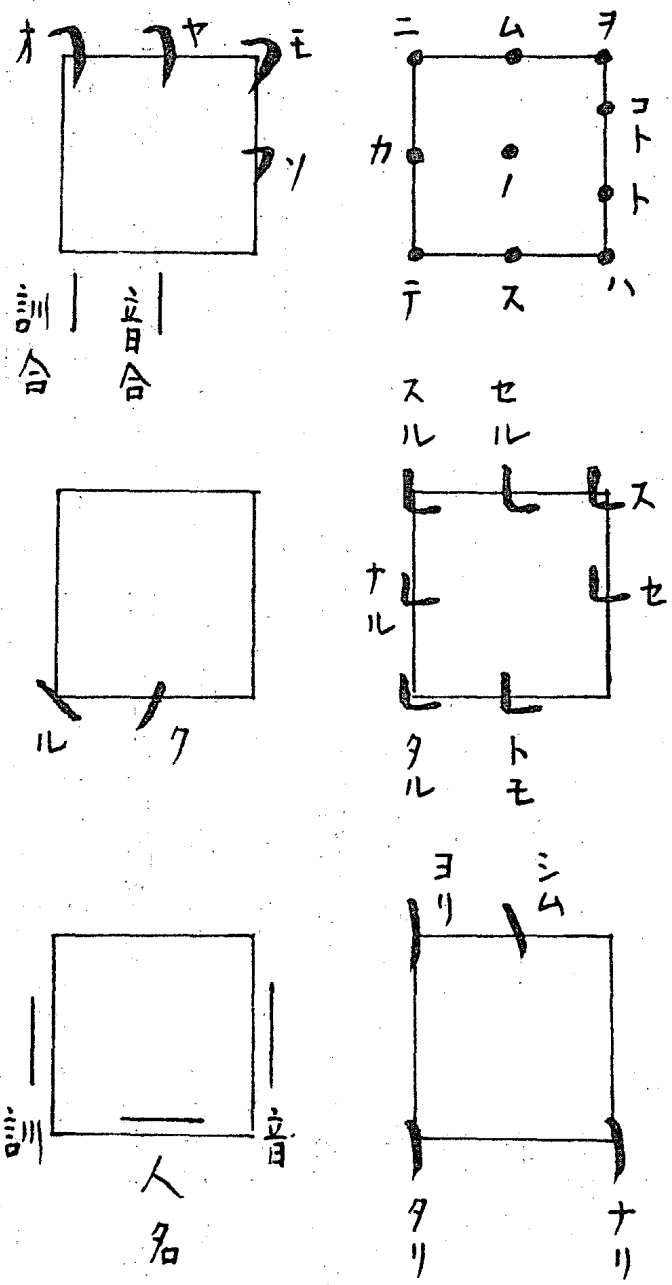

点譜のうち、吉沢義則氏「王朝時代に於ける博士家使用ヲコト点譜」所載のものに比すれば、橋本進吉氏による、影印本所載のものは、更に整備せられている。

今回の調査により、更に、若干、補充した個所を次に示す。

「ス」（星点。例文中では平仮名で示す、以下同）

永徽之人、舞而詠（巻三、五オ3）

梁燕、雙栖老休妬（同、九オ7。「栖」の右旁に訓「メトモ」あり）

心応絃、手応鼓（同、一〇オ1）

金烏、飛伝賛普聞（同、一六オ4。「聞」右旁に「ス」もあり）

両胡-児、鼓-舞、跳-梁前致詞（巻四、三ウ8）

瑤池西、追王母讌（同、五オ6。「讌」に、他に線点「す」も施す）

「セル」

兼問、致折、何因-縁（巻三、一一オ2。「せる」朱筆。「致」の右旁「ス」も施す）

馬家宅子、猶、存、宅門（巻四、一五ウ8）

「セ」

使　来-者之伝信（巻三、三オ4）

「シム」（朱筆）

後又捉　人連枷赴役（巻三、一二ウ2注）

「ヤ」（「ヤ」は橋本氏点図にあり。ここでは角筆の一例「＼」を挙げる）

何況褒姐之色、善蠱-惑（巻四、二〇ウ2）

本文に於て、既述のごとく、星点は、原則として、朱筆によるが、若干、墨筆のも交る（略〻星点に近いもの、及び、単なる墨一点の両様である）。外に、朱墨共に「一」様の線点も、星点と同様に使用される。これらは、何れも、朱星点とは、別時に施されたものであろう。

線点、及び、音訓合符は、原則として、墨筆であるが、若干、朱筆のも交る。線様の朱星点をも含めて、この朱筆分は一つの纒りをもつものとも推測され、然も、影印本では淡く表われ、稍々もすれば、見落され易いので、こゝに一括して挙げる。

(1) 朱線点〔以下、傍点ある文字に施されていることを示す（含角筆一箇所）〕

「す」　奏之（巻三、三ウ3注）　為聾（同、八オ4）　惑君心（同、一〇ウ3）　屯漢兵（同、一六ウ6）　貢有（同、一七オ8）　悲啼（巻四、二〇オ5）

「より」　未嘗（巻三、五ウ2注）　五十年来（同、一〇ウ4）　来遠（同、一八オ5）　自古（同、二三ウ6）

「も」　制不禁（巻三、一〇ウ5）　薫衣裳（同、一三オ3）　不来（同、二三オ3）　迷人（巻四、二〇オ6）

「なり」　猶存（巻三、一二ウ3注）　為万人（巻四、一ウ2）

「たり」　雖廃（巻三、一一ウ6）　田々（同、一五オ6）

「る」　天明（巻三、一一ウ7）　趂車別（巻四、一三ウ8）

「く」　三歎（巻三、一九ウ7）　錦繖揺（巻四、二一オ1）

「せる」　致折（巻三、一一オ2）

「しむ」　赴役（巻三、一二ウ2注）

「や」　何況（巻四、二〇ウ2。角筆点、既掲）

(2)朱線様の星点

難終（巻三、一ウ4）　方士（同、六ウ4）　無睡（同、九オ4）　万周（同、一〇オ3）　欲変（同、〃7）　駈向（同、一一オ5）　豊網罟資（同、一五ウ1。別に、星点「を」あり）　帰本国（同、一八ウ3）　老死（同、一九ウ4）　献南音（同、二一オ7）　低嬌（巻四、六ウ6）　凝思（同、〃〃）　書徳音（同、九オ1）　焼炭（同、一〇オ2。別に、星点「を」あり）　賜金銭二百万（同、一〇ウ6）　下新勅（同、一一ウ6）　含悲（同、一二オ7）　幽閉深（同、一四オ3）　多金帛（同、一四ウ3）　進筆時（同、一八オ4）

(3)朱線様の句読点（いま「・」にて示す。稀に、句点存す）

備威儀・（巻三、六オ5）　信此語・（同、六ウ4）　看金翠、・（同、一三オ4、墨筆合点を施す）　一人有慶・（同、一四

ウ7）　勿謂・（同、一六オ5）　鉄声殺・（同、一九オ7）　著皮裘・（同、二二ウ7。墨筆、合点を施す）　舟中・（巻四、一ウ5、墨筆合点を施す）　作尾金・（同、三ウ6）　愛此曲・（同、四オ4）　常痛惜・（同、四ウ6）　明知・（同、八ウ4）　方到門・（同、九オ2）　聴鶯・（同、一四オ3）　但見・（同、二一オ7）

(4)朱音訓合符

(イ)音合符　王―業（巻三、三ウ1注）　餘―慶（同、五オ2）　識―者（同、五ウ3注）　興―衰（同、五ウ5）　巨―索（同、七オ5）　採―択（同、八ウ7）　親―族（同、〃〃8）　車―中（同、九オ1）　梁―燕（同、〃〃6）　円―転（同、一〇オ8）　村―南、村―北（同、一一オ8）　一―蝗（同、一四ウ7）　霊―夏（同、一六オ8）　不―覚（同、一九ウ8）　古―瑟（同、二〇オ1）　拝―表、至―尊（同、二一ウ4）

磨―瑩（巻四、一ウ6）　痛―惜（同、四ウ6）　一―対（同、九ウ4）　売―炭―翁（題）（同、一〇オ1）　水―泉（同、一一オ7）　死―傷（同、一一ウ3）　須―叟（同、一三オ1）　寝―宮（同、一三ウ5）　雙―蛾（同、一六ウ1）　衰―朽（同、一八オ7）＊古―塚（同、二〇オ2）〔厚―葬（一九オ8）〕　雲―鬟（同、二〇オ3）　悲―啼（同、二〇オ5）　貴―重（同、二〇オ8）

(ロ)訓合符　替―壊（巻三、七ウ3）　揀―退（同、一一ウ5）　怨―悔（同、一三オ1）　旧―人（巻四、一〇ウ6）　大―尾（同、二〇オ3）　翠―眉（同、二〇オ5）　青―黒（同、二一ウ8）　照―蘇（同、二三オ1）

(5)朱人名符（傍点文字の下に施す。以下の例の外は、総て墨筆）

魏徴（巻三、三ウ2注）　虞世南（同、〃〃〃）　魏徴（同、四オ3。同、四オ4注）　徴卒（同、四オ4注）　張謹（同、四オ5）　徐福（同、六ウ7）　磬襄（同、八ウ1）　義和（同、一三ウ3）　陽城（同、一七オ7）　城云（同、一七オ8）　鮮于仲通（同、二〇ウ1）　磨些（同、二〇ウ6）　俗羽（同、〃〃〃）　尋閣勧（同、二〇ウ8）　李如暹（同、二三オ1注）　朱泚（巻四、二ウ5）　黄憲（同　六オ3）　桑弘羊（同、一五オ6）

(6)（附）朱声点　旋平風（巻三、一〇オ4）　聞平（同、一六オ4）　驃去国楽（同、二一オ5）

ア			カ			サ			タ			ナ			ハ		
ア	ア	ア	カ	カ	カ	セ	セ	セ	タ	タ	タ	ナ	ナ	ナ	ハ	ハ	ハ
ア	ア	ア	カ	カ	カ	セ	セ	セ	タ	タ	タ	ナ	ナ	ナ	ハ	ハ	ハ
ア	ア	ア	カ	カ	カ	セ	セ	セ	タ	タ	タ	ナ	ナ	ナ	ハ	ハ	ハ
ア	ア	ア	カ	カ	カ	セ	セ	セ	タ	タ	タ	ナ	ナ	ナ	ハ	ハ	ハ
ア	ア	ア	カ	カ	カ	セ	セ	セ	タ	タ	タ	ナ	ナ	ナ	ハ	ハ	ハ
イ			キ			シ			チ			ニ			ヒ		
イ	イ	イ	キ	キ	キ	シ	シ	シ	チ	チ	チ	ニ	ニ	ニ	ヒ	ヒ	ヒ
イ	イ	イ	キ	キ	キ	シ	シ	シ	チ	チ	チ	ニ	ニ	ニ	ヒ	ヒ	ヒ
イ	イ	イ	キ	キ	キ	シ	シ	シ	チ	チ	チ	ニ	ニ	ニ	ヒ	ヒ	ヒ
イ	イ	イ	キ	キ	キ	シ	シ	シ	チ	チ	チ	ニ	ニ	ニ	ヒ	ヒ	ヒ
ウ			ク			ス			ツ			ヌ			フ		
ウ	ウ	ウ	ク	ク	ク	ス	ス	ス	ツ	ツ	ツ	ヌ	ヌ	ヌ	フ	フ	フ
ウ	ウ	ウ	ク	ク	ク	ス	ス	ス	ツ	ツ	ツ	ヌ	ヌ	ヌ	フ	フ	フ
ウ	ウ	ウ	ク	ク	ク	ス	ス	ス	ツ	ツ	ツ	ヌ	ヌ	ヌ	フ	フ	フ
ウ	ウ	ウ	ク	ク	ク	ス	ス	ス	ツ	ツ	ツ	ヌ	ヌ	ヌ	フ	フ	フ
エ			ケ			セ			テ			ネ			ヘ		
エ	エ	エ	ケ	ケ	ケ	セ	セ	セ	テ	テ	テ	ネ	ネ	ネ	ヘ	ヘ	ヘ
エ	エ	エ	ケ	ケ	ケ	セ	セ	セ	テ	テ	テ	ネ	ネ	ネ	ヘ	ヘ	ヘ
エ	エ	エ	ケ	ケ	ケ	セ	セ	セ	テ	テ	テ	ネ	ネ	ネ	ヘ	ヘ	ヘ
エ	エ	エ	ケ	ケ	ケ	セ	セ	セ	テ	テ	テ	ネ	ネ	ネ	ヘ	ヘ	ヘ
オ			コ			ソ			ト			ノ			ホ		
オ	オ	オ	コ	コ	コ	ソ	ソ	ソ	ト	ト	ト	ノ	ノ	ノ	ホ	ホ	ホ
オ	オ	オ	コ	コ	コ	ソ	ソ	ソ	ト	ト	ト	ノ	ノ	ノ	ホ	ホ	ホ
オ	オ	オ	コ	コ	コ	ソ	ソ	ソ	ト	ト	ト	ノ	ノ	ノ	ホ	ホ	ホ
オ	オ	オ	コ	コ	コ	ソ	ソ	ソ	ト	ト	ト	ノ	ノ	ノ	ホ	ホ	ホ

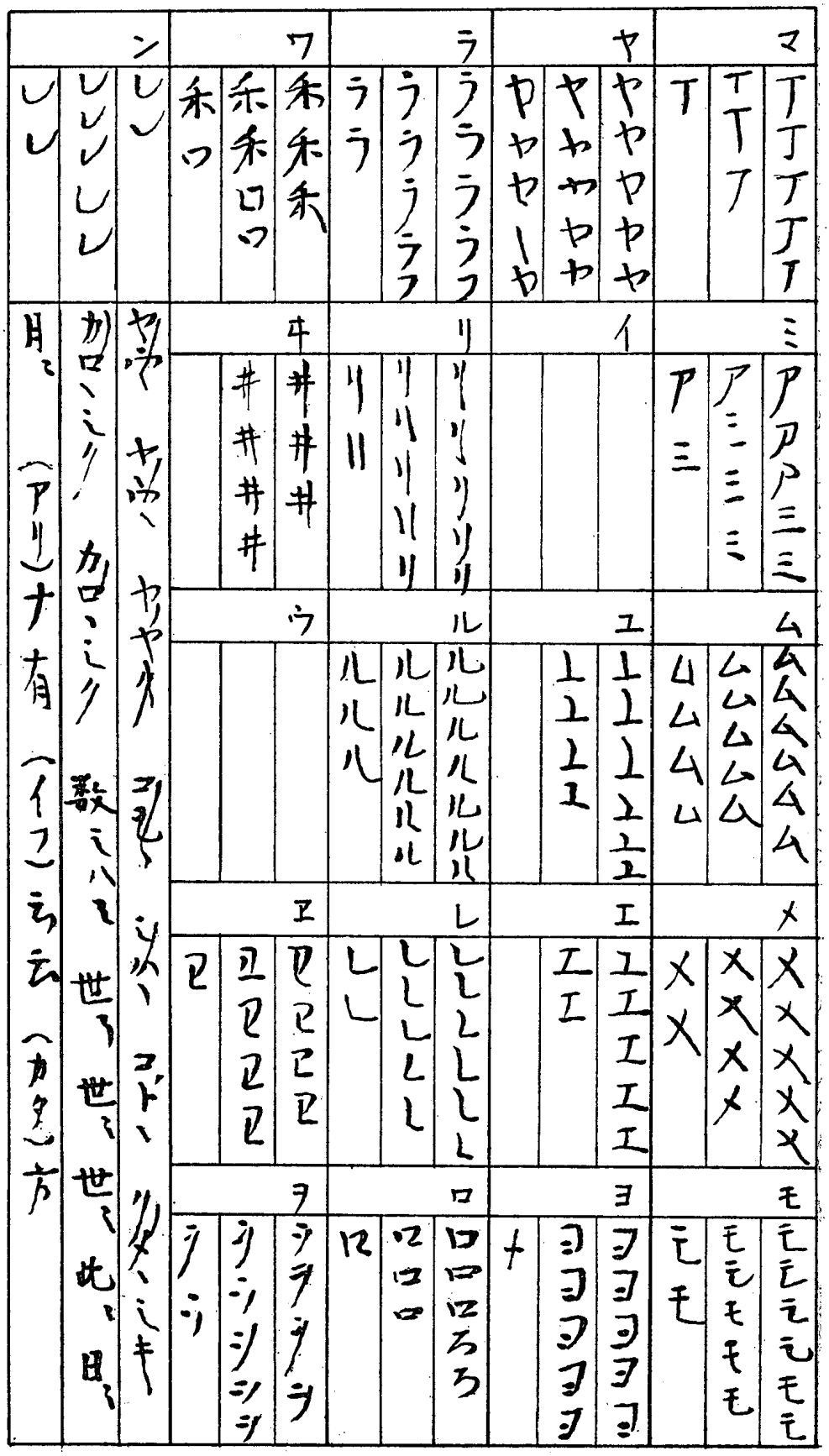

（註）一、当仮名字体表は、既述のごとく、仮名をA筆・B筆・角筆に分けた上で、その各〻の字体を、なるべく多く蒐めた。

（これにより、例えば、「ウ」は、「宀」のみでなく、現行の字体に近いものも既に存することが知られる。これは、「ツ」「ム」等に関しても、略〻同様である）

一、五十音の各欄、右より第一行はA筆、第二行はB筆、第三行は角筆を示す。

一、角筆の「＼」を「ヤ」と認めるのは、「瘴煙」（巻三、一一オ7）で、墨筆「シヤウ」と重なる個所である。同じく、角筆の「f」は、「踊躍」（巻四、二二ウ4）に「fウ」とあるによる。また、「ヶ」（オ）は、「生」（巻三、一九ウ4）に「オフ」という墨訓がある。

一、畳字の九例（全部）は総てA筆である。また、「数」の仮名はB筆である。

一、表中、ヤ行の「エ」欄の例は、「覚」等、ヤ行に活用する例のみを蒐めた。神田本書写の当時は、無論、既に「衣」「江」の区別は認められない。

(三)同影印本にては表われ難い個所

神田氏蔵原本と、その影印本とを照合すると、例えば、ヲコト点の「の」など、影印本では、文字の中に重なる為、認め難い星点が尠からず存することを知った。小松氏の前掲書、資料編に収められる訓み下し文をみると、そういう個所は、概ね見落されている。影印本の限界ともいえようが、元来、こういう仕事が、影印本のみで行われる事の危険なることを、われ〳〵に教えてもいる。いま、小松氏訓み下し文を、そういう意味での一種の基準と認め、そこに脱けている訓点を補正する。但し、これは小松氏分の正誤表を意味するものではないので、例えば、影印本では明瞭に認められる点で、小松氏が見落されているような場合は、特に補正の手を加えなかった。逆に、小松氏文では、正確に訓んでいる個所でも、明瞭さを欠き　見落され易い個所の場合に、こゝでは採上げることもある。その他、ヲコト点と虫損とが紛らわしい個所等は、努めて、数多く採上げた。また、前述の、線様の朱墨のヲコト点、句読点は、小松氏文では、尠からざる数を、訓読文に入れていない。墨筆のものは、影印本でも、明瞭に認められるものが多いし、朱筆のものは、既に、一括して挙げたので、事更、この中で、補正はしなかった。

訓点に止まらず、本文に関しても若干は取上げた。本文の文字を塗抹して校改されている場合などは、努めて原文字を復元し、或いは、朱筆校改符により、校刪された場合などは、その校刪符が認め難いこともあるので、こゝで取上げた。

全体としていえば、要するに、これは、原本を影印本に拠って、出来得る限り、正確に訓むための参考資料であるので、確認の意味をも含めて、殆んど認め難いヲコト点等は無論のこと、比較的、見落され易く、或は、確認し難い個所を、範囲を拡げて、かなり多く掲げることにする（引用語句に施された訓点が該当個所を示す。尚、角筆点は、こゝでは一切触れなかった）。

〔巻三〕序（序）て曰（一オ3。朱星点「に」は、墨筆点の上、朱点を加う。外に、墨筆「て」ありと認む）　雅楽之替（〃〃5。「楽」に「の」なし）　窮人（一ウ7。「人」に「の」なし）　皇鑒（〃〃8。「鑒」の左旁は虫損）　鑒嬖惑（二オ8。「ナシヘリ」は「ㄱ」により刪除）　居処奢（二ウ1）　懲厚葬（二ウ4。「葬」に、はじめ墨点「も」あり、その上、朱星点「を」を加う。）決壅（〃〃6）　前王乱亡之所由（〃〃7。「之」に「の」に該当する墨の点あり。「の」と訓むべきか）　序曰（〃〃〃。この二字は単なる補入に非ず。宋本等、異種の本文の、ここより序文の首なる意。既述）　其名（三オ1）　卒章（〃〃2）　伝信（〃〃4。「を」は墨点）　使可以播（〃〃5。「と」は墨点）　為事而作（〃〃6）　自居易作（〃〃8）　秦王破陣（七徳舞）楽曲（三ウ1注。「王」に「の」なし、虫損）　貞観初（〃〃〃）　郊廟享宴（〃〃3注）　七徳舞七徳歌（三ウ4）　戮竇（〃〃7。「竇」に「を」の外、声点（去）あり、その左は虫損）　王業成（〃〃〃。「業」に虫損あり）　何神速（四オ1。「速」の「こと」校刪）　流涙涕（〃〃4注。「涙」朱にて校刪）　御親製碑（〃〃〃。「親」朱にて校刪）　陰陽所忌所諱不可哭（〃〃6注。「所諱」朱にて校刪）　猶父子之情也（〃〃〃。「之情」の三字、朱にて校刪）　遂哭「〃〃〃。「遂」に「は」なし）　求於伉儷（〃〃7注）　放帰也（〃〃8注。「也」朱にて校刪）　方可療之（四ウ2注。「之」朱にて校刪）　叩頭則泣涕而謝之（〃〃3注。「則」「之」朱にて校刪）　吮瘡（〃〃3。「て」大半虫損、但し、痕跡あり）　乞効死（〃〃〃。「乞」に虫損あり）　中弩之（〃〃4注。「之」校刪）　王業艱難（〃〃8）　大常（法曲）の丞（五オ7注）　好度曲（五ウ2注。「好」の左旁「上」を墨にて抹消。同字下朱読点も校刪）　深異之（〃ウ3注。墨線点「す」に虫損あり）　明年冬（〃〃〃）　与政通（〃〃4。「与」に虫損あり）　参錯（〃〃〃。「セシ」はB筆）不弁・（〃〃5。墨読点二重）　哀楽（〃〃〃。墨細筆音合符。上の「興衰」音合符は朱筆。「カク」細筆）

周武（二王後）（五ウ8。「武」に虫損あり）　随文之子孫（六オ1。「之」左旁上に汚れあり）　明堂太廟（〃〃4）　亡国子孫（〃〃7。「国」左旁に虫損あり）

雲濤（海漫々）（六ウ1）　年々（六ウ4。元「丁」あり、その上「に」を施す）　無覓処（六ウ5。「ニ」の下、元「ム」か）　浩々（〃〃〃。「浩」右上に虫損あり）　誑誕（六ウ7。元「ム」を「ン」に改む）　驪山塚上（〃〃8）　杜陵頭（〃〃〃。「頭」の「を」に「丁」を加う。校刪か）

入立（立部伎）。部伎絶無性識者退入（七オ3注。「識」を除く十字に朱見せ消ちを施し、改めて、それを総て抹消。即ち、校刪せず）　舞雙劒（七オ5。元「儛」、偏のみ摺消）　衆側耳（〃〃8。「衆」の「を」の位置にあるのは、声点（去））　操雅音（七ウ3。「操」の訓に合点に似る墨薄色細筆あり。合点か）　郊祀時言将言（〃〃4。「言」の下「将言」の二字校刪）　百獣舞（〃〃5。「マ」、元「フ」を改む）　将適（〃〃6。「将」に朱星点「に」墨「す」「する」あり、他は汚れ）

長老云（華原磬）（七ウ7注。元字を摺消し、「云」に改む。薄墨画は元字の跡）　不能和（〃〃8注。「不」右旁に虫損あり）　古人今人（八オ2）　梨園弟子（〃〃4）　知有新声（〃〃5。「声」の右上、すべて汚れ）　古称（〃〃〃。右旁訓「スラク」の右上「イ」を校刪）　立弁（〃〃〃。「立」の左旁、虫損。「弁」に「を」、声点（去）あり、その下は虫損）　忘封疆臣（〃〃7。「忘」の右旁訓「ワスレムタリ」の「タ」の右上、合点に非ず）　封疆死（〃〃8。「シヌルコト」の下は「ノ」或は「ソ」を塗抹）

鏗鏘（〃〃8。右旁「カイ」の下、虫損）　長安市児（八ウ1。元「児」に朱星点「を」あり、校刪）　両声（〃〃2）

貞元中尚存焉也（上陽白髪人）（八ウ4注。「焉」の下「也」、朱にて校刪）　玄宗末歳（〃〃6。元「歳」に朱星点「に」あり、校刪）　採択百余人（〃〃7。「を」、墨筆）　扶入（〃〃8。「て」は墨筆）　暗雨（九オ5。「暗」に「む」に似る虫損あり）　天難暮（〃〃6。「暮」の左旁、虫損）　百囀（〃〃〃。「百」に「の」に似る虫損あり）　梁燕双栖（〃〃7）　応笑（九ウ3）

老苦（〃〃5）　以諷之（〃〃6注。「諷」に虫損あり）　今日（〃〃7）　白髪歌（〃〃〃。「を」虫損、痕跡あり）

天宝末（胡旋女）（九ウ8注）　万周（一〇オ3。「て」は朱筆）　無已時（〃〃〃。「シ」極淡墨。「已」に「む」に似る虫損あり）

中原自有（〃〃6。「ヲ」、B筆）　尓不如（〃〃7。「如」左旁に墨校改符あり、極淡色）　二人最道（一〇ウ1。「ロ」は後補）　梨花園中（〃〃〃）　禄山胡旋（〃〃2。「山」の朱星点を「フ」にて抹消し、改めて、朱星点を加う。「に」よりも、「か」と認むべきか）

幾の年（新豊折臂翁）（一一オ2）　戸有三丁（〃〃5。外に「を」「は」あり）　点将（得）（〃〃〃。「将」の左旁、朱極淡色校改符「〻」あり）

駈向（カテ）（〃〃〃。元「カフテ」、「フテ」の上、肉太筆「テ」を加う。「へ」に似たるは「フテ」の校刪符と認めらるべく、「カヘテ」には非ざるべし）　何の処去（〃〃6）　哭声哀（カナシ）（一一ウ1。「ナ」の下、墨淡色「シ」あり）　兵部牒の中（〃〃3）　且・図（〃〃5。「図」の下の朱読点に「ㄱ」を加う、校刪か）　折来、六十年（〃〃6。補入の「成」、「年」の朱星点「に」に、共に、校刪符を付す。本文補入個所「。」も塗抹）

今猶（獨）在（〃〃8）　不然（カハ）（〃〃〃。「カハ」墨極細筆あり、その外側の訓、未詳。「不」に外に「は」あり）　身没（一二オ1。「没」の左旁下、塗抹の元字明ならず）　雲南に有万人塚（〃〃2注。朱「に」に虫損あるも痕跡残る）　防黷（ケガス）（コト）武（〃〃4。「コト」は推定、但し別筆か）　太武軍の（〃〃5注）　始授郎将（〃〃6注。「将」に朱校刪符を施す、「郎」の下、句点あり。共に誤か）　天宝の末（一二ウ1注）　人心而盗天下（〃〃2注。「心」の下、句点あるを校刪、「而」を校刪）　元和の初に（〃〃〃）　因備歌之也（〃〃3注。「也」、朱にて校刪）

人心好悪（大行略）（一二ウ7。「好」の左旁上、染みあり）　苦不常（ツネナ）（〃〃〃。「ツネナ」に非ず。「不」の朱星点「こと」「を」を校刪）

為参（シン）商（〃〃8。「ン」、元字も同じ。二字重なる）　古称（イ〔ヒ〕）□（〃〃〃。「ヒ」は推定、その下破損）　相弃背（スタラレ）（一三オ1。はじめA筆「ラレ」あり、その上に、B筆の「スタ」を加う）　何〔況〕（ムヤ）（〃〃〃。「ヤ」、殆んど、破損）　行路難〻（シ）（〃〃4）

百年の苦楽（〔ミ〕洛）（〃〃5。「苦楽」の訓合符、校刪）　右内史（〃〃8。「史」の左旁に虫損あり）　行路の難（こと）（〃〃〃）

俯察（司天台）〔ミ〕ル（一三ウ3。「ミ」、「ニ」のみ認め得る）　義和死（〃〃〃。「死」に「に」なし、虫損）　五星煌々（〃〃6。「星」の左旁に虫損あり）　是の時（〃〃7）　司天台の高（一四オ3）

(捕蝗)誰家子（一四オ5。「家」、朱「。」にて校刪）　千里間：（〃〃8。朱読点、墨句点あり。朱に「丁」を付すは、校刪か、但し、墨点を二度重ねるは、これも塗抹の意か。こゝは読点が妥当ならん。）　河南長吏（一四ウ1）　百虫来（〃〃4。「虫」の左旁に虫損あり）　呑一蝗（〃〃7。A筆「メリ」の上、B筆「ノ」を加う）　貞観二年（〃〃8注）　呑蝗蟲事具（〃〃〃〃。「蟲」、朱筆にて校刪）

(昆明春水満)王沢之広破（一五オ1。「破」は「被」の誤写。失校ならん）　今来緑水照青天（〃〃6。「緑」、元字「淥」を偏のみ改む。校注の「浄」、及び「水」の星点「に」、共に、校刪）　无不(云)被（〃〃8「不」の右旁、虫損あり、「云」のみ認め得る）　呉興山中（一五ウ6。はじめ「山」、起筆「一」を重ね、「の」を抹消する如く見ゆ）　同似昆明春（〃〃7。「む」は朱星点）

(城塩州)蕃東節度（一六オ2）　当要路（〃〃3。元「ル」を「レ」に改む）　百里外（〃〃7）　塩州未城（一六ウ3。「ト」の下、元「七」）　今日辺将恩（一七オ1）

(道州民)頻詔問（一七オ7。「問」の声点（平）を校刪）　璽書（一七ウ2。「璽」、元「璽」を改む）　宜悉罷（〃〃〃。「罷」の右旁「ヤ」の下破損）　道州民老者（〃〃3）　忘使君（〃〃7。「忘」に朱星点「む」「を」「こと」あるを薄墨にて校刪、右旁訓、及び「ヲ」の墨色と同じ。同時の筆ならん）

(駙犀)至十三年冬（一七ウ8注）　軀貞駭人（一八オ1。「シ」、濃淡二筆見ゆ）　駭鶏（〃〃〃。「鶏」の下、朱句点あり）　得達大明宮（〃〃2）　舘四方（〃〃5）　今歳苦寒（一八ウ1）　跪蹋（〃〃〃）　生帰本国（〃〃3。「生」の下、読点なし）　恐〔身〕凍死（〃〃〃。「身」に「の」認め得ず）　異貞元（〃〃6。「元」の下、句点あり。横棒に似るは虫損）

(五絃弾)氷の声寒（一九オ7）　平生耳（一九ウ3）　再三歎（〃〃7。「く」は朱線点）

(蛮子朝)合軍覆没也（二〇ウ3注。「合」、元「全」を、加筆し校改、「也」を朱筆にて校刪）　清平官（〃〃7）　不可得（二一オ3。墨「、」の上、朱星点「と」を加う）

(驃国楽)珠瓔（二一ウ1。「瓔」、元「纓」を改む）　苟無病（二二オ3。三字に墨校改符を施し、右旁に「苦未安」三字を書入る。この

三字、及び、校改符を、何れも、改めて摺消す）

（伝戒人）詔徒（二二オ7。「徒」、元「徒」を改む）　整巾潛淚（〃ウ8。「巾潛」の元字「衣整」を、改む）　定帰郷計（〃〃〃。「計」の下、墨句点あり）　定帰計之也（二三オ2注。「之」、朱筆にて校刪）　鼙（イ）鼓声（〃〃7。「イ」の痕跡、幽かに認め得る）

両処（二三ウ5。「処」に「て」なし、虫損）

（巻四）宮樹（一オ1。「樹」の下、朱読点あり）　瓦有松（〃〃2。「有松」の右旁、虫損あり）　八十一車（〃〃5。「車」に虫損あり）

有宴沃（ヨ）（〃〃6。「ヨ」の下、虫損。「沃」の下、朱読点の痕跡あり）　中人之産（タクヘ）（〃〃〃）　修（フサメタマフ）己（〃〃7。「ヲサメタマフ」の下、虫損。「修」に「に」なし）　不自嬉（タノシヒタモ）（〃〃8。「タモ」、或は「ヲモ」か、別筆）　驪宮高（シ）（一ウ1。「シ」に虫損あり）　君之来分（ルヨ）（トハ）（〃〃〃）

（百練鏡）非常の規（一ウ4）　舟中（〃〃5）　五月五日々午時（〃〃〃）　楊州の長吏（〃〃7）　不敢照（〃〃8。「敢」、左旁上に虫損あり）　百王の理乱（二オ3）　楊州の百練の銅（〃〃4）

（青石）連載（二オ6。「連」と、校注「運」の間に、墨筆に似る虫損あり）　人家の墓前の（〃〃8）　堅貞質（を）（二ウ3。朱星点の痕跡あり）　状（む）彼二人（〃〃〃）　矻不転（〃〃4。「矻」に入軽の声点あり）　確（カク）不移（〃〃〃）　骨化為（ナス）塵（〃〃7）

（両朱閣）似舞の腰（三オ6）　作梵宮（と）（三ウ3）　尽為（ナス）寺（〃〃〃）

（西涼伎）帖歯（ニ）（三ウ6）　来万里（〃〃7。「来」の左旁下に虫損あり）　両の胡児（〃〃〃）　知不（ルヤ）知（四オ3）　昔所（ナリ）聞（〃〃8）

立侯（〃ウ3注。「侯」、元「淮」を改変）　万里の行其の実（〃〃〃）　蕃漢の使（〃〃〃。「漢」に虫損あり）　痛惜（イ）（〃〃6）

（八駿図）穆王の八駿（五オ2。「駿」の左旁下「たり」に似る墨跡あり、意明ならず）　頸如鳥の（〃〃3）　何所（にか）之（〃〃4）　无歇（む）時（〃〃5）　不復（去声）（〃〃8）　如灰塵の（五ウ2）　不在大（シモ）（〃〃3）　千里の馬去（〃〃4）　漢の道興（〃〃〃）

（澗底松）工度之（六オ1。「之」の訓「レ」及び星点「を」を校刪）

（牡丹芳）憂農（六オ7注。「農」に「を」なし、虫損）　黄金の蘂（〃〃8）　紅玉の房（〃〃〃）　百枝の絳焰（六ウ1）　蘭麝嚢（を）（〃〃

2。星点及び声点(去)あり)　低嬌(〃〃6。「を」「て」は別筆線様星点)　笑容(〃〃〃。「ヱ」、はじめ細筆、その上、鼠色稍ゝ肉太筆を加う)　尋常(〃〃8。「イナハ」、既述)　軟犖(七オ1)　細馬豪家郎(〃〃2)　衛公宅(〃〃〃。朱星点「か」に「丁」を施す。校删か)　妖艶色(七ウ3)　愛花心(〃〃4。「愛」に朱星点「を」あるを校删)　披香(紅線毯)殿上(七ウ7)　竭力(八オ5。星点「と」は鼠色筆、極く稀)　不知寒(〃〃7。「を」は半ば虫損、「寒」の左上、虫損あり)　麦苗(杜陵叟)(八ウ3)　皆青乾(〃〃4。「カ」、墨筆極く淡色。極く稀)　典桑(〃〃5。合点、二重)　官租(〃〃〃。「租」、元「祖」を改む)　吾君(九オ3。「吾」の左旁、「か」の位置、はじめ稍ゝ上なるを消し、改めてその下に加う)　天台山上(緑綾)(九オ6)　越溪寒女(〃〃8)　塞北(九ウ1。「塞」、元「寒」を改む)　秋雁行(〃〃〃)　春水色(〃〃2)　一対(〃〃4。「一」の左旁、「カ」を校删)　曳土(〃〃5。「曳」に虫損あり)　費功績(〃〃6。「ヒ」、元「ヤ」を改む)　繚多(〃〃7。「繚」の左旁、「へ」か、明ならず)　塵灰(売炭翁)煙火色(一〇オ3。「灰」に朱校删符を施す)　口中食(〃〃4)　一尺雪(〃〃5)　南門外(〃〃7)　黄衣使(〃〃〃)　一車炭重(一〇ウ1)　充炭直(〃〃2)　得如花人(母別子)(一〇ウ6。朱星点「を」、半ば虫損)　掌上蓮華(〃〃7)　我二児(〃〃8。「我」に朱校删符を施す)　汝夫婦新(一一オ1)　林下烏鵲(〃〃2)　桃李樹花(〃〃3)　更有(〃〃5。「ラム」は「ナム」の外側訓)　五十疋縑(陰山道)(一一ウ1)　土非宜(〃〃2、声点(平)肉太)　短裁(〃〃4。左旁、墨細小校改符あり)　為可汗(〃〃5。「の」、朱墨重なる)　疎短織(〃〃7。星点「に」は墨筆)　陰山虜(一二オ2。「山」に「の」なし)　円鬟(時勢粧)(一二オ7。元字「馬」偏のみ改む)　赭面状(〃〃8)　元和粧梳(一二ウ1)　病時(李夫人)(一二ウ3。「時」に「に」あり、これを散す。或は、抹消の意か)　不咲(〃〃5。「不」に元「は」あり、「丁」にて校删か。校删、右旁の淡墨筆「ス」と同時か)　玉釜(去声)(〃〃6)　九華帳(〃〃7)　両不知(一三オ2。「知」に「て」なし、

虫損）　安用暫来（〃〃4。「イツ」の下の抹消の跡、元字不明。「イツ」の合点に似る墨筆は句点ならん）　重壁台の前（〃〃6）　奸姿（〃〃8。「奸」は「妍」の誤写か。角筆「クワン」を施す）　艶骨（〃〃〃。「骨」に墨筆「を」「て」あり）　命如葉（陵園妾）の（一三ウ4）　紅玉膚（〃〃6）　繋裙（モノコシ）（〃〃〃。「モ」の下、元「フ」か）　老母（〃〃8。「老」、元「者」を改む）　此身不合出（一四オ1）　月徘徊（〃〃2。「月」に、元、星点「に」あり、校刪）　緑蕪の牆（〃〃5）　君王の面（〃〃6）　楊州の小家の女（塩商婦）（一四ウ5）　蒼頭（〃〃6。「蒼」の下、元字不明。これを摺消し「。」に改む）　私家富（一五オ1。「ヌ」の下、元字不明）　何況又江頭（一五オ2。「又」は校合注の一種。前述）　濃粧（〃〃3。「濃」に「て」を誤り施し、散し消す）　両の朶（〃〃3）　須く慙愧（〃〃5）　死来日已久（〃〃6。「来」に朱校刪符を施す。既述）　誰家の第宅（杏為梁）（一五ウ2）　身是客（なり）（〃〃5。「なり」、墨淡色）　馬家宅子の（〃〃8）　存せるに宅門の（〃〃8）　魏家宅の（一六オ1）　倹存（も は）（〃〃3。「も」は「もの」ならん）　磨王の簪（井底引銀瓶）（一六オ5）　瓶沈（〃〃6。「沈」の左旁、虫損あり）　其奈何・（〃〃〃。墨中に、朱句読あり）　遠山の色（一六ウ1）　随戯の伴後園の中（〃〃〃）　墻の頭馬の上（〃〃3）　遙相顧に（〃〃3。「相」の左旁、虫損あり）　南山の松栢の樹（〃〃4）　松栢の化為心（〃〃5）　雙鬟（〃〃5。「鬟」、元「馬」偏を改む）　終知（〃〃7。「終」の元字不明。右旁の塗抹はその訓か）　帰こと不得（一七オ2）　滻水の（官牛）岸（一七オ5）　官道の西（〃〃7）　泥塗の（〃〃8）　右丞相の馬（〃〃〃。「の」、二重）　官牛の頸（一七ウ2）　纖如錐（紫毫筆）（一七ウ4。「如」の右旁墨は「ホソ」を消す）　江南の石上（〃〃〃）　生紫の毛（〃〃5）　東西府の御史（〃〃8）　左右台の起居（〃〃8）　黄金の闕（一八オ1）　白玉の除（〃〃〃）　紫毫の不易致（〃〃3）　進筆時に（〃〃4。「に」、朱線様筆）　金の貴（〃〃〃）　汴河の（隋堤柳）口（一八オ8）　成行（一八ウ2。「成」に「て」なし、虫損）　西自黄河（〃〃2。「自」の右旁、虫損あり）　縁影

一千・（〃〃3。読点、半ば虫損）　大業末年（〃〃3）　如雪（〃〃4）　紫髯（〃〃5。「髟」、元「馬」を改む）　如綴旒（〃〃7）　長垂無窮（一九オ1。「長」に朱校刪符を施す）　後年（〃〃2。「年」に虫損あり）　義旗（〃〃3。「旗」に「に」あるを散し消す）　呉公台下（〃〃5）　汴河路（〃〃〃。「路」の右旁、「尓」を抹消す）　後王（〃〃6）　厚葬（一九オ8。「葬」に虫損あり）　此何処（一九ウ1）　驪山脚下（〃〃〃）　秦皇墓中（〃〃2）　三重泉（〃〃）　象江海（〃〃3。「海」に虫損あり）　龍槨（〃〃5。「槨」に入声点あり）　可憐（〃〃5。「憐」、元「阝」偏を改む）　宝玉帰人間（〃〃6）　身禍（〃〃〃）　仮色（古家狐）（二〇オ6）　心悪仮（〃〃7）　狐仮女妖（〃〃8）　浅深間（二〇ウ3）　同真色（〃〃〃）　黒漂（黒潭龍）水（二〇ウ5）　如墨（〃〃〃）　不自神（〃〃6。「自」に虫損あり）　依巫口（〃〃8）　紙銭（二一オ1）　錦繖動（〃〃〃。「く」は朱筆）　幾多（〃〃3。二字に虫損あり）　林鼠山狐（〃〃〃）　九重泉底（〃〃5）　天上（天可度）鳥（二一ウ2）　笑中有刀（〃〃5）　鳥語人言（秦吉了）（二二オ1。「人」に虫損あり）　昨日長爪鳶（〃〃〃）　今日大觜烏（〃〃2）　嗉中（〃〃4）　鴛鶴群（〃〃5）　呉山（鷄九劒）中（二二ウ3）　我玉可切（〃〃7）　無令漫々蔽（〃〃8。「こと」墨筆）　前王（採詩官）乱亡之所由（二三オ2注）　下情上通（〃〃4）　上下安（〃〃4。「安」に虫損あり）　採詩官不置（〃〃5）　郊廟登歌（〃〃5）　万句（〃〃6。「句」、元「勾」を改む）　始不是（〃〃7。「不是…」「始従…」の二種の本文あり。本文誤写。前述）　章勾無規刺（〃〃7。「勾」は改めず）　朝庭絶諷議（〃〃8。「庭」左旁に虫損あり）　夕郎所賀（二三ウ2）　堂上言（〃〃4。「言」の左旁下、虫損あり）　門前事（〃〃〃）　求諷刺（〃〃8。「諷」に角筆去声点あり）

首題に掲げた白氏文集巻三・四の閲覧並びに調査に関しては、御所蔵者神田喜一郎氏より、格別の御高配、御厚誼を辱くし

た。また、長期に亘る調査期間中、大谷大学の高橋正隆氏には、終始御懇情を賜った。更に、校勘のため、本文に引用した白氏文集諸本の御所蔵者各位には、種々、御高配を載いた。
各位に対し、深甚なる謝意を表す。